



PROLOGUE

大東市暮らしのガイドブック
発行にあたって

大東市は、飯盛山、生駒山を東に望む美しい風土に恵まれ、大阪都心部にも程近い、人口約12万人を擁する都市です。

本市では、市民・企業・行政による協働のまちづくりを進め、市民の誰もがこのまちに愛着を持ち、いつまでも住み続けたいくなるまちをめざしています。

令和4年12月に発行いたしました「大東市暮らしのガイドブック」も、発行から2年が経過したことから、このたび改訂版を発行することとなりました。

引き続き、このガイドブックを市民の皆様の暮らしの手引きとして、広く活用いただければ幸いです。

なお、改訂版の発行に際しまして、多くの団体・事業者の皆様に多大なご協力を賜りましたことを心から厚く御礼申し上げます。

令和7年5月 大東市長

大東市暮らしのガイドブック

令和7年5月発行

ご利用にあたって

- ◆掲載している情報は令和7年4月現在の内容です。内容や手続きなどに変更があった場合は、広報「だいたう」（毎月1日発行）や大東市ホームページなどでお知らせしています。
- ◆市外局番(072)は、冊子では原則、省略しています。
- ◆この冊子は広告スポンサーのご協力により掲載していますが、市が広告主を推奨するものではありません。

お問い合わせ

本誌内容については
大東市役所 ☎072-872-2181(代表)
業務時間…午前9時～午後5時30分
閉庁日…土・日曜日、祝日、年末年始



発行

大東市・株式会社サイネックス



大東市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
☎06-6766-3333(大代表)

広告
販売

株式会社サイネックス 大阪支店

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
☎06-6766-3350

※掲載している広告は、令和7年4月現在の情報です。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

「大東市暮らしのガイドブック」の使い方

皆さまのご自宅にお届けした「大東市暮らしのガイドブック」は、大東市にお住まいの方々のためのガイドブックです。
ぜひ、隅々までお読みいただいて、日々の暮らしにご活用ください。



表紙から
直接見たい
ページへ！



とても便利な三部構成

- 1** まちへの愛情が深まる
地域情報
- 2** 困った時に頼れる
行政情報
- 3** 毎日の暮らしを支える
生活情報

暮らしに役立つ情報がスムーズに探せます

手に取りやすい雑誌サイズだから
目につく場所に置いておけば重宝！



調べごとを思いついた際、パソコンと違って電源を入れる必要がないから、知りたい情報にすぐたどり着きます。テレビリモコンなど普段使いが多い道具のそばに置いておくと便利です。

わがまちの魅力を再発見できる
楽しい記事がぎっしり満載！



行政情報のほかに、地域情報のページには、自分たちが暮らすまちの歳時記やみどころなど、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる記事がいっぱい詰まっています。

たとえ急に病気になっても
お医者さんがすぐ見つかる！



市内のお医者さんを網羅したリストやMAPを掲載しているので、困ったときはすぐに目を通しましょう。きっとあなたの力になる、あなたを支えてくれるお医者さんが見つかります！

市内の公共施設の利用方法が
ひとめでパッとわかります！



図書館やスポーツ施設などの情報が掲載されています。まちの公共施設を賢く利用して有意義な時間を過ごしましょう。



知りたい情報を探してみよう /

CONTENTS

大東市暮らしのガイドブック 2025年度

- 3 発行にあたって
- 8 ライフサイクルインデックス
- 10 あなたのそばの医療機関(広告)

大東市ガイド 14

- 14 大東市をご紹介
- 17 大東市からの情報をキャッチしよう!
大東市をおさんぽしよう
- 18 ▶ 話題のスポット編
- 20 ▶ 飯盛城と飯盛山編
- 22 ▶ 歴史資産編
- 24 大東市のイベント
- 26 子育てするなら、大都市よりも大東市。
- 30 施設マップ
- 32 施設一覧
- 34 コミュニティバスと乗合タクシー
- 36 暮らしの安心を全力サポート!!

消防・防災ガイド 40

- 40 緊急時のテレホンガイド
- 40 地震発生時の行動
- 41 家の危険箇所をチェック

届け出と証明 42

- 42 本人確認について
- 42 戸籍に関する届け出
- 43 住民票に関する届け出
- 43 証明書
- 44 印鑑登録
- 44 本人通知制度
- 44 住民基本台帳事務における
支援措置制度
- 44 証明書コンビニ交付サービス
- 45 住居表示に関する届け出
- 45 マイナンバーカード・
公的個人認証サービス
- 45 パスポート申請

市税 46

- 46 市税の内容
- 47 市税の納付
- 47 市税に関する証明

国民健康保険・ 介護保険・国民年金 48

- 48 国民健康保険
- 49 介護保険
- 49 介護予防・日常生活支援総合事業
- 50 大東市地域包括支援センター
- 51 国民年金制度
- 52 後期高齢者医療制度

福祉 53

- 53 障害者の福祉
- 54 高齢者の福祉①
- 56 高齢者の福祉②
- 58 民生委員児童委員・
コミュニティソーシャルワーカー
- 58 生活困窮者自立支援制度

健康・医療 59

- 59 健康診査および各種がん検診など
- 60 医療費助成
- 61 予防接種の受け方
- 62 病気になったら

子育て・教育 63

- 63 妊娠・出産
- 64 手当・給付金など
- 64 子育て支援事業
- 65 相談・支援事業など
- 66 保育所(園)・認定こども園・
小規模保育施設・幼稚園
- 66 市立小学校
- 67 教育費にお困りのとき
- 67 家庭教育支援

暮らし 68

- 68 住宅
- 68 生活保護
- 68 ごみ収集

- 70 リサイクル
- 70 し尿の収集
- 70 飼い犬・猫の管理
- 73 有害鳥獣捕獲許可
- 73 水道
- 74 下水道
- 75 環境
- 75 墓地
- 75 だいたう電子図書館
- 76 消費生活相談
- 76 交通災害共済・火災共済

産業 77

- 77 中小企業支援
- 77 起業・創業支援
- 77 就職支援
- 77 森林・農地

まちづくり 78

- 78 まちづくり
- 78 放置自転車などの対策
- 78 移送・撤去された
自転車などの保管場所
- 79 自転車駐車場の管理

市議会・選挙 80

- 80 市議会
- 80 選挙

市政を知る 81

- 81 パブリックコメント手続制度
- 81 情報公開制度・個人情報保護制度・
市民情報コーナー
- 81 人権
- 82 広報
- 82 広聴
- 82 まちづくり出前講座

自治会 83

- 83 | 自治会加入について

各種相談 85

施設案内 89

- 89 公共施設予約システム
- 89 総合文化センター
- 91 来ぶらり南郷
- 92 来ぶらり四条
- 92 生涯学習センター「アクロス」
- 93 生涯学習ルーム「まなび北新」
- 93 堂山古墳群史跡広場
- 94 文化情報センター「DIC21」
- 94 野外活動センター(キャンピィだいたう)
- 94 大阪産業大学「Wellness2008」
- 95 市民体育館
- 96 龍間運動広場(龍間ぐりーんふいーると)
- 96 市立テニスコート
- 97 市民会館
- 98 北条コミュニティセンター
(いいもりぶらざ内)
- 99 ワークサポート大東
- 99 大東ビジネス創造センター D-Biz
- 100 野崎まいり公園
- 100 青少年教育センター
- 101 すこやかセンター
(保健医療福祉センター)
- 101 総合福祉センター
- 101 諸福老人福祉センター
- 101 老人憩の家
- 102 人権教育啓発センター
- 102 人権文化センター
- 103 子育て支援センター
- 104 子ども発達支援センター
- 104 高齢者交流センター
- 104 地域交流センター

生活ガイド 105

- 105 大東商工会議所
- 106 医療マップ 病院・医院・薬局
- 112 医療マップ 歯科
- 114 一般社団法人 大東・四條眼科医師会
- 115 一般社団法人 大東・四條歯科医師会
- 116 北河内薬剤師会
- 117 大東市の医療機関案内
- 118 暮らしマップ
- 120 住まいの基礎知識
- 126 不動産のQ&A
- 127 葬儀とお墓の豆知識
- 128 素敵にキレイをはじめ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。





必要な手続き・暮らしの情報をお探してください /

LIFE CYCLE INDEX

ライフサイクルインデックス

赤ちゃんが
生まれたら

出生届…P42

生まれた日から
14日以内に届出

誕生

- 出生届 …… P42
- 親子(母子)健康手帳 …… P63
- 児童手当など …… P64



育児

- 子どもの予防接種 …… P61
- 子ども医療費助成 …… P61
- 子どもの健康診査 …… P63
- 母子・父子・
寡婦福祉資金 …… P64



教育

- 認定こども園・幼稚園 …… P66
- 放課後児童クラブ …… P66
- 転校 …… P67
- 奨学金など …… P67



このマークの場合には
市役所に
届け出てください。



結婚したら

婚姻届…P42

届け出た日から効力

結婚

- 婚姻届 …… P42
- 転入・転居・転出届 …… P43
- 印鑑登録 …… P44
- 国民年金 …… P51



成人

- 税金 …… P46
- 国民健康保険 …… P48
- 国民年金 …… P51
- 選挙 …… P80



必要なとき
印鑑登録
……P44

生活

- 転入・転居・転出届 …… P43
- 戸籍・住民票などの証明 …… P43
- 国民健康保険の
加入・変更 …… P48
- ごみの出し方 …… P68



家族が
亡くなったら

死亡届…P42

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出

健康

- 各種健診(検診) …… P59
- 健康相談 …… P60



老後

- 介護保険 …… P49
- 後期高齢者医療制度 …… P52
- 障害者の福祉 …… P53
- 高齢者の福祉 …… P54



引っ越しに関する届出

転入してきたら
転入届…P43
転入した日から14日以内に届出

市内で住まいが変わったら
転居届…P43
転居した日から14日以内に届出

市外へ転出していくとき
転出届…P43
転出前に届出



緊急時防災

消防・防災ガイド…P40





診療科目別

あなたのそばの医療機関 ①

※ここは有料広告掲載ページです。



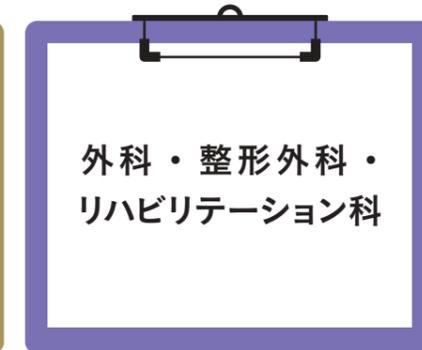
病院



内科



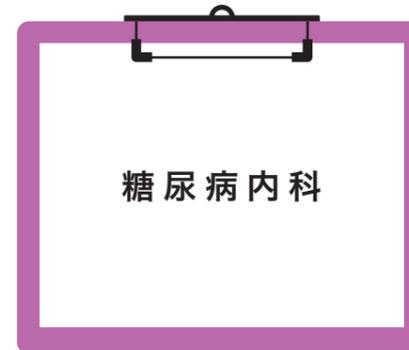
循環器内科



外科・整形外科・
リハビリテーション科



医院・診療所



糖尿病内科





診療科目別

あなたのそばの医療機関 ②

※ここは有料広告掲載ページです。



産婦人科



眼科



歯科



小児歯科



矯正歯科



耳鼻咽喉科



皮膚科





人口・世帯数(令和7年2月現在)

人口 115,445人 (男性 56,172人 女性 59,273人)
世帯数 58,334世帯



都会と田舎の良いところ取り

面積は18.27平方キロメートル(府内30番目)、人口は約12万人(府内15番目:令和2年国勢調査)。JRの4駅(住道駅、四条畷駅、野崎駅、鴻池新田駅)からアクセスでき、都心から電車で約10分、かつ広大な緑地公園や自然を有し、空気もおいしい。コンパクトな割に、図書館が3館と充実している、都会と田舎のイトコ取りをした、まさに「ちょうど良い」まちと言えます。更に大東市と言えば…のざきまいり、三好長慶、飯盛城跡、と言われるように歴史的な資源も数多く、ハイキングコースには当時の石垣を見ることが出来る、歴史豊かなまちです。

「ちょうど良い」まち大東市!



Access

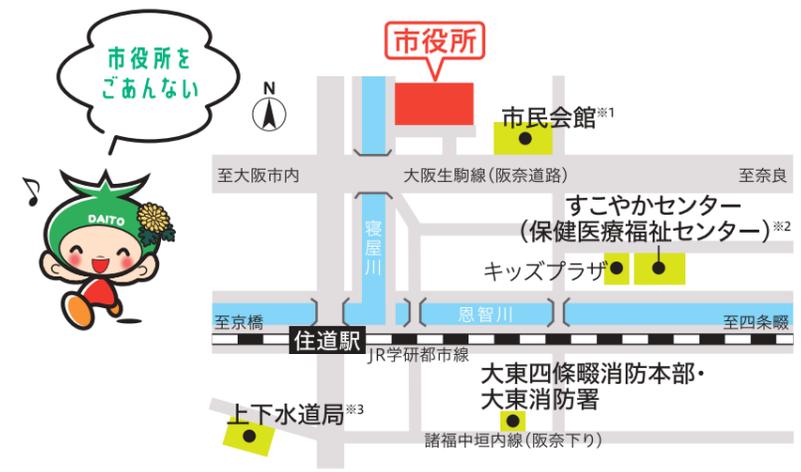
Table showing train routes from Osaka, Kitano, and Shin-Osaka to Daito via JR lines, with travel times for various services like Rapid and Normal.

Table showing car routes from Daito Higashi I.C. and Monji I.C. to Daito City via the Hanshin Expressway, with travel times of approximately 10 and 15 minutes.

大東市は通勤・通学に便利!



<広告>



※1 市民会館4階に危機管理室、5階に教育委員会、産業・文化部があります。
※2 すこやかセンター(保健医療福祉センター)3階に地域保健課、ネウポランドだいとう、家庭児童相談室があります。
※3 上下水道局灰塚配水場2階に上下水道局総務課、1階に水道施設課、下水道施設課、別館にお客さまセンターがあります。



大東市役所
〒574-8555
大阪府大東市谷川一丁目1番1号
TEL 072-872-2181 (代表)
開庁時間…午前9時～午後5時30分
お休み…土・日曜日、祝日、年末年始



大東市民憲章

昭和46(1971)年10月1日

大東市は飯盛、生駒を東にのぞむ美しい風土と人情のもとに、魅力ある近代都市へと発展するまちです。

わたくしたちは、このまちに住む市民であることを誇りとし、わたくしたちの手で、ほんとうに住みよいまち大東市を建設するために、この憲章を定めます。

わたくしたち大東市民は

- 1. 自然を愛し、環境をととのえ心をあわせて美しいまちをつくりましょう
- 1. たがいに尊敬し、はげましあい心をあわせて明るいまちをつくりましょう
- 1. ことばをただし、礼儀をまもり心をあわせて秩序あるまちをつくりましょう
- 1. 健康で、働くことによるこびをもち心をあわせて豊かなまちをつくりましょう
- 1. 伝統をたつとび未来をそだて心をあわせて文化のまちをつくりましょう

市章

昭和31(1956)年8月制定

大東市は住道町、四条町、南郷村の2町1村が合併して、昭和31年4月に誕生しました。大阪市の東部に隣接する衛星都市として飛躍的發展が期待されるといふ明るい展望のもと、市制のスタートを切りました。

過去の栄光と将来への明確な展望を「光は東方より」のことわざに託して「大東市」と命名されました。市章は、「大とう」の文字をデザイン化したもので、公募によって定められました。



市の木・市の花

昭和46(1971)年10月制定



市の木/さんごじゅ



市の花/菊



大東市からの情報をキャッチしよう!

大東市では広報誌やホームページ、各種SNSなどを通じて、市民の皆さんに様々な情報を提供しています。簡単な登録が必要なものもありますが、ぜひ、この機会にご利用ください。



LINE

市の情報をもっと分かりやすく、もっと便利にお届けします。



大東市ホームページ

インターネットで大東市のさまざまな情報を提供しています。



広報だいとう

毎月1日発行の広報誌です。駅や公共施設で受け取ることができます。



Instagram

皆さんが見つけた市内のおすすめスポットや素敵な風景などの写真・動画を紹介しています。



皆さんが見つけた大東市の魅力を、「#ダイトウスタイル」をつけて、市と共有してみませんか。

アカウント名: @daitostyle



YouTube

大東市の魅力や市政情報を映像で伝えています。



facebook

市の最新情報を発信しています。アカウントをお持ちでない人も閲覧できます。



大東市防災アプリ

災害時に、市が把握・公開する情報がリアルタイムにアプリに反映され、災害情報をいち早く知ることができます。備えの一つとしてスマートフォンにインストールしましょう。



大東市を
おさんぽ
しよう

話題のスポット 編



morineki

レストランやベーカリー、アパレルショップなどが立ち並ぶショッピングエリアと、公園エリア、住宅エリアが一つになった複合施設。芝生が広がる「もりねき広場」でゆったりとした時間を過ごすことができます。

NOTE

都市景観大賞(国土交通大臣賞)や日本建築学会賞を受賞するなど、全国からも注目を集めています!

深北緑地

JR野崎駅またはJR四条駅駅から徒歩15分のところにある大きな公園。芝生広場やBBQ広場、ドッグランなどがあり、子どもから大人まで楽しむことができます。

楽しい遊具がいっぱい!



アクティブ・スクウェア・大東

旧深野北小学校の校舎をそのまま活かした、どこか懐かしい雰囲気のある施設。運動場や体育館、教室などでイベントが開催されており、宿泊等が可能です。



JR住道駅周辺エリア

JR住道駅前デッキ及び末広公園を中心とした駅前の賑わい空間。市内外からキッチンカーやハンドメイドクリエイターなどが集まるマーケットや、イルミネーションなどのイベントが随時開催されています。



▶大東市スマイルミネーション
JR住道駅前デッキを中心に毎年冬に実施



もりねきのみち



もりねき広場



もりねき住宅

マスコットキャラクター
ダイトン★コレクション

ししまいダイトン



お気に入りの
ダイトンを
見つけてね!



▲大東ズンチャッチャ夜市
JR住道駅前デッキで3~11月の最終水曜日の夜開催されるナイトマーケット



▲モノ市
末広公園で定期的に開催される青空マーケット



大東市を おさんぽ しよう

飯盛城と飯盛山 編

飯盛城跡

飯盛城跡は飯盛山(標高314メートル)に築かれた戦国時代の山城跡です。城は享禄年間(1528~32)、木沢長政によって築城され、天文20年(1551)に安見宗房が入城した後、永禄3年(1560)、三好長慶が芥川城(高槻市)から移り、居城としました。眼下には大阪平野が広がり、比叡山、京都、北摂の山並み、神戸、淡路島など、三好長慶が統治した範囲を見渡すことができます。

NOTE

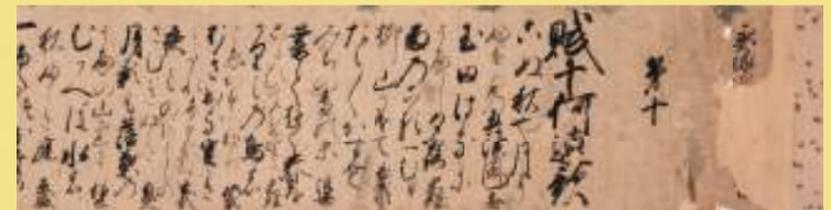
平成29年に続日本100名城・令和3年に国史跡に指定されて以来、ますます注目されています!

◆城主・三好長慶(1522~64)

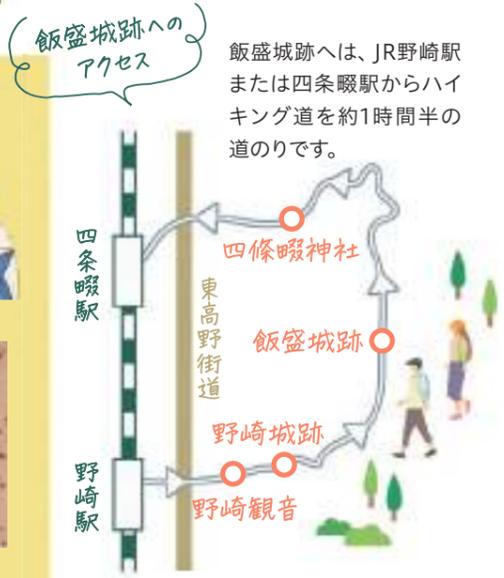
阿波国(徳島県)出身の武将。主家の細川氏から独立し、将軍足利義輝を京都から追放して政治の実権を握った「最初の天下人」として知られています。三好長慶が入城した後、飯盛城では連歌師や茶人らを招いた「飯盛千句」という大規模な連歌会が催されていたことなどが記録から分かっています。



▲三好長慶像(大徳寺・聚光院蔵)



▲飯盛千句 第十百韻 写本(市指定有形文化財)



飯盛城跡へのアクセス

飯盛城跡へは、JR野崎駅または四条畷駅からハイキング道を約1時間半の道のりです。



◀上空からみた飯盛城跡

範囲は東西400メートル、南北700メートルで、西日本有数の広さを誇ります。



飯盛山

初心者でも歩きやすい登山道があり、展望台では大阪平野の絶景を見渡すことができます。また、国史跡に指定された戦国武将・三好長慶の居城「飯盛城跡」があり、当時の様子を再現できるVR体験や攻城ゲームを楽しむことができます。



TOPICS

アプリをダウンロードして飯盛城をもっと楽しもう!

令和4年5月より公開されたアプリ『よみがえる飯盛城〜「天下人」三好長慶 最後の居城』。在りし日の飯盛城を再現した3DCGが楽しめ、現地に赴きVRで当時の風景を360度満喫できるほか、CGの三好長慶と記念撮影や攻略ゲームができます。三好長慶、最後の居城をたっぴりと仮想体験してください。

ダウンロードはこちら



Google Play



マスコットキャラクター ダイトン★コレクション

さくらダイトン



お気に入りのダイトンを見つけよう!

マスコットキャラクター ダイトン★コレクション

お料理ダイトン



お気に入りのダイトンを見つけよう!

大東市を
おさんぽ
しよう

歴史資産 編



慈眼寺

創建時期は不明ですが、江戸時代前期の元和年間(1615~24)に曹洞宗の僧侶・青巖が復興したとされ、平安時代につくられた本尊の十一面観音立像(市指定有形文化財)は市内に現存する最古の仏像です。

◀十一面観音立像
(1月1日、春分の日、8月15日、秋分の日に開帳)



専応寺

親鸞の高弟二十四輩の一人である唯信が鎌倉時代に創建したと伝っており、太子堂には聖徳太子立像(市指定有形文化財)が安置されています。



◀聖徳太子立像
(1月1日、春分の日、8月15日、秋分の日に開帳)



堂山古墳群

堂山古墳群(市指定史跡)は5~7世紀に築かれた古墳群です。1~7号墳は、史跡広場として整備されています。

堂山1号墳出土甲冑▶
(大阪府指定有形文化財 大阪府教育委員会所蔵)



堂山1号墳



2号墳からの眺望

大阪平野を見渡せます



御領水路

御領地区は水郷のまち。水路沿いには門構えのある旧家や段蔵と呼ばれる北河内特有の蔵が建てられ、復元された田舟の乗船体験も行われています。



▲水路と段蔵



▲田舟の乗船体験
(4~9月の第1・3日曜日10:00~12:00に乗船体験実施)

辻本家住宅

江戸時代に御領村の庄屋をつとめた旧家。天保5年(1834)に建築された主屋(国登録有形文化財)には上層農家だけに認められた式台などがあります。



平野屋新田会所跡

江戸時代、新田を管理した会所の千石蔵(米蔵)・道具蔵・船着場の遺構が残っています(市指定史跡)。周辺には会所の屋敷神であった坐摩神社や樋門など、深野池の新田開発の歴史を物語る遺産も残っています。



▲坐摩神社本殿

10月の秋まつりは一年で一番賑わいます

諸福天満宮

諸福村の氏神として、寛永20年(1643)に勧請。創建時に建てられた一間社流造の本殿(市指定有形文化財)は市内に現存する最古の建造物です。



マスコットキャラクター
ダイトン★コレクション

お月見ダイトン



お気に入りのダイトンを見つけよう!

マスコットキャラクター
ダイトン★コレクション

溶接ダイトン



お気に入りのダイトンを見つけよう!

大東市のイベント / Event

大東市で開催される
楽しいイベントを
厳選してご紹介します。



3月

三好長慶公武者行列 in 大東

戦国武将・三好長慶をPRするため、甲冑などの時代衣装を着て、道中を練り歩きます。



春

3月 三好長慶公武者行列 in 大東
北条公園

5月 のぎきまいり
野崎観音

憲法週間記念のつどい
サーティホール

大東市民体育大会 春の部
市民体育館

5月



のぎきまいり

有縁無縁のすべてのものに感謝のお経をささげる行事です。

7~8月



盆踊り

お年寄りから子どもまでの多くの方が、地域に愛着と誇りをもって参加します。



夏

7~8月 盆踊り
市内各地域

マスコットキャラクター ダイトン★コレクション

給食ダイトン



お気に入りのダイトンを見つけよう！

秋



9月 大東市民体育大会 秋の部
市民体育館

10月 秋まつり(だんじりまつり)
市内各地域

大東スポーツカーニバル
市民体育館

11月 大東市民文化祭
総合文化センター

農業まつり
末広公園(住道駅南公園)

大東市民まつり
末広公園(住道駅南公園)

大東市民まつり

市民が主役！大東市の風物詩！



農業まつり

地場産野菜の販売や、楽しいイベントなどが盛りだくさん！

秋まつり(だんじりまつり)

市内の各地域で開催されます。



冬



12月 大東市スマイルミネーション
住道駅北側駅前デッキ

大東市民マラソン大会
深北緑地

人権週間記念のつどい
サーティホール

1月 消防出初式
末広公園(住道駅南公園)

「成人の日」記念式典
サーティホール



大東市スマイルミネーション

市民や企業の皆さんが企画・運営に取り組んでいます。皆さんの笑顔と幸せがあふれるイベントです。



大東市は
子育てが
凄い!

子育て支援



子育てするなら、
大都市よりも大東市。

ネウボランドだいとう

妊娠・出産・子育てに関する相談に、専門相談員がワンストップで対応する総合窓口。妊娠が分かった時から子どもが18歳になるまでの、子育てに関する情報提供窓口を一本化することで、スムーズで切れ目のない支援を行います。相談先に迷った時は、まずこちらにご相談ください。また「身長・体重測定」等も行っていきますので、ぜひお気軽にご利用ください。

所 幸町8-1 すこやかセンター(保健医療福祉センター)3階 ☎874-2766・2767
時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) / 午前9時～午後5時30分



子育てにお役立てください!

■子育て応援サイト「のびのび大東っ子」

イベントや子育て相談情報などが確認できるサイトです。大東市ホームページから確認できますので、是非ご利用ください。

詳しくはこちらから▶



■だいとう子育てガイドブック

妊娠時から子育てに関わる事業の紹介、子育て情報の提供やアドバイスを目的に「子育てガイドブック」を作成しています。



マスコットキャラクター
ダイトン★コレクション

カラオケダイトン



お気に入りの
ダイトンを
見つけてね!

妊娠～子育て期を切れ目のない支援でサポートします!

妊娠

妊婦とご家族が楽しく、充実した毎日を送れるように支援します。

■親子(母子)健康手帳の交付、妊婦訪問など

妊娠届の受付、親子(母子)健康手帳などの交付を行います。その際に、助産師・保健師がゆっくりお話を伺い、出産までの健診や相談、訪問などのマタニティライフサポートプランを作成します。また、母子保健コーディネーターがご自宅へ行き、妊娠中の体調や出産後の育児などについてお話を伺います。

沐浴体験などができる、ママパパ学級にもぜひ参加してみましょう!



出産

専門知識をもったコーディネーターが皆さんの子育てを応援します。

■新生児訪問、はろーベビィ訪問・にこにこ訪問など

保健師や助産師、保育士などがご自宅へ行き、育児のご相談に乗ります。

自宅だから
助かるわ



幼児期

それぞれの生活パターンに合ったサービスなどをご紹介します。

仕事への復帰、保育所・園への入園など、生活パターンが変わることで生じる悩みを、子育てコーディネーターがお聞きします。気になることは、一人で抱え込まず気軽にご相談ください。

お任せ
ください!



就学期

スクールソーシャルワーカーや臨床心理士等が学齢期のお子さんへのお悩みに対応します。

学校での悩みや困り事について、スクールソーシャルワーカーが学校、地域などと連携しながら支援を行います。





大東市は 子育てが 凄い!

子育てサポート 施設

子育て支援センター

大東市在住の妊婦や、就学前の乳幼児と保護者が利用できる施設です。親子で参加できる講座・教室や子育て講座などを開催しているほか、子育ての悩みや不安などについてもお気軽にご相談ください。

南郷子育て支援センター (通称: のびっこ)

所 太子田一丁目12-37 TEL 872-0013 時 月～土曜日/午前9時～午後5時
休 日・祝日 および12月29日～1月3日



プレイルーム
親子でいつでも自由にご利用できます。



遊具
砂場、滑り台、ブランコ、三輪車などの遊具があります。

相談時間

【電話相談】月～土曜日/午前9時～午後8時
【来所相談】月～土曜日/午前9時～午後5時
【訪問相談】月～土曜日/午前9時～午後5時

教室・講座

子どもの成長について一緒に考えたり話し合いながら交流を深め、共に学び合っていきます。また、楽しい物づくり教室も開催しています。



四条子育て支援センター (通称: ひよっこ)

所 野崎一丁目6-35 TEL 876-7510 時 月～土曜日/午前9時～午後5時
休 日・祝日 および12月29日～1月3日



プレイルーム
親子でいつでも自由にご利用できます。



ふれあいコーナー
いろいろな人と出会い、交流が生まれる時間を大切にしたい場所です。



子育てひろば
子ども遊び場ルームを自由に開放します。親子の交流の場としてご利用ください。

キッズプラザ

所 幸町8-8 TEL 874-8800 FAX 874-8844 時 月～土曜日/午前9時～午後5時
休 日・祝日 および12月29日～1月3日

教室・講座

その他、年齢に合わせた親子遊び「キッズ年齢別教室」や、役立つミニ講座「子育て連続講座」をお届けします。

詳しくはこちらから▶



つどいの広場

主に乳幼児(0～3歳)をもつ親と子どもが気軽に集い、自由に遊んだりおしゃべりできます。また育児相談も行っています。大東市認定子育て支援コーナーもいます!



リュッカ

所 赤井一丁目 TEL 814-9009
時 火～土曜日/午前10時～午後3時
休 年末年始・祝日

きしゃぼっぽ

所 灰塚五丁目 TEL 875-8855
時 月～金曜日、第3土曜日/午前10時～午後3時
休 年末年始・祝日

はぐくみひろば

所 諸福三丁目 TEL 803-8993
時 月～土曜日/午前10時～午後3時
休 年末年始・祝日

みどり

所 北条一丁目 TEL 807-5466
時 月～金曜日、土曜日(月2回不定期)/午前10時～午後3時
休 年末年始・祝日

まんまいーよ

所 深野三丁目 TEL 080-6228-1140
時 月～金曜日、偶数月の第3土曜日/午前10時～午後3時
休 年末年始・祝日



病児保育

お子さんが病気または病気回復期にあるため、集団生活が困難な期間に、看護師・保育士がお子さんをお預かりする特別保育事業です。

利用料金や利用方法については市のホームページをご覧ください



あすなろ病児・病後児保育室 定員6名(予約優先)

所 末広町11-6 TEL 870-1515
時 月～金曜日/午前9時～午後5時
土曜日/午前8時～午後2時
※休日を除く



野崎徳洲会病院 病児保育室こっこハウス 定員6名(予約優先)

所 谷川2丁目10-50 TEL 872-1360
時 月～金曜日/午前8時～午後5時30分
※休日を除く



診療所

中学生以下の小児内科疾患に対する応急的な診察を行う施設です。

休日診療所

【診療科目】小児科(中学3年生まで) ※他市にお住いの人も受診できます。
所 幸町8-1 すこやかセンター(保健医療福祉センター)1階 TEL 874-5110
時 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) / 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分



ユニークな試みをするこんな施設もあります!

From Earth Kids (フロム アース キッズ)

プログラミングやダンススタジオ、サッカースクールに視覚機能を高めるトレーニングなど、子どもたちの学び(自育)の場が集まった複合施設です。

所 諸福1丁目12-12 TEL 872-1801
※開館時間等は施設に直接お問い合わせください。



コンセプトは「自育する場所」





大東市 施設マップ



各施設の住所などはP32~33のリストでご確認ください。



全体図

大東市ガイド



大東市ガイド

- 凡例**
- ⊗ : 学校
 - ⌘ : 消防署
 - ⊗ : 警察署
 - ⊕ : 郵便局
 - ⊕ : 病院・医療機関
 - : 公園



この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジーズ株式会社の地図データベースを使用しました。
©2024 GeoTechnologies, Inc.



施設名	電話番号	所在地
市役所	872-2181	谷川一丁目1-1
上下水道局	871-1191	灰塚四丁目1-1
大東四條畷消防本部・大東消防署	875-0119	新町13-35
大東消防署東分署	862-0119	野崎三丁目1-20
大東消防署西分署	875-1119	南郷町1-28
市民会館(キラリエホール)	871-0001	曙町4-6
すこやかセンター(保健医療福祉センター)	874-9500	幸町8-1
休日診療所(日曜日・祝日・年末年始)	874-5110	幸町8-1
ネウブランドだいたう	874-2767	幸町8-1
総合文化センター文化ホール(サーティホール)	873-0030	新町13-30
公民館(総合文化センター内)	873-3522	新町13-30
中央図書館(総合文化センター内)	873-3523	新町13-30
西部図書館(来ぶらり南郷内)	873-1451	氷野四丁目4-70
東部図書館(来ぶらり四条内)	812-6768	野崎三丁目6-1
歴史とスポーツふれあいセンター(来ぶらり四条内)	876-7011	野崎三丁目6-1
堂山古墳群史跡広場	876-7011	寺川四丁目675-1
生涯学習ルーム「まなび北新」	876-7701	北新町3-101
生涯学習ルーム「まなび南郷」(来ぶらり南郷内)	873-1451	氷野四丁目4-70
生涯学習センター「アクロス」	869-6505	末広町1-301(ローレルスクエア住道サントワ内)
文化情報センター「DIC21」	869-6505	住道二丁目3-1(ALBi 住道)
野崎まいり公園	878-3303	野崎二丁目6-10
市民体育館	871-3201	寺川一丁目20-20
龍間運動広場(龍間ぐりーんふいーるど)	869-1177	龍間1981-7
市立テニスコート	875-0856	谷川二丁目9
北条コミュニティセンター(いいもりぶらざ)	812-7900	北条一丁目16-16
教育委員会(市民会館内)	870-9101	曙町4-6
野崎青少年教育センター	877-7585	野崎一丁目24-31
北条青少年教育センター	876-0002	北条三丁目18-18
南郷子育て支援センター	872-0013	太子田一丁目12-37
四条子育て支援センター	876-7510	野崎一丁目6-35
キッズプラザ	874-8800	幸町8-8
子ども発達支援センター	812-7791	北条一丁目16-16
幼児発達支援教室	812-7792	北条一丁目16-16
野外活動センター(キャンピィだいたう)	869-0232	大字龍間1846
総合福祉センター	872-2222	新町13-13
北条老人憩の家	878-4651	北条三丁目15-15
野崎老人憩の家	879-6076	野崎一丁目8-28
諸福老人福祉センター	871-2771	諸福一丁目12-12
人権教育啓発センター(市役所内)	870-0441	谷川一丁目1-1
北条人権文化センター	877-6066	北条三丁目10-5
野崎人権文化センター	879-1551	野崎一丁目24-1
ワークサポート大東・地域就労支援センター	870-5370	住道二丁目2(大東サンメイツ2番館4階)
大東ビジネス創造センター-D-Biz	870-9061	曙町4-6

施設名	電話番号	所在地
救急病院	874-1641	谷川二丁目10-50
野崎徳洲会病院	870-0200	大野二丁目1-11
大東中央病院	875-0100	諸福八丁目2-22
仁泉会病院	872-7327	太子田三丁目1-20
中保原	876-5630	野崎一丁目6-35
南郷保育所	876-5237	北条三丁目9-18
野崎保育所	873-9638	泉町一丁目3-2
※1 北条こども園	871-5422	灰塚五丁目2-33
私立保育所	876-8327	南津の辺町2-32
泉保育園	872-4218	三住町11-21
灰塚保育園	878-4121	北条一丁目21-36
津の辺保育園	874-4403	深野三丁目1-12
住道こども園	874-2930	深野五丁目7-27
大東わかば保育園	873-2241	扇町9-8
秀英幼稚園	870-1515	末広町11-6
若竹こども園	874-2371	太子田二丁目14-15
あすなろこども園	874-0981	寺川一丁目20-1
あすなろこども園分園	879-2777	津の辺町4-11
聖心保育園	873-9817	諸福六丁目3-33
第2聖心保育園	879-4158	北条一丁目8-48
みのりこども園	872-4296	三箇一丁目13-13
大東つくし保育園	870-6680	新田中町4-9
四条保育園	874-2881	川中新町9-1
上三箇保育園	871-7321	大東町10-15
新田保育園	874-5640	三箇四丁目16-16
新町保育園	803-2020	野崎四丁目5-6
氷野保育園	877-0164	西楠の里町15-1
江ノ口保育園	872-0337	朋来二丁目14-5
ひらりす	876-2420	学園町6-45
愛真幼稚園	872-0603	深野四丁目3-4
朋来幼稚園	874-1442	赤井三丁目5-11
四條畷学園大学附属幼稚園	873-7205	住道二丁目8-4
ひとつぶ保育園	803-6801	朋来二丁目5-35
小規模保育	873-0640	諸福一丁目2-1
※2 諸福幼稚園	872-8071	赤井一丁目2-1
※3 大東中央幼稚園	871-0164	太子田一丁目12-38
南郷小学校	872-7788	浜町2-12
住道北小学校	871-0201	末広町16-1
住道南小学校	879-2821	野崎四丁目6-1
四条小学校	876-6301	西楠の里町14-1
四条北小学校	871-0411	深野四丁目15-1
深野小学校	877-0001	北条六丁目11-1
北条小学校	871-0511	大東町9-1
氷野小学校	871-6786	泉町一丁目3-1
泉小学校	873-5816	諸福一丁目2-2
諸福小学校	874-7951	灰塚一丁目3-1
灰塚小学校	875-0800	三箇一丁目23-1
三箇小学校	876-8585	学園町6-45
私立	872-8181	赤井三丁目15-3
南郷中学校	872-7351	末広町17-1
住道中学校	872-7241	寺川二丁目7-1
四条中学校	879-4891	深野北一丁目15-1
深野中学校	879-5701	北条二丁目19-30
北条中学校	871-5471	谷川二丁目6-1
谷川中学校	871-5711	諸福五丁目11-1
野崎中学校	872-5500	朋来一丁目30-1
大東中学校	876-2120	学園町6-45
四條畷学園中学校	870-1001	中垣内三丁目1-1
大阪桐蔭中学校		

※1.市立認定こども園 ※2.市立幼稚園 ※3.私立幼稚園

施設名	電話番号	所在地
府立高校	871-5473	深野四丁目12-1
緑風冠高校	874-0911	寺川一丁目2-1
野崎高校	871-1921	諸福七丁目2-23
私立高校	876-1321	学園町6-45
大成学院大学高校	870-1001	中垣内三丁目1-1
四條畷学園高校	875-3001	中垣内三丁目1-1
大阪桐蔭高校	863-5043	北条五丁目11-10
大阪産業大学	879-7231	学園町6-45
四條畷学園大学	874-1082	新町13-13
四條畷学園短期大学	806-1331	三住町2-7
大東市社会福祉協議会	875-3969	氷野二丁目2-5-107(大政ビル3号館)
大東市障害者生活支援センター	872-7199	曙町1-24
障害者相談支援センターあおぞら	812-7793	北条一丁目16-16
のぞみ相談支援センター	870-8993	赤井一丁目2-10(ポップタウン本館4階)
子ども発達支援センター相談事業所	875-8855	灰塚五丁目13-6
大東市ファミリー・サポート・センター	080-6228-1140	深野三丁目28-3(アクティブ・スクウェア・大東2階)
つどいの広場きしゃぼっぽ	803-8993	諸福三丁目11-17
つどいの広場まんまいーよ	807-5466	北条一丁目22-20
つどいの広場はぐみひろば	814-9009	赤井一丁目12-7
つどいの広場みどり		
つどいの広場リュッカ		
あすなろ病児・病後児保育室	870-1515	末広町11-6
野崎徳洲会病院病児保育室こっこハウス	872-1360	谷川二丁目10-50
大東市シルバー人材センター	873-7311	住道一丁目5-17
大東市地域包括支援センター	800-5374	深野三丁目28-3
ふれあいデイハウス 夢咲庵	879-0040	南楠の里町14-28
ふれあいデイハウス 粋我善	874-1661	赤井三丁目5-11(ホーリーハート大東1階)
三箇高齢者交流センター	873-6888	三箇四丁目1-5
東諸福地域交流センター	873-9191	諸福一丁目7-10
Wellness2008	080-6109-1686	中垣内三丁目1-1(大阪産業大学キャンパス内)
大東商工会議所	871-6511	曙町3-26
JA大阪東部本店	878-1231	野崎四丁目4-47
大東郵便局	872-2112	曙町3-20
四條畷警察署	875-1234	深野三丁目28-1
大東・四條畷医師会	876-3381	北条一丁目1-28
大東・四條畷歯科医師会	812-2553	幸町8-1
北河内薬剤師会	877-8203	四條畷市中野三丁目5-28
飯盛霊園組合	0743-78-1195	四條畷市大字下田原448
大阪府庁	06-6941-0351	大阪市中央区大手前二丁目1-22
大阪法務局東大阪支局(東大阪法務合同庁舎内)	06-6782-5106	東大阪市高井田元町二丁目8-10
門真税務署	06-6909-0181	門真市殿島町8-12
北河内府民センター	844-1331	枚方市岡東町19-1ステーションビル枚方
守口年金事務所	06-6992-3031	守口市京阪本通二丁目5-5(守口市役所内7階)
北大阪労働基準監督署	845-1141	枚方市東田宮一丁目6-8

その他の施設

施設名	電話番号	所在地
ハローワーク門真	06-6906-6831	門真市殿島町6-4(守口門真商会館2階)
枚方簡易裁判所	845-1261	枚方市大垣内町二丁目9-37
大阪家庭裁判所	06-6943-5321	大阪市中央区大手前四丁目1-13
四條畷保健所	878-1021	四條畷市江瀬美町1-16
北河内こども夜間救急センター	840-7555	枚方市禁野本町二丁目14-16
北河内府税事務所	844-1331	枚方市岡東町19-1ステーションビル枚方
東大阪公証役場	06-6725-3882	東大阪市永和二丁目1-1(東大阪商工会議所3階)
大阪運輸支局	050-5540-2058	寝屋川市高宮栄町12-1
枚方土木事務所	844-1331	枚方市岡東町19-1ステーションビル枚方
深北緑地管理事務所	877-7471	深野北四丁目284
NTT西日本	116(局番なし)	
大阪ガス(お客さまセンター)	0120-5-94817	
関西電力(コールセンター)	0800-777-8810	
アクティブ・スクウェア・大東	0570-001-962	深野三丁目28-3
フロムアース キッズ	872-1801	諸福一丁目12-12

その他の施設

都市公園 (暫定開放を含む)

公園名	所在地	公園名	所在地
鎌池公園	北条三丁目2	新田中央公園	新田中町6
嵯峨公園	北条三丁目12	大東公園	谷川二丁目9
飯盛公園	北条四丁目8	マウンドパーク	谷川二丁目7
笠神公園	北条五丁目7	谷川公園	谷川二丁目7
明美の里公園	明美の里町18	御供田公園	御供田二丁目20
西楠の里公園	西楠の里町12	北条公園	北条二丁目19
津の辺公園	津の辺町7	東諸福公園	諸福一丁目3
吉の坪公園	北条七丁目1	南郷公園	氷野四丁目4
野崎南公園	野崎一丁目22	中垣内浜公園	中垣内四丁目4
泉公園	泉町一丁目3	大野公園	大野一丁目18
南の子公園	三住町4	末広公園(住道駅南公園)	末広町6
南新田公園	南新田一丁目8	大東中央公園	深野一丁目
川中新町東公園	川中新町24	野崎中公園	野崎一丁目7
川中新町西公園	川中新町8	御領みのり公園	御領一丁目3
川中新町南公園	川中新町18	御領見持公園	御領三丁目5
新町第3公園	新町19	御領宮西公園	御領三丁目15
赤井公園	赤井三丁目15	御領池公園	御領三丁目11
朋来西公園	朋来一丁目30	グリーンディパーク氷野	氷野三丁目11
灰塚公園	灰塚五丁目10	朋来中央公園	朋来一丁目44
新田東公園	新田東本町4	朋来第1公園	朋来二丁目5
新田公園	新田本町17	朋来第2公園	朋来二丁目8
新田南公園	新田本町8	南の里公園	南楠の里町10
氷野公園	大東町2	三箇第1公園	三箇六丁目21
御領公園	御領一丁目6	三箇第2公園	三箇四丁目6
三箇第1公園	三箇六丁目21	深北緑地	深野北四丁目
三箇第2公園	三箇四丁目6		
三箇第3公園	三箇四丁目1		

コミュニティバスと乗合タクシー



大東市 コミュニティバス



利用料金の支払い方法

- 現金
- ICカード

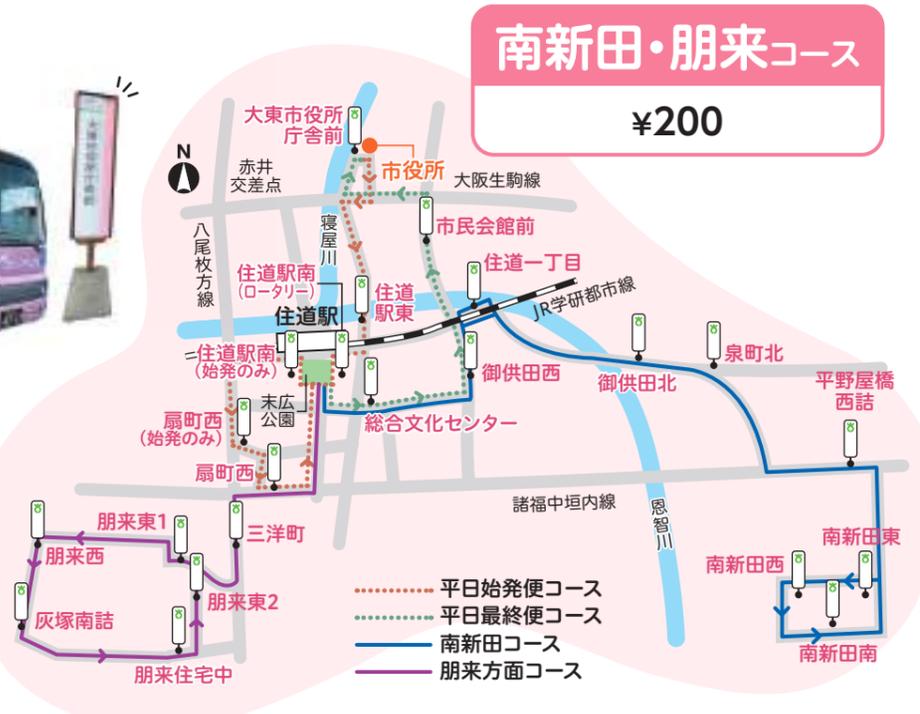
通勤・通学定期も取り扱っています。
※ただし、65歳以上などの割引はICカードでは取り扱いできません。
バス車内でチャージはできません。

半額になる人

- 小児、65歳以上および身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの人
- 第一種障害者手帳をお持ちの人の介護者(障害者1人につき1人まで)

乗り継ぎについて

市役所へお越しの方は、南新田・朋来コース、西部方面コースから三箇方面コースへの乗り継ぎが可能です。乗継券を発行しますので降り際にお申し出ください。



大東市では、市民交通の利便性の向上を図るため、コミュニティバスや乗り合いタクシーを運行しています。

※令和7年5月時点の「大東市コミュニティバス」と「大東市東部地域乗合タクシー」の情報です。最新情報については、大東市ホームページ(大東市の公共交通情報)で随時更新しておりますのでご利用の前にご確認ください。



大東市南部地域 コミュニティバス

JR住道駅の主に南側を2コース運行し、買い物などの暮らしを支えます。
「乗客定員9名」という小型車両で運行しています。
※車いすに乗ったままでの乗降はできません。



利用料金

大人 ¥200(★)

運行日

月・水・金 曜日
〔祝日と振替休日および年始(1月1日～3日)は運休〕

※第一交通株式会社と協定を締結しました
協定期間: 令和5年4月1日～令和8年3月31日まで



大東市東部地域 乗合タクシー



「北条コース」「野崎・寺川コース」「中垣内コース」の全3コースで運行しています。

- 北条コースでは、四条駅前から野崎駅まで乗り継ぎなしで行くことができます。
- 野崎・寺川コースでは、野崎方面は、いいもりぶらざなどに、寺川方面はダイエー大東寺川店などに行くことができます。
- 個人利用のタクシーと比べて、「地域の人と乗り合う」という大きな違いがあるため、利用方法をよく確認の上ご利用ください。

利用料金は距離に応じて

¥200・¥230・¥250
¥290の4種類(★)

運行日

北条コース/ 月・火・金 曜日
野崎・寺川コース、中垣内コース/ 月・水・金 曜日

※株式会社オービーシーと協定を締結しました
協定期間: 令和5年4月1日～令和8年3月31日まで

ご利用には電話またはFAXによる事前予約が必要です
[運行事業者名] 株式会社オービーシー
06-4309-3930 FAX 06-4309-3933

各コースの停留所および時刻表はこちらから!



(★) …65歳以上、小児(小学生以下)、身障手帳、精神手帳、療育手帳を持っている人、第一種障害者手帳を持っている人の介護者(障害者1人につき1人まで)は半額。 ※降車時にお釣りがでないよう、小銭でお支払いください。クレジットカード、ICカードなどでの支払いはできません

大東市ガイド

暮らしの安心を全力サポート!!



妊娠したよ!
どんなサポートが
受けられるのかな?

こども家庭センター
「ネウポランドだいとう」

妊娠から出産、子育てと、子どもの成長
段階に合わせて相談や支援を受けられ
ます。 P26

ネウポラ給付金(妊婦支援給付金)

妊婦に対する支援として、妊娠
届出時に5万円、妊娠後期に
胎児の人数に応じて5万円の
支給を行います。



そのほかキーワード

- 18歳まで子ども医療費助成 P61
- 妊産婦健診の助成 P63
- 新生児聴覚検査 P63
- 不育症検査・治療費助成
- 子育てスマイルサポート券
- 送迎保育ステーション



もうすぐ小学生!

5歳児大東っ子アンケート

新1年生になるお子さまが
いるご家庭を対象にアンケートを
行い、回答いただいた方にオリ
ジナルギフトをプレゼントして
います。



就学後のサポートは
どうなのかな?



学校給食費の無償化

市立小・中学校の学校給食を無償で提供
しています。

そのほかキーワード

- 子ども食堂
- 学力向上ゼミ
- 全中学校体育館にエアコン整備
小学校も順次整備中
- 大東市教育支援センター
「ボイス」
- デジタルドリルを使った
学習支援

大東市ガイド



起業したいんだけど、
どこに相談すればいいかな。

大東ビジネス創造センター(D-Biz)

事業者や起業したい方を支援するため、創業
や経営に係る相談をワンストップ窓口で受け
付けています。 P77



あなたの夢、全力で
応援します!

夢をかなえる起業応援補助制度

市内で起業したい方に向けて、10万円の資金
支援を行っています。 P77



いよいよ就職!
でも、学生時代に借りた奨学金を
返還しないと...

未来人材奨学金返還支援補助制度

大東市で居住・就業している人等を対象に、
奨学金の返還を支援します。 P77



高齢者編

暮らしの安心を
全力サポート!!

日常生活編



行政ガイドINDEX

40	消防・防災ガイド	77	産業
42	届け出と証明	78	まちづくり
46	市税	80	市議会・選挙
48	国民健康保険・ 介護保険・国民年金	81	市政を知る
53	福祉	83	自治会
59	健康・医療	85	各種相談
63	子育て・教育	89	施設案内
68	暮らし		



いつまでも
元気で楽しく
暮らしたい!

大東元気でまっせ体操

ご自身の状態に合った効果的な体操を
市内各地で定期的に開催しています。



ちょっとした
お困りごと
助けてほしいなあ

生活サポート事業

市内在住・在勤の方が生活サポーター
となり、高齢者の生活支援を行って
います。



そのほかキーワード

●お風呂で元気事業



●8つのあんしん・見守りサービス



がんは
早期発見で
リスクを回避!

各種がん検診の無償化

子宮頸がん・乳がん・大腸がん・肺がん・胃がんの
検診を無料で受けられます。…… P59~60



住居が古くて、
耐震性が心配…



建築物の耐震診断改修の補助制度

既存木造住宅を耐震化する場合には、耐震診断や
耐震改修に対する補助が受けられます。…… P41

マスコットキャラクター
ダイトン★コレクション

ドクターダイトン



お気に入りの
ダイトンを
見つけてね!

マスコットキャラクター
ダイトン★コレクション

ダイトンきょうだい



お気に入りの
ダイトンを
見つけてね!

消防・防災ガイド

緊急時のテレホンガイド

消防車や救急車は、場所が伝わらなければ出動できません。まずは落ち着いて、通報はあわてず正確に伝えることを心掛けましょう。

火事のとき

住所は 大東市〇〇町〇番地です

火事です!

〇〇小学校の〇側で 住宅が燃えています

ポイント
住所が分からないときは、建物、バス停など目標物を伝えてください。

救急のとき

住所は 大東市〇〇町〇番地です

〇〇団地〇棟 〇階の 氏名です

急病です!

ポイント
マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号室まで伝えてください

火事・救急は… **119番**

警察は… **110番**

119番は火事や救急を通報するための緊急電話です。火災などのお問い合わせには使わないでください。

市内で起きた火災・災害などの発生状況は…

災害情報電話 ☎806-0001

急な病気やケガで迷ったら…

救急医療相談窓口 **救急安心センターおおさか ☎#7119 ☎06-6582-7119**

地震発生時の行動

大きな地震が発生した際は、一瞬の判断が生死を分けることもあります。「あわてず、落ち着いて」行動するために、以下の行動パターンを覚えておきましょう。

地震発生

- 揺れを感じたら、まず自分の身を守る
- ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する

1~2分

- 火元を断つ、出火していたら初期消火
- 家族の安全を確認
- 靴をはく(ガラスの破片などから足を守る)
- 非常持出品を手近に用意する
- 山・がけ崩れの危険が予想される地域はすぐ避難

3分

- 隣近所の安全を確認
- 余震に注意(大きな地震の後には余震が発生する)

5分

- ラジオなどで情報を確認
- 電話はなるべく使わない
- 家屋倒壊などの恐れがあれば避難する

5~10分

- ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす
- 子どもを迎えに保育所(園)・幼稚園や小・中学校に行く。自宅を離れるときには、行き先を書いたメモを目立つ場所に残す

大東市総合防災マップ

近い将来発生が危ぶまれている巨大地震や近年多発する局地的豪雨災害に備え、発行しています。取り出しやすい身近な場所に保管し、いざという時に備えましょう。

大東市防災アプリ

災害時に、市が把握・公開する情報がリアルタイムにアプリに反映され、災害情報をいち早く知ることができます。備えの一つとしてスマートフォンにインストールしましょう。

防災行政無線から放送される避難情報の内容が聞き取りにくかった時は、電話で確認ができます。

0120-481-574 (フリーダイヤル) (24時間対応)

※夕方の定時放送やその他のお知らせ、J-アラート情報の案内はありません。

家の危険箇所をチェック

地震など大きな災害に直面したときに備えて、普段から予防策を考えておきましょう。

屋内をチェック

- 家具の転倒や落下を防止する
- 災害時要援護者のいる部屋に倒れやすい家具を置かない
- 寝室に倒れやすい家具を置かない
- 出入り口や通路に物を置かない

屋外をチェック

- 飛ばされて危険な物はベランダに置かない
- 窓ガラスには飛散防止フィルムを貼る
- 屋根瓦のひび割れ、ズレ、はがれなどは補修しておく
- 折れそうな木の枝はないか確認しておく
- ブロック塀は倒壊防止のため、ひび割れや傾きがあれば補修しておく

おおさか防災ネット・防災情報メール

大雨・洪水警報、地震情報や災害発生時の避難情報などの防災情報を携帯電話にメール配信するサービスを行っています。

登録方法

- 右の二次元コードを読み込んで空メールを送信
- touroku@osaka-bousai.netに空メールを送信



※災害情報は市ホームページ、市公式Facebookでも確認できます。

建築物の耐震診断改修の補助制度

大東市では、大規模地震による建築物倒壊などの被害の軽減を図るため、昭和56年5月31日以前に建てられた市内にある既存建築物の耐震診断・改修費用の一部を補助しています。補助申請には、いくつかの条件があります。詳しくはお問い合わせください。

[都市政策課] ☎870-0483

マスコットキャラクター **ダイトン★コレクション**

防災無線ダイトン

お気に入りのダイトンを見つけよう!

届出と証明

本人確認について

本人確認書類の例 有効期間内の原本が必要です

1 顔写真付き

- 運転免許証 旅券(パスポート)
- マイナンバーカード 住民基本台帳カード(Bタイプ)
- 在留カード 身体障がい者手帳 療育手帳
- 特別永住者証明書(みなされる旧外国人登録証明書) など

2 顔写真無し

- 各種健康保険資格確認書 共済組合員証
- 各種年金証書(手帳) 介護保険被保険者証 など

詳しくはこちらで確認してください。

住民異動の届出	①を1点または②を2点		
戸籍や住民票に関する証明書の交付申請	①を1点または②を2点		
婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知の届出	①を1点または②を2点		ただし、本人確認ができなかった場合や使用者による届出、休日・夜間の届出の場合は、郵送で当事者に届出のあったことを通知します。
印鑑登録及び廃止手続き	①を1点または②を2点		本人による申請 ①を1点で即日交付 ②のみでは、後日届く照会書と②を2点(即日交付はできません。)印鑑登録の手続きの際、本人確認書類を複写させていただきます。
印鑑登録証明の交付申請	印鑑登録証		

戸籍に関する届出

🔍 市民課 ☎870-4011

種類	届出期間	届出人	届出地	必要なもの	関連する手続き
出生届	生まれた日から14日以内	父または母など	子の ● 本籍地 ● 出生地 届出人の ● 所在地	● 出生届書(出生証明書) ● 親子(母子)健康手帳	● 国民健康保険 ● 児童手当 ● 子ども医療費助成 【必要なもの】 保険証などの証書
死亡届	届出人が死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族 同居していない親族 同居者など	死亡した人の ● 本籍地 ● 死亡地 届出人の ● 所在地	● 死亡届書(死亡診断書または死体検案書)	
婚姻届	—	夫と妻 (成人の証人2人の署名が必要)	届出人の ● 本籍地 ● 所在地	● 婚姻届書 ● 本人確認ができる書類(上述) ● 保有者はマイナンバーカード(個人番号カード)	● 国民健康保険 ● 介護保険 ● 国民年金 【必要なもの】 保険証などの証書
離婚届	〈協議離婚のとき〉	夫と妻 (成人の証人2人の署名が必要)	届出人の ● 本籍地 ● 所在地	● 離婚届書 ● 本人確認ができる書類(上述) ● マイナンバーカード(個人番号カード) 【裁判離婚のときは下記のいずれか】 ● 調停調書の謄本 ● 和解調書の謄本 ● 認諾調書の謄本 ● 審判書の謄本と確定証明書 ● 判決書の謄本と確定証明書	
	〈裁判離婚のとき〉 成立または確定の日から10日以内	申立人 または 訴えの提起者			
転籍届	—	筆頭者と配偶者	届出人の ● 本籍地 ● 新本籍地 ● 所在地	—	—

※当該人が外国籍の場合や海外で事件が発生した場合は、必要なものや届出期間などが異なることがあります。詳しくはお問い合わせください

住民票に関する届出

🔍 市民課 ☎870-4011

種類	届出期間	必要なもの	関連する手続き
転入届	他の市町村から引っ越してきたとき 転入した日から14日以内	● 前住所地の市町村が発行した転出証明書 ● 本人確認ができる書類(P42) ● マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(お持ちの人) ● 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人)	● 国民健康保険 ● 介護保険 ● 国民年金 ● 児童手当や保育などの福祉 ● 子ども医療費などの助成
転居届	市内で引っ越したとき 転居した日から14日以内	● 本人確認ができる書類(P42) ● マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(お持ちの人) ● 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人)	● 学校などの教育 【必要なもの】 印鑑、医療証などの証書
転出届	他の市町村に引っ越すとき 転出する日まで	● 本人確認ができる書類(P42) ● マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(お持ちの人) ● 印鑑登録証(お持ちの人)	
世帯変更届	世帯主を変更したり、世帯分離・合併したとき 変更があった日から14日以内	● 本人確認ができる書類(P42)	

※病気などで、やむを得ず代理人が手続きをする場合は、委任状、代理人の本人確認ができる書類が必要です

外国人住民の住民票などに関する手続き

- 在留カードに係る手続きは地方出入国在留管理官署、特別永住者証明書に係る手続きは市町村となります。
- 転出の際には転出届が必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。
- 外国籍(特別永住者を除く)を有する人の在留資格や期間などの変更に係る届出は、地方出入国在留管理官署となります。

証明書

🔍 市民課 ☎870-4011

種類	手数料	
戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄・抄本)	1通	450円
除籍謄・抄本、原戸籍謄・抄本	1通	750円
戸籍の附票の写し	1通	300円
住民票の写し、住民票記載事項証明書	1通	250円
印鑑登録証明書	1通	300円
市・府民税課税(所得)証明書	1通	300円

必要なもの

- 本人確認書類(P42)

請求できる人

- 戸籍証明書…本人・配偶者・直系血族の人・戸籍に記載のある人
- 住民票…本人・同一世帯の人
- 課税証明書…本人・同居の親族(課税課でも発行しています)
- その他の人は委任状などが必要です。
- 印鑑登録証明書…印鑑登録証(カード)を持参した人

手話コラム



I LOVE YOU

右手を開いて相手に手のひらを向け、中指と薬指を折り曲げる。



手話は世界共通??

手話は世界共通ではありません。話し言葉と同じように、国や地域によって異なりますが、「I LOVE YOU」の手話表現は世界共通で使われています。ちなみに、この手話表現は家族や友人間で親しみを表す意味で使われているもので、「LOVE(愛)」には別の手話表現があります。

※このイラストは右利きの表現です。左右どちらで表現しても構いません。

印鑑登録

🔍 市民課 ☎870-4011

◆印鑑登録の手続き

印鑑登録のできる人

大東市に住民登録をしている15歳以上の人。

▶ 印鑑登録申請

登録したい印鑑を持参してください。申請後本人宛てに照会書を郵送します(病気などで、やむを得ず代理人が登録するときは委任状が必要です)。

▶ 印鑑登録証の交付

郵送されてきた照会書に本人が署名・押印して、もう一度窓口に来て受け取ります。

なお、申請のとき、本人が顔写真の貼付された有効な証明書(運転免許証などの官公署が発行したもの)の原本を持参したときは、照会書は郵送されず、申請のときに受け取ります。

▶ 印鑑登録証・登録印をなくしたとき

印鑑登録証・登録印をなくしたり、印面が変形したときには届け出てください。

▶ 印鑑登録を廃止したいとき、登録印を改印したいとき

印鑑登録証・印鑑・有効な本人確認書類(P42)の原本を持参して印鑑登録廃止届を出してください。改印するには、廃止後新たに登録の手続きをしてください。

▶ 印鑑登録の自動的廃止

転出などで大東市に住民登録がなくなったとき、成年被後見人などになったとき、婚姻などで氏名の変更があり登録印との不整合が生じたときは登録されている印鑑登録は自動的に廃止になります。

登録できる印鑑	登録できない印鑑
<ul style="list-style-type: none"> ● 1辺が8mm以上、25mm以内 ● 変形しやすかったり、減りやすい材質でないもの(ゴムなどは不可) ● 住民票に記載されている氏名(氏または名だけでもよい)を文字で表しているもの ● 世帯の中で類似していない印鑑など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文字が判読できないもの ● 輪郭がなく白抜きのもの ● 住民票上にない文字を併記したもの ● 氏名以外の文字(屋号など)や模様の入ったもの ● 外枠が欠損したものなど

本人通知制度

🔍 市民課 ☎870-4011

住民票や戸籍謄本などの不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の防止や抑止を目的として、住民票や戸籍謄本などを本人の代理人および第三者に交付したときに、登録をした人に交付したことを通知する「本人通知制度」を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

住民基本台帳事務における支援措置制度

🔍 市民課 ☎870-4011

DV、ストーカー行為などの被害者を保護するための支援措置として、相手方からの所在確認を目的とした、住民票の写し、戸籍の附票などの交付請求を制限する制度です。

支援措置内容

- 相手方からの住所確認を目的とした、次の請求を制限します。
- 住民票の写しの交付
- 戸籍の附票の写しの交付
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しなどの証明書を受け取ることができます。

利用には、「利用者証明用電子証明書」が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

種類	交付可能な条件	交付可能な時間帯	手数料
住民票の写し、住民票記載事項証明書	マイナンバーカード登録者本人または本人と同一世帯のものに限る。最新情報のみの記載。除票は交付不可。マイナンバーの記載可	午前6時30分から午後11時	1通250円
印鑑登録証明書	大東市で印鑑登録されているマイナンバーカード登録者本人のものに限る		1通300円
市・府民税課税(所得)証明書	大東市で課税されているマイナンバーカード登録者本人のものに限る。現年度分のみ交付可	午前8時から午後8時	1通450円
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	住民票および本籍が大東市にあるマイナンバーカード登録者本人または本人と同一戸籍のものに限る。除籍や原戸籍は交付不可		1通450円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	住民票および本籍が大東市にあるマイナンバーカード登録者本人または本人と同一戸籍のものに限る。除附票や原附票は交付不可		1通300円

※届出内容によっては、証明書への反映までに日数がかかったり、交付できない場合があります

※年末年始(12月29日から1月3日)およびメンテナンス日は休止日です

利用できる店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどの全国のコンビニエンスストアなど

※キオスク端末(マルチコピー機)が設置されている店舗に限りです

住居表示に関する届け出

🔍 市民課 ☎870-4011

住居表示実施地区に家屋などを新・改築するときには、新築・改築届(住居番号を付けるための届け出)が必要です。付近見取図、建物平面図を持参の上、届け出てください。

マイナンバーカード・公的個人認証サービス

🔍 市民課 ☎870-0457

◆マイナンバーカード(個人番号カード)

自分のマイナンバー(個人番号)の証明と本人確認書類として使用できるカードが作れます。

申請できる人

大東市に住民票のある本人に限ります(15歳未満の人は法定代理人)。

申請方法

通知カード表面の本人情報に変更がない人は同封の申請書に必要事項を記入し、証明書用写真を貼り、地方公共団体情報システム機構へ郵送するか、スマートフォンまたはパソコンで申し込みます。

住所や氏名などを変更している人は住民登録のある役所で新しい申請書を発行します。

受け取り方

カードは市民課に届きます。受け取り案内の通知をご本人に送りますので、ご本人が市民課窓口まで受け取りにお越しください。

持って来るもの

受け取り案内の通知でご確認ください。

手数料

当面の間、初回に限り無料。紛失などでの再交付は800円。

◆公的個人認証サービス(電子証明書)

インターネットを通じてさまざまな行政手続きを行う場合に必要になる電子証明書を発行しています(有効期限:マイナンバーカード発行から5回目の誕生日または在留期限)。引っ越しによる住所変更および戸籍届け出などによる氏名・性別・生年月日を変更した場合は無効になる電子証明書があります。

申請方法

電子証明書はマイナンバーカードに標準で登録されています。ただし、カードを受け取る時に電子証明書を不要と申し出た人は、新たに登録しますのでご本人がマイナンバーカードを市民課までお持ちください。

手数料

再登録時(有効期間経過後の再登録を含む)200円

パスポート申請

🔍 市民課 ☎870-4011

申請できる人

日本国籍を有し、大東市に住民登録をしている人、または大東市に住民登録はないが、通勤、通学などの理由で実際大東市に居住している人。

なお、大東市に住民登録がない人は、申請時に通常必要となる書類に加え、現在の住民票と大東市に居住していることを証明する書類(賃貸契約書のコピーや居所に届いた郵便物など)が必要です。

取扱業務

一般旅券の申請受付と交付および紛失などの届出(大東市で申請した人は大東市での受け取りになります。パスポートセンターで受け取ることはできません)。

受付時間

申請…午前9時～午後4時30分

受け取り…午前9時～午後5時30分

※土・日曜日、祝日、年末年始は受け付けていません

申請に必要な書類

- 一般旅券発給申請書
- 戸籍謄本(※)
- 本人の顔写真(※)
- 本人確認書類(P42)
- 前回取得したパスポート(取得している人のみ)
- 住民登録のない居住地の申請では住民票と居住実態を証明する書類(※)

上記※印は、いずれも発行から6か月以内のものに限ります。また、状況に応じてその他にも書類が必要な場合があります。

申請から受け取りまでの所要日数

新規申請・切替申請・記載事項の変更の場合	申請日を含めた、14営業日後

手数料 ※令和7年3月24日以降の金額です。

種類	金額
10年旅券(申請時20歳以上)	電子申請…15,900円 紙申請…16,300円
5年旅券(申請時12歳以上)	電子申請…10,900円 紙申請…11,300円
5年旅券(申請時12歳未満)	電子申請…5,900円 紙申請…6,300円
残存有効期間同一	電子申請…5,900円 紙申請…6,300円

注意点

- パスポートの受け取りは申請者本人のみです。
- 交付手数料は受け取り時にお支払いください。

市税

市税の内容

◆個人住民税(市・府民税)

課税課 市民税グループ ☎870-0418

毎年1月1日現在、市内に住んでいる人や、市内に事務所・事業所などのある個人に課されます。

申告の必要がない人

前年中に所得のなかった人、所得税の確定申告をした人、給与所得だけの人(勤務先から給与支払報告書が提出されない人を除く)。

▶申告と納期

- 普通徴収
前年中に所得のあった人は、3月15日までに申告してください。税額を決定し、納税通知書をお送りします。納期は6月・8月・10月・翌年1月の4回です。
- 特別徴収
給与所得者は、給与などを支払う会社が毎月、給与から差し引いて1年分の税金を6月から翌年の5月まで、12回に分けて納めるようになっています。
- 年金特別徴収
4月1日現在65歳以上の公的年金受給者の人で、かつ、納税義務のある人については、公的年金に係る税金が特別徴収(天引き)されます。

※年金特別徴収開始年度と2年目以降では徴収の方法に違いがあります

▶年金特別徴収開始年度

(年金所得のみで年税額が18,000円の場合)

徴収の方法	普通徴収 (納付書または 口座振替で納付)		特別徴収 (年金から天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	5,000円	4,000円	3,000円	3,000円	3,000円
割合	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

▶年金特別徴収2年目以降

(年金所得のみで年税額が16,000円の場合)

徴収の方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	3,000円	3,000円	3,000円	2,400円	2,300円	2,300円
割合	前年度の年税額の半分を1/3ずつ			残額の1/3ずつ		

◆固定資産税・都市計画税

課税課 資産税グループ ☎870-0419

固定資産税は毎年1月1日現在に、固定資産(土地、家屋および償却資産)を所有している人に、都市計画税は固定資産税の課税対象のうち都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地または家屋を所有している人に課されます。納期は5月・7月・9月・12月の年4回です。

▶土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

対象は、固定資産税(土地・家屋)の納税者。縦覧期間は、4月1日～5月31日(第1期の納期限)です。

▶償却資産の申告

毎年1月1日現在で所有している事業用の機械や備品などについては、取得価格など必要な事項を1月31日までに申告してください。

◆軽自動車税種別割

課税課 税制グループ ☎870-9646

毎年4月1日現在、市内で軽自動車(二輪125cc超～250cc、三輪、四輪)、原動機付自転車(125cc以下)、二輪の小型自動車(250cc超)、小型特殊自動車を所有している人に課されます。なお、4月2日以降に廃車または譲渡しても、その年度分の納税義務を負うこととなります。納期は5月です。

▶こんな場合はすぐに届け出を

原動機付自転車などを購入したり、他人に譲渡したり、また、住所変更があった場合には、すぐに届け出をしてください。

▶登録・廃車の手続き場所・問い合わせ先

種類(排気量)により、手続きをする場所が異なります。手続きに必要なものは、それぞれの場合によって異なりますので、お問い合わせください。

種別	手続き場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	課税課税制グループ 谷川一丁目1-1 ☎870-9646
軽二輪 (125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 ☎050-5540-2058
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 高槻市大塚町四丁目20-1 ☎050-3816-1841

▶原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の手続き

事項	必要なもの
登録	<ul style="list-style-type: none"> ●販売証明書、廃車申告済証、廃車証明書のいずれか1点 ●届出者の本人確認書類 <small>※大東市に住民登録のない人は、運転免許証と消印のある郵便物などが必要</small>
廃車(スクラップなど) 市外への転出	<ul style="list-style-type: none"> ●届出者の本人確認書類 ●標識(ナンバープレート) ●申告済証(なくても可)
大東市内の人与人之间 名義変更	(譲渡人) <ul style="list-style-type: none"> ●譲渡証明書(自署※)または、譲渡人の本人確認書類の写し <small>※譲渡人が法人の場合は記名押印が必要</small> <ul style="list-style-type: none"> ●申告済証(なくても可) ●標識(ナンバープレート。同じ標識番号で乗るときは不要) (譲受人) <ul style="list-style-type: none"> ●届出者の本人確認書類 <small>※大東市に住民登録のない人は、運転免許証と消印のある郵便物などが必要</small>

※標識や申告済証を紛失した場合は、課税課税制グループ ☎870-9646までお問い合わせください

◆その他の市税

課税課 税制グループ ☎870-9646

軽自動車税環境性能割、市たばこ税、入湯税、法人市民税があります。

市税の納付

納税債権課 管理グループ ☎870-0422

◆納付方法

- 次の4つの方法があります。
1. 納付場所に直接納付(①全国の金融機関の本支店、②コンビニ納付(現金払い))
 2. 口座振替(自動払込)納付
 3. スマホ決済アプリによる納付
 4. 地方税お支払サイトによる納付

▶1. 納付場所に直接納付

納付場所(令和6年4月1日現在)

- ①全国の金融機関の本支店
- ②コンビニ納付(現金払い)
セブンイレブン、ローソン、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、ニューヤマザキデイリーストア、MMK(マルチメディアキオスク)、セイコーマート、ハマナスクラブ

▶2. 口座振替(自動払込)納付

納付は便利な口座振替(自動払込)で

便利な口座振替(自動払込)の制度があります。納期日になると、あなたの預(貯)金口座から自動的に納税されますので、納め忘れや納期ごとに納める手間が省けます。

▶口座振替納付の手続き

預(貯)金通帳と通帳印をご持参の上、下記金融機関及び郵便局(全国)で手続きをしてください。また、市役所で直接申し込みできる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶口座振替(自動払込)取扱金融機関

銀行	りそな・三菱UFJ・池田泉州・紀陽・南都・三井住友みずほ・京都・関西みらい
信用金庫	枚方・大阪厚生・大阪・大阪商工・尼崎・京都・大阪シティ・北おおさか
信用組合	成協・のぞみ・大同・近畿産業
労働金庫	近畿
農協	大阪東部(南郷・住道・四條・田原・四條畷各支店)
郵便局	大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県のゆうちょ銀行および郵便局

▶3. スマホ決済アプリによる納付

納付書記載のバーコードをスマートフォンで読み取り、納付が可能です。

▶利用可能なサービス

PayB、楽天銀行アプリ、PayPay、au PAY、d払い、FamiPay

▶4. 地方税お支払サイトによる納付

地方税お支払いサイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)で、納付書記載のeL-QRコードを使ってクレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付(口座振替)、ATM等で納付が可能です。

▶地方税お支払サイトに関するお問い合わせ

電話番号: ☎0570-080481
受付時間: 9時から17時(土日、祝日、年末年始を除く)

納期限

	1期	2期	3期	4期
軽自動車税種別割	5月末日	-	-	-
固定資産税都市計画税	5月末日	7月末日	9月末日	12月25日
市・府民税	6月末日	8月末日	10月末日	翌年1月末日

※納期限が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

市税に関する証明

課税課 市民税グループ ☎870-0418
課税課 資産税グループ ☎870-0419
課税課 税制グループ ☎870-9646
納税債権課 管理グループ ☎870-0422

▶申請に必要なもの

本人確認できるもの(P42)。なお、代理人の場合は、本人から委任を受けたことを証明する書類(委任状・代理人選任届など)及び代理人自身の本人確認ができるもの(P42)。
※納税証明書の発行の際には、事前に納付状況などをお問い合わせください

▶証明書の手数料など

証明の種類	手数料
納税証明書	1件につき300円(※1)
市・府民税課税(所得)証明書	1件につき300円
固定資産課税台帳記載事項証明書(評価証明・公課証明)	土地1筆につき300円(※2) 家屋1棟につき300円(※2)
住宅用家屋証明書	1件につき1,300円
法人営業届出済証明書	1件につき300円

※1 継続検査用の軽自動車税種別割納税証明書は無料
※2 1名義人ごとに手数料が掛かります(共有名義分については、同一の共有員で所有される分ごとに1名義人とします)。また、1筆、1棟増すごとに100円を加算します

国民健康保険・介護保険・国民年金

国民健康保険

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき経済的に心配なく医療が受けられるよう、日頃から保険料を出し合ってみんなで助け合う制度です。

職場の保険(社会保険)に加入している人、生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度に加入している人以外は、全て国保に加入しなければなりません。

▶ こんなときには届け出を

次のような場合、異動があった日から14日以内に保険年金課へ届け出てください。加入手続きが遅れると、さかのぼって保険料が掛かる一方、届け出が遅れた間に支払った医療費は原則全額自己負担となります。

届け出に必要なものは事前にお問い合わせください。

- 国保に加入する場合
- 国保を脱退する場合
- その他 住所・氏名などが変わったとき

◆ 国民健康保険料

🔍 保険年金課 賦課・資格グループ ☎870-0521

加入者の皆さんで出し合ったお金(保険料)と国・府などの負担金で医療給付費(自己負担以外の医療費)が賄われています。

国民健康保険事業を運営していく上で、国民健康保険料は大切な財源です。

納付方法

保険料納入通知書は、各世帯の世帯主宛てに通知しています。保険料は、6月から翌年3月までの10回納期です。

保険料納付には、次の方法があります。

- 市指定金融機関または収納代理金融機関へ直接納付
- 口座振替による振替納付
- コンビニエンスストアによる納付
- スマホ決済

▶ 途中加入・脱退

年度の途中で国保に加入・脱退したときは月割で計算されます。

▶ 納付が困難な人

災害に遭ったり、失業や病気などの事情で、どうしても納付が困難な人は、お早めに国保の窓口でご相談ください。保険料の減免などの制度もあります。

◆ 交通事故に遭ったら

🔍 保険年金課 給付・庶務グループ ☎870-4012

▶ 届け出を

交通事故による負傷を国保を使って治療する場合は、保険年金課に届け出てください。印鑑・事故証明書が必要です。既に国保を使用して治療されている場合は、その旨をご連絡ください。

▶ 医療費は加害者が負担

国保に加入している人が交通事故に遭った場合、その医療費は全額加害者が支払うのが原則です。したがって、保険診療した場合は、加害者が負担すべき医療費を、国保が一時的に替え、後で国保がその医療費を被害者に代わって加害者に請求します。

◆ 医療費の自己負担が高額の時

入院や手術等によって医療費の自己負担が高額になる場合は、申請により「限度額適用認定証」を交付しています。認定証を提示することにより、病院などでの支払いをあらかじめ自己負担限度額までとすることができます。限度額は所得区分や年齢によって異なります。認定証が必要な人は交付申請をしてください。

▶ マイナンバーカードがあれば限度額適用認定証の提示は不要

マイナンバーカードをお持ちの場合、事前の手続きなく、マイナンバーカードを認定証として利用できます。認定証としての利用には、マイナンバーカードの保険証利用登録が必要です。

介護保険

🔍 高齢介護室 介護保険グループ ☎870-0475

介護保険は、寝たきりや認知症などの介護を必要とする状態になった場合に介護サービスを受けられるよう、日頃から保険料を出し合って、みんなで助け合う制度です。

この制度に加入する被保険者は、40歳以上の人全員が対象となります。

また、その中でも、65歳以上の人が第1号被保険者、40歳以上64歳以下の医療保険加入者が第2号被保険者となり、保険料の支払い方法やサービス利用などで次のような違いがあります。

	保険給付の対象者	保険料	保険料の支払い方法
第1号被保険者	● 寝たきりや認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活の生活動作について常に介護が必要になった人(要介護者) ● 家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人(要支援者)	所得に応じて段階を設定	● 年金額が一定以上の人は年金から天引き ● それ以外の人は、納付書で個別に支払い
第2号被保険者	● 初老期認知症、脳血管疾患など老化に伴う病気(特定疾病)によって介護が必要となった人	加入している医療保険料の算定方法に基づいて設定	● 医療保険料と一体的に支払い

▶ 利用できるサービス

在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスがあり、介護の必要度に応じて下の表のとおり実施されます。サービスを利用する前に、介護の必要度を決定する要支援・要介護認定を受けていただき、利用する際には、費用の1割(一定以上所得者は2割または3割)の利用者負担があります。

なお、施設入所は利用料のほかに居住費や食費・日常生活費が掛かります。

	在宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス
要介護者	● 通所介護(デイサービス) ● 通所リハビリテーション(デイケア) ● 訪問介護(ホームヘルプ) ● 訪問リハビリテーション ● 居宅療養管理指導 ● 福祉用具貸与 ● 福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給 ● 短期入所生活/療養介護(ショートステイ) ● 特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなどにおける介護)	● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ● 介護老人保健施設(老人保健施設) ● 介護医療院	● 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ● 認知症対応型通所介護 ● 小規模多機能型居宅介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム) ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ● 看護小規模多機能型居宅介護 ● 地域密着型通所介護
要支援者	● 介護状態になることを予防する目的で、要介護者と同様のサービスを受けることができます(一部利用できないサービスあり)	● 要支援者は施設入所できません	● 介護状態になることを予防する目的で、要介護者と同様のサービスを受けることができます(一部利用できないサービスあり)

介護予防・日常生活支援総合事業

🔍 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0513

介護予防給付(要支援の人に対するサービス)のうち訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)を総合事業に移行し、市のサービス(介護予防・生活支援サービス事業)として実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業は、事業対象者(25項目の基本チェックリストに該当し、生活機能が低下した人)または要支援1・2の判定を受けた人が利用できます。

また、65歳以上の全ての高齢者を対象として、一般介護予防事業を実施しています。

介護予防・日常生活支援総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
従来の介護予防給付と同様のサービスに加え、「時間短縮・緩和型」「住民主体型」「短期集中自立支援型」など、利用者の状態に応じて必要なサービスが提供されます。	大東元気でまっせ体操やふれあいデイハウスなどに参加し、介護予防・健康づくりに取り組みます。



大東市地域包括支援センター

🔍 高齢介護室 高齢支援グループ ☎️870-9065

地域包括支援センターは高齢者の皆さんの健康、医療、福祉、生活などの総合的な相談を受け、福祉・医療の専門職が必要な支援を行う機関です。専門職が電話・訪問・来所等で相談に対応するとともに、テレビ電話を設置し相談に応じています。お気軽にご相談ください。

▶ 大東市地域包括支援センター

深野3丁目28番3号アクティブスクウェア・大東 302号室

☎️800-5374 FAX:800-5375

業務時間:午前9時～午後5時30分 月～土



① 東部	野崎3丁目2番18号	業務時間 9:00～17:30 月～金
② 西部	諸福1丁目13番9号	
③ 南部	谷川2丁目7番10号	
④ 北部	深野3丁目1番1号 野崎徳洲会サービス付き 高齢者向け住宅1階	業務時間 9:00～17:00 月～金
⑤ 市役所 高齢介護室	谷川1丁目1番1号 西別館2階	業務時間 9:00～17:30 月～金
⑥ 市民体育館	寺川1丁目20番20号	
⑦ 三箇高齢者 交流センター	三箇4丁目1番5号 三箇高齢者交流センター2階	業務時間 9:00～12:00 13:00～17:00 水曜日以外の平日
⑧ まなび北新	北新町3番101号	業務時間 10:00～17:30 火曜日以外の平日

国民年金制度

🔍 保険年金課 年金グループ ☎️870-9654

国民年金は、みんなが加入し、老後やいざというときに、みんなで助け合う制度で、国が責任を持って運営しています。加入者は次のとおりです。

また、加入届や免除申請に必要なものは事前にお問い合わせください。

▶ 第1号被保険者

厚生年金や共済組合に加入していない自営業者・農林漁業者・自由業者とその家族・学生で20歳以上60歳未満の人

▶ 第2号被保険者

厚生年金保険(船員を含む)や共済組合の加入者

▶ 第3号被保険者

厚生年金保険(船員を含む)や共済組合の加入者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻など)で20歳以上60歳未満の人(該当した場合は、配偶者の事業所を通じて届け出が必要です)

▶ 任意加入被保険者(希望すれば加入できます)

過去に国民年金に加入しなかった期間や保険料を納め忘れていた期間、免除されている期間があるため満額の老齢基礎年金が受けられない人や、年金を受けるために必要な期間(保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて原則として10年以上必要)を満たしていない人などは、申し出により任意加入することができます。

◆ 保険料

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。保険料は年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。

▶ 定額保険料

保険料は定額制で1か月17,510円(令和7年度)

▶ 付加保険料

定額保険料に付加保険料(1か月400円)を加えて納めることにより、将来の老齢基礎年金の額を多く受け取ることができます。

▶ 割引前納制度

将来の一定期間をまとめて納めると割引されます。保険料を未納のままにしておくと年金を受給するための必要期間を満たすことができなくなる場合があります。

◆ 保険料は安心+便利=口座振替で

口座振替なら、一度手続きをすると指定の口座から自動的に引き落とされるので、金融機関に出向く手間も省け、納め忘れも防げます。大切な年金を、将来確実に受けるための強い味方です。

手続きは、預(貯)金口座のある金融機関や郵便局で行ってください。

◆ 免除と追納

▶ 法定免除

生活保護法による生活扶助、障害年金などを受けている人が対象です。

▶ 申請免除

収入が少ない、失業したなどの理由で納付が困難な人が対象です。国が定める免除基準があります。

▶ 追納

免除を受けた期間の年金額は減額されますので、生活に余裕ができたときに10年以内であれば、さかのぼって納付することができます。

▶ 学生納付特例制度

学生本人の所得が一定額以下であれば、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

▶ 納付猶予制度

50歳未満の被保険者で、本人と配偶者の所得が一定額以下であれば、申請することにより保険料の納付が猶予されます。学生納付特例・若年者納付猶予を受けた期間は、老齢や障害、遺族基礎年金を受けるために必要な資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。なお、一般の免除と同様に追納ができます。

◆ 産前産後期間の免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

◆ 現在年金を受けている人、こんなときには届け出を

- 年金の受け取り方法を変えたいとき
- 年金証書をなくしたり汚したりしたとき
- 年金の受給者が亡くなったとき

※届出先が年金事務所の場合もありますので、事前にお問い合わせください

▶ こんな年金が受けられます

年金の種類	こんなとき	受けられる資格	請求に必要なもの
老齢基礎年金	国民年金に加入して受給資格期間を満たした人が65歳になったとき	原則として、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年以上ある人が、65歳になったときに支給されます	基礎年金番号通知書または年金手帳・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・金融機関の通帳
障害基礎年金	国民年金加入中に初診日があり年金法で定めた1・2級の障害の状態になったとき	(1) 初診日が被保険者期間中であること。ただし、60歳以上65歳未満の期間中に初診日がある人は、被保険者期間中だけでなくよい (2) 障害認定日などにおいて、政令で定める一定程度の障害の状態にあること (3) 一定の保険料納付要件を満たしていること。ただし、被保険者でない20歳前の初診日の傷病により障害の状態になった人は、保険料納付要件は問われません	基礎年金番号通知書または年金手帳・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・所定の診断書・申立書・受診状況証明書・金融機関の通帳
遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき	(1) 死亡した人によって生計を維持されていた子(18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子または、20歳未満で1・2級の障害の状態にある子)のある人または子に支給されます (2) 一定の保険料納付要件を満たしていること	基礎年金番号通知書または年金手帳・死亡診断書・戸籍謄本・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・金融機関の通帳
寡婦年金	老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡したとき	(1) 10年以上の継続していた婚姻関係がある妻 (2) 一定の保険料納付要件を満たしていること (3) 夫によって生計を維持されていたこと (4) 夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがないこと	基礎年金番号通知書または年金手帳・死亡診断書・戸籍謄本・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・金融機関の通帳
死亡一時金	第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある人が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないで死亡したとき	死亡したときに生計を同一にしていた遺族(配偶者、子など)。ただし、遺族基礎年金・寡婦年金を受けるときは、支給されません	基礎年金番号通知書または年金手帳・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・戸籍謄本・金融機関の通帳

※請求の際には、ほかにも必要な書類がある場合もありますので、事前によく確認の上、手続きを行ってください

後期高齢者医療制度

📞 保険年金課 後期高齢者医療グループ ☎870-9629

75歳以上(65歳以上で一定の障害があると認定された人で希望者)になると、「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかることとなります。

◆受診時の自己負担割合

自己負担割合は所得に応じて1～3割となり、資格確認書等に記載しています。

◆後期高齢者医療保険料

保険料は世帯単位ではなく、被保険者一人ひとりが納めることとなります。

納付方法は次の2種類があります。納付方法によって納付回数異なりますが、納付する保険料の年額は同じです。

▶ 特別徴収

原則として、年額18万円以上の年金受給者は年金からの天引きで保険料を納めていただきます。毎年度4月から翌年2月までの6回の年金支給の際に保険料を天引きします。特別徴収は6月、8月、10月から開始されることもあり、この場合は特別徴収開始月から翌年2月までの年金支給月の回数で年間の保険料を納めていただきます。

年金額が年額18万円以上であっても、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人や、そのほか事情のある人は普通徴収となります。

▶ 普通徴収

特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替などで保険料を納めていただきます。普通徴収の納期は毎年7月から翌年3月までの9回です。

後期高齢者医療保険料を口座振替で納めていただくには、後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険料などを口座振替で納めていただいていた場合も別途、金融機関で手続きが必要です。

◆広域連合との役割分担

後期高齢者医療制度の事務は、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して行います。基本的な役割分担は次のとおりです。

▶ 広域連合…制度の運営

1. 被保険者の資格認定・管理
2. 保険料の決定
3. 医療給付
4. 保健事業(健診など)

▶ 市区町村…窓口業務

1. 保険料の徴収
2. 資格確認書等の引き渡し
3. 各種届け出・申請の受付

福祉

障害者の福祉

📞 障害福祉課 ☎870-9630 FAX873-3838

◆身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障害のある人を対象に身体障害者手帳(1級～6級)の申請を受け付けています。

該当する障害

視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能に障害のある人

◆療育手帳

知的障害がある人を対象に療育手帳(A・B1・B2)の申請を受け付けています。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活上の制約のある人を対象に精神障害者保健福祉手帳(1・2・3級)の申請を受け付けています。

◆特別障害者手当など

手当の種類	金額	対象者など
特別障害者手当	月額 29,590円 (令和7年度)	身体または精神に著しく重度で継続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の人。施設入所者と長期入院者を除く。所得制限あり
障害児福祉手当	月額 16,100円 (令和7年度)	身体または精神に重度で継続する障害があるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人。施設入所者を除く。所得制限あり
大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	月額 10,000円	身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aをあわせもつ重度障害者(児)と同居する介護者。施設入所者と長期入院者、特別障害者手当受給者を除く

◆自立支援医療

▶ 更生医療

18歳以上の身体障害者手帳の所持者対象
更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、障害の進行を防ぐことを目的として医療費の支給が受けられます。ただし、原則として医療費の1割が自己負担です。また、所得に応じて自己負担の上限額が定められています(所得制限あり)。

▶ 育成医療

18歳未満の児童対象
育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、原則として医療費の1割が自己負担です。また、所得に応じて負担の上限額が定められています(所得制限あり)。

◆自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患の治療のための通院医療費を軽減します。自己負担額は原則1割となります。また、所得に応じて自己負担の上限額が定められています(所得制限あり)。

◆補装具

身体上の障害を補うための用具が必要と認められる人を対象に次の用具が交付されます(介護保険法適用者は、介護保険制度が優先する用具もあります)。自己負担額は原則1割となります(所得制限あり)。また、所得に応じて自己負担額の上限が定められています。

- 肢体不自由者用:義肢・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえなど
- 視覚障害者用:視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
- 聴覚障害者用:補聴器

◆日常生活用具

在宅の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者などに対して福祉用具の給付などを行います(介護保険適用者は、介護保険制度が優先する用具もあります)。自己負担額は原則1割となります(所得制限あり。用具の種目に応じて対象制限があります)。また、所得に応じて自己負担額の上限が定められています。

◆障害者総合支援法

個々の障害のある人の状況に応じて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。対象者、サービス内容、利用者負担額など、詳しくはご相談ください。

種類	内容
自立支援給付	居宅介護、同行援護、生活介護、就労支援、短期入所、グループホーム、施設入所などのサービスがあります。
地域生活支援事業	相談支援、移動支援、日中一時支援、意思疎通支援（手話通訳・要約筆記者派遣）、日常生活用具給付などのサービスがあります。

◆その他

種類	内容
重度障害者(児)福祉タクシー	重度の障害者(児)の社会参加などを支援するためタクシー運賃の一部を助成します(所得制限あり)。
障害者(児)訪問理容サービス	障害を理由に理容店に出向くことが困難な65歳未満の在宅の重度障害者(児)に対して訪問理容サービスを実施します。
あんしん通報装置の貸与 福祉有償運送サービス	高齢者の福祉①をご参照の上、詳しくは障害福祉課へご相談ください。

高齢者の福祉①

🔍 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0472

◆あんしん・通報機器の貸与

一人暮らしで75歳以上の高齢者または、65歳以上の持病などのため生活に不安を抱える高齢者、18歳以上の一人暮らし重度身体障害者の自宅に、あんしん・通報機器を設置します。緊急の時にボタンを押すことにより、あんしんセンターに通報し、速やかに救急体制が取られ不測の事態に備えます。

◆ハローライト

市内在住、住民基本台帳に記録されており、在宅でひとり暮らしまたはこれと同等とみなすことができる75歳以上の人を対象に、ヤマト運輸株式会社が提供する「あんしんハローライトプラン」の月額利用料を助成する事業です。計測と発信機能を持ったLED電球「ハローライト」が点灯または消灯の動きを計測し、24時間動きがない場合に設定された家族等の通知先に自動で異常検知メールを送信します。

◆在宅給食サービス

65歳以上の人で、食事作りが困難であり、次のいずれかの要件を満たす人に対して自宅まで昼食を届け、必要に応じて配膳をします。(費用負担あり。食形態により所得制限あり)

- 日に2回以上の見守りが必要な人
 - 糖尿病や腎臓病のため医師の診断により食事制限が必要な人
 - 噛み砕きや飲み込みの障害があり再調理が必要な人
- 申請には他条件もありますので、詳しくはお問合せください。

◆訪問理容サービス

介護保険の要介護認定で、要介護3～5に認定された65歳以上の高齢者または、要介護認定を受けていない人で、身体障害者手帳1級・2級に該当および療育手帳Aに該当する65歳以上の高齢者で、自力また介助により理容店を利用することが困難な人に対し、市が依頼した理容店が訪問し理髪を行います。(理容費用は一部実費。)申請には他条件もありますので、詳しくはお問合せください。

◆地域SOSカード登録システム

一人暮らしの高齢者や75歳以上の人のみで構成される世帯の人などに緊急時の連絡先やかかりつけ医療機関などを記入した筒を配布し冷蔵庫に入れ救命活動に役立てます。また、登録情報は関係する支援機関によって日常の見守り活動や安否確認に活用されます。

◆福祉有償運送サービス

介護認定を受けている人(総合事業対象者を含む)や、身体障害者手帳の交付を受けている人、またはけがなどで一人では公共交通機関を利用できない人を対象に、通常のタクシー代の半額程度で福祉車両による運送サービスが受けられます。日常生活の移動にも利用できます。



福祉

◆在日外国人高齢者給付金

昭和57年以前の旧国民年金制度では、外国人加入が認められなかったため、老齢年金などを受けることができない在日外国人(大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和57年1月1日から引き続き外国人登録をしている人)に対して、月額10,000円を支給します(他の給付を受けていないなど条件あり)。

◆金婚祝品の贈呈

結婚50年を迎える夫婦を対象に、祝品を贈呈いたします。

◆日常生活用具給付(電磁調理器)

65歳以上の人のみの世帯で、加齢による心身機能の低下に伴う出火の予防への配慮が必要と認められる市市民税非課税世帯に電磁調理器を給付します(利用者負担あり)

◆重度障害者住宅改造助成事業

📞 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0513

日常生活動作に不便・不自由を感じている重度障害者がいる世帯で、住宅改造によって自立性の向上や介護負担の軽減が図られるなど、その必要性が認められる場合に、おおむね50万円(上限80万円)の住宅改造費の助成を行っています。介護保険法(住宅改修)・障害者総合支援法(日常生活用具給付)などの利用が優先され、申請にはいくつかの条件があります。

詳しくは、お問い合わせください。

対象者

重度障害者(重度知的障害者、身体障害者手帳1・2級、下肢・体幹機能障害3級を所有している人)。所得制限あり。

高齢者の福祉②

📞 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0513

◆迷い人キャッチメールシステム

認知症などの迷い人となった人を早期に発見・保護するためのシステムです。迷い人となった人の情報を、登録いただいた個人の携帯電話アドレスにメールで配信して早期発見につなげます。認知症などで徘徊する恐れがあり、配信を依頼される場合は事前登録が必要です。情報受信を希望される場合は「koureitouroku@yb74.asp.cuenote.jp」に空メールを送り、返送メールに添付されたURLへアクセスして登録

を行ってください。大東市公式LINEの「迷い人メール」の受信登録でも配信可能。

◆みまもりあいステッカー事業

市内在住、住民基本台帳に記録されており、在宅で生活している40歳以上で認知症の診断がある人等を対象に、自身では目的地に行くことができず迷い人になってしまう可能性のある高齢の方等の衣類や持ち物等に貼付できる緊急連絡用ステッカー(みまもりあいステッカー)48枚を事業対象者は無料で利用できます。

◆GPS発信機能付きIoT機器購入費助成事業

市内在住、住民基本台帳に記録されており、在宅で生活している非課税世帯の65歳以上で認知症の診断がある人等を対象に、認知機能の低下により自身では目的地に行くことができない高齢者の迷い人対策として、スマートフォンと連携し、専用アプリで管理することができるGPS発信機能付き機器を購入する際の費用(上限5,000円)を助成する事業です。

◆ふれあいデイハウス

民間非営利団体などが集会所や民家など既存の施設で昼食や創作活動など心身の健康増進を図るサービスを提供します(費用負担あり)。また、大東元気でまっせ体操や健口体操などが行われ、介護予防、閉じこもり予防の場となっています。

名称	所在地	電話番号
ゆめさきあん 夢咲庵	南楠の里町14-28 イーストコートⅡ	☎879-0040
いきがい 粹我善	赤井三丁目5-11 ホーリーハート大東1階	☎874-1661

◆生活サポート事業

📞 生活サポートセンター(NPO 法人住まいみまもりたい) ☎812-6571

養成講座を受講し認定を受けた生活サポーター(有償ボランティア)が、高齢者宅で日常生活に関する支援を行う活動です。

販売場所

大東市役所
本庁1階
受付

大東市マスコットキャラクター

「ダイトン」のグッズを販売しています!

ダイトン ピンバッジ

ピンバッジお買い上げの方にダイトンの名刺もプレゼントします!

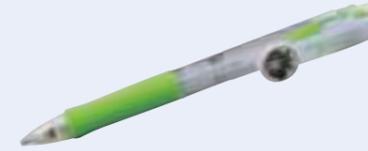
サイズ:縦 23mm×横 20mm
1個 300円



ダイトン シャープペンシル

ダイトンの可愛い顔のイラストが入ったシャープペンシルです!!

1本 150円



ダイトン クリアファイル

いろんなダイトンがプリントされたクリアファイル!!

※写真は表面と裏面を撮影したものであり、デザインは1種類です。

サイズ:A4
1枚 50円



ダイトン キーチェーン

可愛いダイトンのキーチェーンです!!

300円



ダイトンボールペン(赤・黒)

かわいいダイトンのボールペンです!ダイトンのミニキーチェーン付き!

各 300円



ダイトンハンドタオル

かわいいダイトンのイラスト入り!!

タテ 35cm、ヨコ 33cmのちょっと大きめサイズのハンドタオルです。

1枚 600円



ダイトンコットンバッグ(白・紺・赤・黒)

かわいいダイトンのハンドバッグです

各 500円



ダイトンゴルフマーカー

かわいいダイトンのゴルフマーカーです

1,800円



ダイトン帆布バッグ(紺・白)

観光スポットがプリントされたバッグです。

各 1,000円



民生委員児童委員・ コミュニティソーシャルワーカー

福祉政策課 福祉政策グループ ☎870-0435

◆民生委員児童委員

あなたの地域での最も身近な相談者です。
お住まいの地区担当民生委員が分からない場合は、福祉政策課へお問い合わせください。

◆コミュニティソーシャルワーカー

市内おおむね小学校区に「安心・いきいきネット相談支援センター」を設置してコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と呼ばれる相談員を置いています。

相談員は、生活に関わるサービスや支援内容についての質問や疑問、困り事を伺います。また、専門機関などと協力しながら福祉のサービスや支援がスムーズに行われるようネットワーク(つながり)をつくり、誰もが住みやすい「街」に向けた取り組みを進めています。

相談は無料ですので、福祉に関する「困り事」をお気軽にご相談ください。

▶安心・いきいきネット相談支援センター

小学校区	事業所名	連絡先
北条	特定非営利活動法人 ほうじょう	☎862-3212
四条	特定非営利活動法人 大東野崎人権協会	☎879-8810
四条北、深野	特定非営利活動法人 あとからゆっくり	☎813-7595
住道北、三箇	慶生会 住道	☎806-2880
泉、住道南 灰塚	社会福祉法人 大東市社会福祉協議会	☎874-1082
南郷、氷野	暮らしいきいき館	☎875-8046
諸福	ホーリーハート大東	☎874-1661

生活困窮者自立支援制度

福祉政策課 暮らしサポート大東 ☎870-9664

◆自立相談支援事業

生活の困り事や不安を抱えている場合に、ご相談ください。相談支援員が、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、関係機関や地域のネットワークと連携し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

◆住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った人、または失う恐れの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

◆大東市総合就労支援事業

生活が困窮している人および生活保護を受給している人を対象に相談から就職に至るまでの一貫した就労支援を行う事業です。専門的就労支援員を配置し、個別面談、意欲喚起、ニーズに応じた職業紹介、個別の求人開拓・面接対策、就労後の定着支援など、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

◆大東市若者等自立サポート事業

概ね15歳から39歳までのひきこもり・ニート・不登校状態にあるご本人や家族を対象として、大東市若者等自立サポート事業を実施しています。臨床心理士などの専門支援員が面談・訪問・居場所支援・学習支援などを通じて、基本的なコミュニケーション能力などを身に付けることにより、日常生活の自立から社会参加に至るまでの支援を行います。

◆大東市中高年ひきこもり支援事業

ひきこもりの状態にある中高年ご本人や家族を対象とした支援事業です。面談・訪問・居場所支援・職場体験等を通じて、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

◆家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える人からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、相談者が自ら家計管理できるよう必要な情報提供や専門的な助言・指導などの支援を行います。

健康・医療

健康診査および各種がん検診など

地域保健課 ☎874-9500

検(健)診(査)名	対象者 (受診日時点で大東市に住居票登録がある人)	受診間隔	実施場所		検診内容	費用
			集団	個別		
特定健康診査	大東市国民健康保険に加入している満40歳以上75歳未満の市民(4月末日時点、対象者には4月末に受診券を郵送)	年度に1回 (4月末～翌年3月31日)	○	○	身体計測・診察・血圧測定・尿検査・血液検査	無料
40歳未満健康診査	満15歳以上40歳未満の市民(職場などで定期健診を受けている人を除く)	年度に1回		○	身体計測・診察・血圧測定・尿検査・血液検査	700円
肺がん検診	満40歳以上の市民	年度に1回	○	○	胸部レントゲン撮影(実物大)。65歳以上の人は結核検診(無料)を含みます	無料
			○	○	喀痰検査 ※満50歳以上で必要と認められた人のみ	無料
子宮頸がん検診	満20歳以上の女性(対象者を年度ごとに和暦の奇数年・偶数年生まれに分けています)	2年度に1回	○	○	視診・内診・子宮頸部の細胞診	無料
乳がん検診	満40歳以上の女性(対象者を年度ごとに和暦の奇数年・偶数年生まれに分けています)	2年度に1回	○	○	マンモグラフィ	無料
胃がん検診(X線検査)	満50歳以上の市民	年度に1回		○	胃部レントゲン撮影(バリウム検査)	無料
ピロリ菌抗体検査	満50歳以上の胃がん検診(X線検査)を受診する市民で、過去に検査を受けたことがない希望者	生涯1回限り(胃がん検診(X線検査)と同時受診に限る)		○	血液検査	1,000円
胃がん検診(内視鏡検査)	満50歳以上の市民(対象者を年度ごとに分けていますので健康カレンダーやホームページ等でご確認ください)			○	内視鏡検査	無料
大腸がん検診	満40歳以上の市民	年度に1回	○	○	便潜血反応検査	無料
成人歯科健診	年度内に満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳となる市民 対象者には個別通知	対象に該当した年度1回限り(6月1日～11月30日)		○	問診・歯周疾患の検査 他	無料

手話コラム



コミュニケーション

両手の5指でアルファベット文字の「C」の形にし、上下にかみ合わせるようにして前後に動かす。

どうやってコミュニケーションをとる??

耳をふさぐ、耳元で手を振るといふぐさは、「聞こえない」ということを表す手話です。聞こえない人に話かけるときは、目を合わせてから話し始めてください。手話ができなくても筆談や身ぶり、口の形を読み取るなど方法はいろいろあります。伝えようとする気持ちが大切です。

※このイラストは右利きの表現です。左右どちらで表現しても構いません。

検(健)診(査)名	対象者 (受診日時時点で大東市に住民票登録がある人)	受診間隔	実施場所		検診内容	費用
			集団	個別		
骨粗しょう症 検診	満15歳以上の市民(70歳以上は2年に1回が望ましい)	年度に1回	○		前腕骨のレントゲン検査	1,000円
肝炎ウイルス 検査 ※1	40歳以上の市民 年度内に満40歳となる市民には個別 通知	生涯1回限り	※2 ○	○	血液検査	無料

・費用については、変更になることがありますので、市ホームページまたは健康カレンダーなどでご確認ください。
 ・がん検診の実施場所は、地域保健課主催で行っている集団検診と医療機関で行っている個別検診があり、どちらかを選べます。同じ検診を両方受診することはできません。
 ・個別検診は指定医療機関に「大東市の〇〇検(健)診(査)希望」と直接ご予約ください。
 ・集団検診の日程など詳しくは市ホームページまたは健康カレンダーなどでご確認ください。
 ・年度とは、4月1日～翌年3月31日の期間です。
 ※1 無料受診券がない人は地域保健課へ事前申請が必要です。
 ※2 特定健診と同時に受診する人のみ

▶ 費用免除について

骨粗しょう症 ピロリ菌抗体 検査 40歳未満健診	①受診日時時点で満70歳以上 ②市民税非課税世帯 ③生活保護世帯 ④身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所有している人は費用免除となります。②～④に該当する人で個別検診を受診する場合は、受診時に「無料受診券」が必要となりますので、事前に地域保健課に申請してください。受診後の申請や還付はできません。
-----------------------------------	---

▶ 注意点

*がん検診は各検診部位を治療中または経過観察中の人は対象外です
 *すでに何か自覚症状のある人は、検診日を待たずに直接医療機関で受診しましょう

子宮頸がん 検診	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中または妊娠している可能性のある人は個別検診を受診してください。 月経中の人は受診できません。
乳がん検診	<ul style="list-style-type: none"> 月経前・月経中の人は受診できますが、痛みが強くなる場合があります。 授乳中・妊娠中または妊娠している可能性のある人・断乳後1年未満の人・豊胸手術をされた人・ペースメーカーを装着中の人・点滴のための「ポート」形成をしている人・脳圧を下げるためのチューブが入っている人は受診できません。医療機関でご相談ください。 乳がんの手術歴がある人は、手術内容によって受診できない場合があります。
胃がん検診	<ul style="list-style-type: none"> 胃疾患で治療中の人、妊娠中または妊娠している可能性のある人は受診できません。 バリウム服用によるアレルギー症状のあった人、3年以内に腸閉塞・腸捻転・大腸憩室炎と診断され治療を受けたことのある人は受診できません(X線)。 収縮期血圧が極めて高い人、咽頭・鼻腔などの疾患で内視鏡の挿入ができない人、呼吸不全、心疾患のある人、出血傾向のある人などは受診できません。詳しくは医療機関でご相談ください(内視鏡)。
肺がん検診	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中また妊娠している可能性のある人は受診できません。
骨粗しょう症 検診	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中また妊娠している可能性のある人は受診できません。
大腸がん検診	<ul style="list-style-type: none"> 月経中の人は受診できません

◆人間ドック・脳ドック

受診前に、地域保健課で助成決定通知書を申請後、3か月以内(1月以降申請の場合は3月末まで)に指定医療機関へ直接ご予約の上、受診ください。受診後の発行依頼や費用の還付はできません。また、発行から受診までに大東市国民健康保険を脱退されると無効となります。

	対象者 (申込日時点)	受診 間隔	検査内容	費用
人間 ドック	大東市国民健康保険に継続して満1年以上加入している満30歳以上75歳未満の市民	1年度に1回	診察・計測・血液検査・呼吸器機能・循環器機能・肝機能および代謝・糖代謝・腎機能・脾機能・消化器系・血清反応	12,000円 (31,428円のうち地域保健課にて19,428円の助成決定通知書を作成)
脳 ドック			診察および問診・頭部MRI・頭部MRA	

事前申し込みとなっています。詳しくは広報「だいとう」または市ホームページでご確認ください。(電子申請可)

◆健康相談

生活習慣病予防を中心に保健師や管理栄養士などによる健康に関する相談に応じます。

医療費助成

🔍 こども家庭室 子ども政策グループ ☎870-9655

◆重度障害者医療費助成

身体障害者、知的障害者および精神障害者に対し、保険診療の自己負担分の一部を助成します(所得および等級の制限あり)。

あらかじめ医療証の交付を受け医療機関で健康保険証にかわる資格証明書かマイナンバーカードと医療証を提示すれば、1医療機関当たり500円/日(入・通院それぞれ月上限3,000円まで)の自己負担で受診することができます(大阪府外では医療証が使えませんので、いったん健康保険の自己負担分を支払い、翌月以降に、市へ申請して払い戻しを受けてください)。

※複数医療機関受診の場合、月上限3,000円を超えた分については登録口座へ償還します。

◆子ども医療費助成

18歳到達日の属する年度末までの児童に対し、保険診療の自己負担分の一部を助成します。
 あらかじめ医療証の交付を受け、医療機関で健康保険証にかわる資格証明書かマイナンバーカードと医療証を提示すれば1医療機関当たり500円/日(入・通院それぞれ月2日まで)の自己負担で受診することができます(大阪府外では医療証が使えませんので、いったん健康保険の自己負担分を支払い、翌月以降に、市へ申請して払い戻しを受けてください)。

◆未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟なままで生まれた乳児に対して、保険診療の範囲内で入院医療の給付を行います(子ども医療費助成などとの同時適用可)。

給付には出生時体重や症状などの要件があり、都道府県などが指定した養育医療機関の医師による意見書が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

◆ひとり親家庭医療費助成

18歳到達日の属する年度末までの児童と母、児童と父、両親のいない児童と養育者に対し、保険診療の自己負担分の一部を助成します(所得および家庭状況による制限あり)。
 あらかじめ医療証の交付を受け、医療機関で健康保険証にかわる資格証明書かマイナンバーカードと医療証を提示すれば1医療機関当たり500円/日(入・通院それぞれ月2日まで)の自己負担で受診することができます(大阪府外では医療証が使えませんので、いったん健康保険の自己負担分を支払い、翌月以降に、市へ申請して払い戻しを受けてください)。

◆はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

65歳以上で、かつ、市・府民税非課税の人を対象に年6回、市と契約した施術所で施術を受けたとき、費用の一部を助成します(事前に施術費助成証明書の交付申請が必要です)。

予防接種の受け方

🔍 地域保健課 ☎874-9500

予防接種は、全て医療機関での個別接種になります。
 B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、5種混合、2種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、子宮頸がん予防、ロタウイルス、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、新型コロナワクチンの予防接種実施医療機関は健康カレンダーに掲載しています。

実施医療機関にあらかじめご相談ください。

* 予防接種相互乗り入れについて

北河内5市(大東市・四條畷市・守口市・寝屋川市・門真市)では上記予防接種については相互に受けることができます。
 * 予防接種は法律の改正などにより変更されることがあります。最新情報は広報「だいとう」などで確認してください。

▶ 予防接種を受ける前の注意

- 受ける前に広報「だいとう」や健康カレンダー、説明書(実施医療機関の予診票に添付)をよく読んでください
- 分からないことは予防接種を受ける前に医師に相談してください
- 受ける前日は入浴(またはシャワー浴)をし、清潔な衣服を着用してください
- 接種当日は、朝に体温を測り、健康保険証にかわる資格証明書かマイナンバーカード、親子(母子)健康手帳、子ども医療証を持参してください

☎ 大東市の市外局番は **072** です

▶ 予防接種を受けることができない人

- 体温が37.5度以上ある人
- 受けようとする予防接種で激しいアレルギーを起こしたことのある人
- 重い急性疾患にかかっていることが明らかでない人
- 当日の診察医師が不適当な状態と判断した場合(ウイルス性疾患や、そのほかの病気が治って間もない人、感染症の潜伏期間の疑いがある人などは予防接種を受けられない場合があります)
- * 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気などで治療を受けている人、発育障害がある人、アレルギー体質の人、けいれん体質の人、そのほか心配なことがありましたら、事前に主治医とよく相談してください

◆子どもの予防接種

対象年齢や接種回数などについては、毎年広報「だいとう」4月号と同時配送している健康カレンダーをご確認ください。

◆その他の予防接種

▶ 高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナワクチン

接種対象者 ①65歳以上の人
 ②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する身体障害者手帳1級所持者
接種回数 1回 *一部自己負担が必要です
 接種期間は広報「だいとう」でお知らせします。

▶ 高齢者肺炎球菌

接種対象者 ①65歳の人
 ②インフルエンザに同じ
 *過去に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は公費の対象になりません
接種回数 1回
 *一部自己負担が必要です

▶ 子宮頸がん予防

接種対象者 小学6年生から高校1年生相当の年齢の女子(標準的な接種期間は中学1年生の間)
接種方法 3回接種(一部2回で完了できる場合あり)、ワクチンは3種類あり、ワクチンによって接種方法が異なるため必ず同じワクチンで接種を完了させます
 ●サーバリックス(2価) ●ガーダシル(4価)
 ●シルガード9(9価)

▶ 高齢者带状疱疹

令和7年度より定期接種が予定されています。
 接種対象者、接種方法などは広報「だいとう」、ホームページでお知らせします。
 ※一部自己負担が必要です。

病気になったら

医療機関を受診する際は、必ず健康保険証と子ども医療証などを持参してください。

◆休日に急病になったら

▶ 休日診療所

☎874-5110（※診療日の時間内に限る）

診療日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

受付時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

診療科目 小児科（中学3年生まで）

* かかりつけ医ではないので、来院時のお子さんの状態を見て診療・処方します

* 平日のお問い合わせは地域保健課（☎874-9500）

◆休日に歯が痛くなったら

大東・四條畷市内の歯科医が輪番制で診療を行っています。

診療日 日曜日、祝日、夏期（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）

受付時間 午前9時～正午

診療場所 広報「だいたう」に担当の歯科医院を掲載します。必ず電話をしてから受診してください。

◆救急医療相談窓口

▶ 救急安心センターおおさか

市民からの救急医療相談を医師・看護師・相談員が24時間・365日受け付けします。迷ったらまずここへ。

☎#7119（携帯電話・固定電話（プッシュ回線））

☎06-6582-7119（固定電話（IP電話・ダイヤル回線など））

緊急時は迷わず 119番へ

▶ 子ども医療電話相談

夜間に受診した方が良いか迷ったときにご利用ください。

☎#8000（携帯電話・固定電話（プッシュ回線））

☎06-6765-3650（固定電話（IP電話・ダイヤル回線など））

相談時間 毎日午後8時～翌朝8時

◆夜間に急病になったら

▶ 北河内子ども夜間救急センター

☎840-7555

（枚方市禁野本町二丁目14-16 枚方市医師会館1階）

診療科目 小児科（中学3年生まで）

診療受付時間 毎日午後8時30分～翌午前6時30分
（診療は午後9時～翌午前7時）



子育て・教育

妊娠・出産

地域保健課 ☎874-9500

◆ネウボランドだいたう ☎874-2767

妊娠に気付いた時から子どもが18歳になるころまで、子育てを応援・サポートする総合相談窓口です。（P26）

受付時間 午前9時～午後5時30分

相談日 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

◆親子（母子）健康手帳の交付

妊娠の診断を受けたら妊娠届出書（ネウボランドだいたうにあります）に記入し届け出をしてください。

同時に妊娠・出産について不安・心配なことがあれば相談も行っていきます。

◆妊産婦健康診査

▶ 妊婦健康診査

妊婦の健康増進を図るため、健康診査を行っています。最大14回（多胎の場合、さらに5回追加）一部公費助成・妊婦歯科健診（無料・1回）を受けることができます。

▶ 産婦健康診査

出産後間もない時期のお母さんの心の健康状態の確認や検尿・診察などを行う産婦健康診査（産後2週間前後の健診と産後1か月前後の健診の2回）の費用を助成します。上限5,000円です。

※出産後8週を過ぎる健診は対象外

◆妊産婦訪問・相談

妊娠中の過ごし方や出産後の育児に不安のある人に、保健師や助産師が訪問や電話などで相談に応じます。

◆だいたうママパパ学級

妊娠中の生活の送り方、出産、育児のための準備などに関して、助産師・保健師などによる教室を行っています（事前予約が必要）。詳しくはホームページでお知らせします。

◆離乳食体験会

離乳食の進め方の講話と、すりつぶし体験をします。赤ちゃんも一緒に参加できます。離乳初期（5～6ヶ月頃）の内容です。（要予約）

場所 すこやかセンター（保健医療福祉センター）

時間 毎月第3木曜日午後（年度により日程の変更あり）。詳しい日程と時間は4か月児健診、ホームページでお知らせします。

◆育児相談会

市内各地域で実施しています。詳しくは、お問い合わせください。

◆新生児乳児訪問

子どもが生まれたら、助産師・保健師・保育士等が訪問し、赤ちゃんの計測や子育てについての相談を行っています。里帰り出産の場合は、地域保健課までご連絡ください。

◆子どもの健康診査

子どもの心身の健康のため、次のような健診を行っています。

新生児聴覚検査	生後1か月未満の乳児を対象に実施。受診券は妊産婦健康診査受診券についています。
1か月児健康診査	生後27日～生後6週未満の乳児を対象に実施。受診券は妊産婦健康診査受診券についています。
乳児後期健康診査	9か月から1歳未満の乳児を対象に実施。受診券は郵送します。
4か月児健康診査	●問診 ●身体計測 ●小児科診察 ●発達発育などの相談
1歳10か月児健康診査	●身体計測 ●問診 ●内科診察 ●歯科診察 ●栄養や発達などの相談
2歳6か月歯科教室	●集団指導 ●歯みがき指導 ●歯科診察
3歳6か月児健康診査	●身体計測 ●問診 ●内科診察 ●尿検査 ●歯科診察 ●栄養や発達などの相談

◆健康相談

健康についての個別相談に応じます(費用は無料)。ただし、医療機関で治療中の人は除きます。

- 保健師による健康相談
 - 管理栄養士による栄養相談
- 相談を希望する人は事前連絡が必要

場所 すこやかセンター(保健医療福祉センター)

◆はろーベビィ訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

🔍 **ネウボランドだいとう** ☎️874-2767

4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問します。赤ちゃんの健康状態や、産後の生活、育児支援に関する情報提供、育児相談(赤ちゃんがよく泣く、母乳が出ないなど)などに応じます。

◆赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた保護者が外出先で授乳やおむつ交換をするときに利用できる施設です。

子育て世帯が安心して外出できる環境づくりの一環として、幼稚園・保育所などの公共施設をはじめ、民間の事業所にもご協力いただき市内各所に設置しています。 **このマークが目印です▶**



◆にこにこ子育て訪問事業

🔍 **ネウボランドだいとう** ☎️874-2767

おおむね生後6~8か月の第1子がいる全ての家庭(保育所などに入所している人は除く)に対し、地域の民生委員児童委員・主任児童委員等が家庭訪問し、地域の子育て施設や子育て情報を提供します。

手当・給付金など

🔍 **こども家庭室 子ども政策グループ** ☎️870-9655

◆児童手当

高校生年代修了前(18歳到達後最初の3月31日までの)児童を養育し、一定の要件を満たしている人に児童手当が支給されます。

支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人あたりの月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上~小学校修了前	10,000円
中学生	10,000円
高校生年代 (18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子)	10,000円

※大学生年代の子ども(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)から数えて3番目以降の子どもの支給額は年齢にかかわらず30,000円となります(多子加算)。

◆児童扶養手当

ひとり親家庭などにおける、18歳到達後最初の3月31日までの児童を監護している父もしくは母、または父母に代わり児童を養育している人に支給されます(所得制限あり)。

公的年金受給者で、受給者および児童の受給する公的年金などの額が児童扶養手当の支給額を下回る場合は、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

必要なもの 戸籍謄本、健康保険証、養育費に関する申告書など

◆特別児童扶養手当

20歳未満で、政令で規定する障害の状態にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます(所得制限あり)。

支給額 (令和7年4月現在)

区分	金額
障害の程度 1級	1人に付き月額56,800円
障害の程度 2級	1人に付き月額37,830円

- 手当の月額は「物価スライド制」の適用により変動することがあります
- 児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が障害を支給事由とする公的年金を受けている場合は支給されません

必要なもの 診断書(こども家庭室に用紙があります)、戸籍謄本、印鑑など

◆自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の自立・就労に向けた主体的な能力開発を支援するもので、指定した講座を受講し、修了した後に給付金を支給します。講座を受ける前に講座指定申請が必要で審査があります(要予約)。

◆高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に結びつきやすい資格【看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師など】を取得するため、養成機関で修業する場合に一定期間について給付金を支給します(要予約)。

◆養育費確保支援補助金

養育費の取決めに関する公正証書の作成費用等の補助や保証会社と契約を締結する時の保証料の補助を行います。

◆親子交流支援

離婚をした父母が自分たちだけで子どもとの面会交流を行うことが難しい場合に、支援員・交流場所等を支援します。

◆大阪府母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭および寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸し付けを行います。申請から貸付金の交付まで、相当の日数(2~3か月)がかかります。まずは面接させていただきます。必要な金額に係る資料をお持ちください(要予約)。

子育て支援事業

◆大東市ファミリー・サポート・センター

☎️870-8993(住所:赤井一丁目2-10 ポップタウン本館4階)

子育てを地域全体で支えていくまちをめざし、アドバイザーの調整のもと、子育て経験のある市民が一時的な子育てのサポートを行います。

◆つどいの広場

主に乳幼児(0~3歳)を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり交流を図ります。また、子育て中の相談も行える施設です。

きしゃぼっぽ ☎️875-8855(住所:灰塚五丁目13-6)

みどり ☎️807-5466(住所:北条一丁目22-20)

まんまいーよ ☎️080-6228-1140(住所:深野三丁目28-3アクティブ・スクウェア・大東2階)

はぐくみひろば ☎️803-8993(住所:諸福三丁目11-17)

リュッカ ☎️814-9009(住所:赤井一丁目12-7)

◆子育て支援センター

地域の子育て支援の拠点として、妊婦や就学前の子どもを持つ家庭の子育てを支援する施設です。

南郷子育て支援センター ☎️872-0013
(住所:太子田一丁目12-37)

四条子育て支援センター ☎️876-7510
(住所:野崎一丁目6-35)

キッズプラザ ☎️874-8800(住所:幸町8-8)

相談・支援事業など

◆子ども発達支援センター

▶ 児童発達支援(通所)センター

☎️812-7791

児童福祉法に基づき、運動発達に遅れがある子どもや、言葉の遅れなど発達に支援を必要とする就学前の子どもたちのための通所施設です。

自由遊び、設定遊び、個別指導、機能訓練などがあり、それぞれの活動に子どもが主体的に取り組むことで、発達を促し援助します。また、その保護者に療育指導を行います。

入園相談については直接子ども発達支援センターにお問い合わせください。

- 児童発達支援「たんぼぼ園」

- 児童発達支援「すみれ園」

▶ 幼児発達支援教室(バンビ教室)

☎️812-7792

言葉が遅かったり、発達に支援を必要とする就学前の子どもを対象に親子で通う教室です。「生活と遊び」を中心とした楽しい活動の中で、発達を促します。

▶ 保育所等訪問支援事業

☎️812-7791

発達に支援を必要とする子どもの保育施設・幼稚園・小学校などを訪問支援スタッフが訪問し、子どもが集団生活に適應するための支援を提供するものです。そのために、必要な支援やアドバイスなどを行っていきます。

▶ 相談支援事業

☎️812-7793

言葉の遅れや友達との関わりなど、発達に関する心配事や障害などのご相談をお受けし、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助を行います。

◆母子・父子自立支援員

🔍 **こども家庭室 子ども政策グループ** ☎️870-9655

ひとり親家庭の母または父や寡婦に対し、その自立に必要な情報提供を行うとともに求職活動に関する相談に応じます。離婚前相談も行っています(要予約)。

◆ひとり親家庭等就労支援事業

🔍 **こども家庭室 子ども政策グループ** ☎️870-9655

ひとり親家庭の保護者を主な対象とした就労支援として転職支援や職業紹介を行います。キャリアカウンセラーによるカウンセリングを行い、個々のニーズに合った求職活動の実践的な支援を行います(要予約)。

◆母子生活支援施設

🔍 **こども家庭室 子ども支援グループ** ☎️875-8101

母子家庭またはこれに準ずる家庭で、配偶者の暴力からの回避などで住む所がない母子は、自立できるまで生活する母子生活支援施設に入所する手続きを行うことができます。

◆助産制度

🔍 **こども家庭室 子ども支援グループ** ☎️875-8101

妊産婦が保健上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができないとき、助産施設への入所出産費用を助成する制度です(所得制限および自己負担あり)。

◆家庭児童相談

子どもの育て方や、親子関係など子どもに関わる相談を専門の相談員がお聞きし、保護者や子どもと一緒に良い方法を見つけ出します。

▶ こんなときにご相談ください

しつけがうまくいかない・幼稚園や学校に行きたがらない・言葉が遅い…など子育ての悩みがあるとき
相談は来所か電話で

受付時間 午前9時~午後5時30分

相談日 月~金曜日(土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

相談窓口 **ネウボランドだいとう** ☎️874-2767

◆児童虐待の通告および相談

しつけのつもりで行っていることも、子どもが心や体にダメージを受けていればそれは虐待です。

虐待かもしれないと思ったら、一人で抱え込まずに、通告してください。

「もしかして虐待?」と思ったら、まずお電話を。

通告先

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎️189

児童相談所相談専用ダイヤル ☎️0120-189-783

こども家庭室(家庭児童相談室) ☎️875-8101

夜間・休日・緊急時

大阪府子ども家庭センター ☎️072-295-8737(通告専用)

保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設・幼稚園

🔍 こども家庭室 保育幼稚園グループ ☎️870-0474

保育所(園)・認定こども園(保育所機能部分)・小規模保育施設への入園を希望される場合は、こども家庭室保育幼稚園グループにお問い合わせください。

幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)への入園を希望される場合は、直接それぞれの施設(公立施設の場合はこども家庭室保育幼稚園グループ)にお問い合わせください。

施設数

市立保育所…2園/私立保育園…3園/市立認定こども園…1園/私立認定こども園…21園/私立小規模保育施設…3園/市立幼稚園…1園/私立幼稚園…1園

施設一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	保育施設名	所在地	電話番号
市立保育所	南郷保育所	太子田三丁目1-20	☎️872-7327
	野崎保育所	野崎一丁目6-35	☎️876-5630
私立保育園	泉保育園	泉町一丁目3-2	☎️873-9638
	灰塚保育園	灰塚五丁目2-33	☎️871-5422
市立認定こども園	津の辺保育園	南津の辺町2-32	☎️876-8327
	北条こども園	北条三丁目9-18	☎️876-5237
私立認定こども園	住道こども園	三住町11-21	☎️872-4218
	大東わかば保育園	北条一丁目21-36	☎️878-4121
	秀英幼稚園	深野三丁目1-12	☎️874-4403
	若竹こども園	深野五丁目7-27	☎️874-2930
	あすなろこども園	扇町9-8	☎️873-2241
	あすなろこども園分園	末広町11-6	☎️870-1515
	聖心保育園	太子田二丁目14-15	☎️874-2371
	第2聖心保育園	寺川一丁目20-1	☎️874-0981
	みのりこども園	津の辺町4-11	☎️879-2777
	大東つくし保育園	諸福六丁目3-33	☎️873-9817
	四条保育園	北条一丁目8-48	☎️879-4158
	上三箇保育園	三箇一丁目13-13	☎️872-4296
	新田保育園	新田中町4-9	☎️870-6680
	新町保育園	川中新町9-1	☎️874-2881
	氷野保育園	大東町10-15	☎️871-7321
	江ノ口保育園	三箇四丁目16-16	☎️874-5640
	ひらりす	野崎四丁目5-6	☎️803-2020
	愛真幼稚園	西楠の里町15-1	☎️877-0164
	朋来幼稚園	朋来二丁目14-5	☎️872-0337
	小規模保育施設	四條畷学園大学附属幼稚園	学園町6-45
ひとつぶ保育園		深野四丁目3-4	☎️872-0603
聖心保育園分園		赤井三丁目5-11	☎️874-1442
市立幼稚園	わかたけ保育園	住道二丁目8-4	☎️873-7205
	住道サンフレンズ保育園	朋来二丁目5-35	☎️803-6801
私立幼稚園	諸福幼稚園	諸福一丁目2-1	☎️873-0640
私立幼稚園	大東中央幼稚園	赤井一丁目2-1	☎️872-8071

▶️ 一時預かり保育実施施設

大東つくし保育園 ☎️873-9817

津の辺保育園 ☎️876-8327

あすなろこども園分園 ☎️870-1515

上三箇保育園 ☎️872-4296

保護者の一時的な就労・傷病・災害・事故・看護・介護・冠婚葬祭・育児疲れなどの理由で、家庭での保育が困難となる子どもを一時的に保育します。

◆ 病児病後児保育

あすなろ病児・病後児保育室 ☎️870-1515 (住所:末広町11-6)

野崎徳州会病院病児保育室こっこハウス ☎️872-1360

(住所:谷川二丁目10-50)

医師・看護師・保育士が連携して病児・病後回復期の子ども(小学3年生まで)を看護・保育します。

*あすなろ病児・病後児保育室は保育所併設型のため、医師が常駐しません(ご利用の際には事前に医療機関で「診療情報提供書」を作成していただく必要があります。詳しくは市ホームページをご覧ください)

市立小学校

🔍 学校管理課 ☎️870-9642

◆ 入学するとき

新入学児童には、前年の11月上旬から12月上旬までの間に各小学校で就学予定児童健康診断を実施しています。

事前に郵送する健康診断の案内に『就学通知書』・『就学届』を同封しますので、入学説明会の時に小学校へ提出してください。次のようなときは、各小学校か学校管理課へ早めにお申し出ください。

- 住所などに変更があったとき
- 病気などの理由で就学に差し支えるとき
- 国立、私立の学校へ就学するとき
- 特別支援学校へ就学するとき

◆ 放課後児童クラブ

昼間、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成および福祉の向上を図ります。

▶️ 申込書の配布

次の各児童クラブおよび大東市社会福祉協議会で配布、同ホームページでもダウンロードできます。

大東市社会福祉協議会 ☎️886-3280

放課後児童クラブ名	電話番号
四条北小放課後児童クラブ(四条北小学校内)	☎️877-3903
泉小放課後児童クラブ(泉小学校内)	☎️870-8452
氷野小放課後児童クラブ(氷野小学校内)	☎️806-2211
灰塚小放課後児童クラブ(灰塚小学校内)	☎️875-6588
南郷小放課後児童クラブ(南郷小学校内)	☎️871-0464
住道北小放課後児童クラブ(住道北小学校内)	☎️872-9288
住道南小放課後児童クラブ(住道南小学校内)	☎️871-7201
四条小放課後児童クラブ(四条小学校内)	☎️879-0822
深野小放課後児童クラブ(深野小学校内)	☎️871-8411
北条小放課後児童クラブ(北条小学校内)	☎️877-0301
三箇小放課後児童クラブ(三箇小学校内)	☎️875-0878
諸福小放課後児童クラブ(諸福小学校内)	☎️870-1666

◆ 他市町村から転入するとき

- ①在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。
- ②市民課で転入届をして転入児童生徒通知書をもらい、①の書類と一緒に、転入学する学校へ提出してください。

◆ 市内転居の場合

- ①市民課で転居届をして転居児童生徒通知書をもってください。
- ②①の通知書を在学している学校へ提示し、在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。
- ③②の書類を①の通知書と一緒に転入学する学校へ提出してください。

◆ 他市町村へ転出するとき

- ①市民課で転出届を提出して転出児童生徒通知書をもらい、転出する学校へ提出してください。
- ②在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書をもってください。新しく居住する市町村への転入手続きのときに持参して、転校の手続きを行ってください。



教育費にお困りのとき

🔍 学校管理課 ☎️870-9642

◆ 就学援助制度(小・中学校)

経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、就学に必要な費用の一部(学用品費、新入学学用品費、修学旅行費など)を援助します。

◆ 奨学金制度(高校・大学など)

経済的理由により、高校・大学などへの進学が困難な人に対し、学資の貸し付けを行っています。

また、独立行政法人日本学生支援機構では大学などの、大阪府育英会では高校などの奨学金の貸し付けを行っています。在学の中学校、高校などにお問い合わせください。

家庭教育支援

🔍 家庭・地域教育課 ☎️800-7760

全ての教育の出発点である家庭において、保護者が安心して子育て・教育ができるよう家庭教育支援チームが小学1年生家庭へのアウトリーチ支援や保護者向けサロン「いくカフェ」の開催、学びの場となる講演会・セミナーの開催等の支援活動を行います。お気軽にお問い合わせください。

暮らし

住宅

市営住宅管理課 ☎870-0480

◆市営住宅

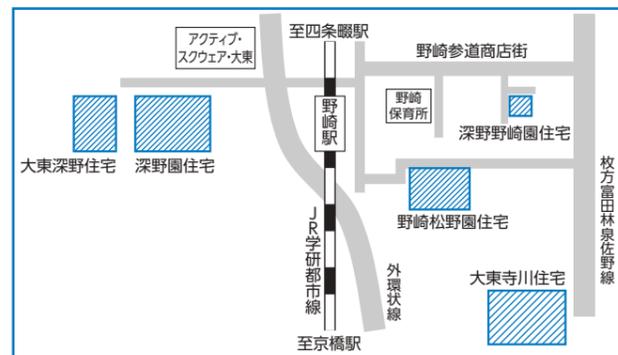
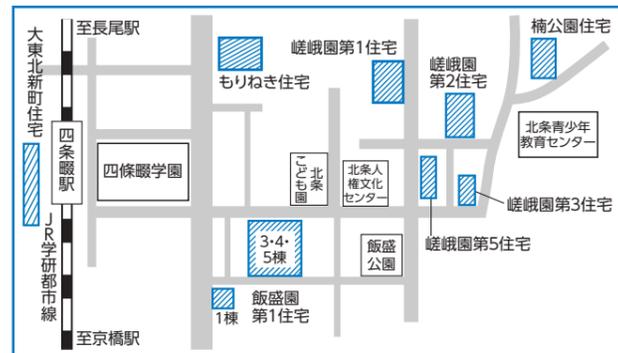
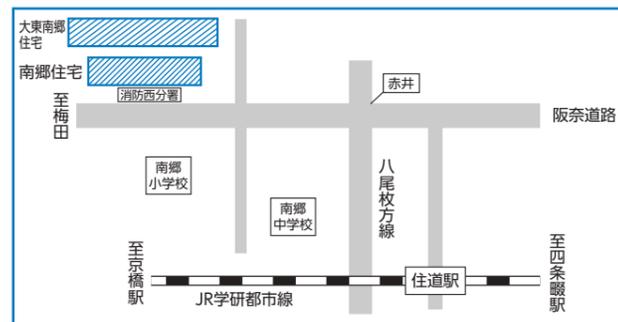
市営住宅は、公営住宅法に基づき、市が整備し管理する賃貸住宅です。

大東市では15団地2234戸の市営住宅があります。大東市内に住んでいるか勤務している人で、住宅に困っている人が応募することができますが、公営住宅法、条例などにより入居資格などの条件が定められています。(一部の住宅は市外可)

詳しくは募集の際に配布する「入居者募集案内」をご覧ください。(特定公共賃貸住宅・もりねき住宅・その他一部の住宅は随時募集しています)

募集を行う際には、広報「だいとう」や市ホームページでお知らせします。

市営住宅所在地



◆府営住宅

府営住宅は、大阪府内に住んでいるか勤務している人で、住宅に困っている人が応募することができます。

申込用紙は、募集期間中に市営住宅管理課で配布しています。

生活保護

生活福祉課 ☎870-0473

◆生活保護の相談

病気・高齢などの理由で収入が減少したり、または、なくなったりして、世帯が生活に困っているとき、相談に応じます。

◆生活福祉資金の貸し付け

やむを得ない理由により、最低限度の生活維持が困難であって、緊急に必要な場合、貸し付けを行います。

ごみ収集

環境室 環境事業グループ ☎870-9265

◆ごみ収集と日程

家庭から出るごみは、①一般ごみ②資源ごみ(空き缶・空き瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装)③燃えない小物(年間5回)④粗大ごみ(燃える粗大ごみ、燃えない粗大ごみ)に分別して出してください。

※粗大ごみは、予約制による収集です(P69の④粗大ごみをご覧ください)。収集は午前7時から順次行きますので、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください、交通の支障にならないように、決められた日・場所に午前7時までに出してください。

※燃えない小物(不燃小物)は、5月、7月、9月、11月、2月の年間5回の収集です。引っ越しなどにより一度に大量(11点以上)のごみを処分したいときは、直接ごみ焼却場(東大阪都市清掃施設組合 ☎072-975-5341)に予約の上、持ち込むことができます(ごみ処理料金10キログラム当たり90円)。また、環境室へ申し込み、臨時ごみ(有料)として収集することができます。予約はお早めをお願いします。

▶ごみ収集カレンダー

ごみ収集カレンダーは、毎年各家庭に広報「だいとう」3月号と同時配布しており、市ホームページにも掲載しています。

紛失した場合は、市役所受付や公共施設にありますのでご利用ください。市内転居の場合、収集日が変わることがありますのでご注意ください。

▶ごみの分け方

①一般ごみ(45リットル以下の透明または半透明の袋に入れてください)

- 台所ごみ(生ごみ)などは、よく水を切ってください
- 新聞紙、雑誌、段ボール、衣類などは、ごみとして出さずに資源回収業者または集団回収に出し再利用に努めましょう
- 落ち葉、剪定(せんてい)枝は1回1袋のみの収集になります(量が多い場合は数回に分けて出すか、粗大ごみとして出してください)
- 週2回収集

②資源ごみ

空き缶・空き瓶

- 45リットル以下の透明または半透明の袋と一緒にに入れて出してください。
- 軽く水洗いして出してください
- スプレー缶、カセットボンベは使い切り、中身を出し切ってください

- 耐熱ガラス、乳白色の瓶、板ガラスは④粗大ごみ(燃えない粗大ごみ)か、45リットル以下の透明または半透明の袋に入れて③燃えない小物に出してください
- ビール瓶は販売店に引き取ってもらってください
- アルミ缶については、集団回収で出すこともできます
- 月1回収集

プラスチック製容器包装

- 45リットル以下の透明または半透明の袋に入れてください。
- ♻️マークが付いているもののみが対象です
- 中身を使い切ってから、軽く水洗いしてください(汚れの取れにくいものは一般ごみに出してください)
- 週1回収集

ペットボトル

- 45リットル以下の透明または半透明の袋に入れてください。
- ♻️マークが付いているもののみが対象です
- 軽く水ですすぎキャップとラベルを取り外してください(キャップとラベルはプラスチック製容器包装に出してください)
- 月2回

③燃えない小物(不燃小物)

- 45リットル以下のごみ袋に入る大きさのもので、金属、ガラス、陶器などの小物の燃えないもの(例:コップ・割れガラス・割れた蛍光管・電球・フライパン・鍋・カセットコンロ・茶碗・皿・コンセントを使用しない家電製品・傘など)
- 年間5回:収集月:5月・7月・9月・11月・2月
- 第2回目の月~土曜日(地域によって曜日が異なります)

④粗大ごみ(粗大ごみ受付センターへ予約してください)

粗大ごみ受付センター ☎870-5381

受付時間 月~金曜日(祝日も含む)午前9時~午後5時(12月30日~1月3日を除く)

- 証紙1枚ごとに「収集日」「氏名」「受付番号」を書いて全ての粗大ごみに貼ってください(無料の品目については不要な紙に書いて貼り付けてください)
- 1回の申し込みは10点までです(小物などはごみ袋に入れて出してください。1袋が1点です)
- 出す場所は、いつも一般ごみを出している場所です
- 燃える粗大ごみと燃えない粗大ごみを同時に申し込みできますが、出すときは分別して出してください
- 次回の申し込みは、収集日の翌日からです

一度粗大ごみの電話予約をしたことがあれば、インターネットでの予約もできます。右記の二次元コードにアクセスしてください



手数料

- 最大の辺(直径)が30cmを超えないものは無料
- 最大の辺(直径)が30cmを超えかつ3辺の長さの合計が3m未満のものは300円
- 3辺の長さの合計が3m以上ものは600円
- 大東市証紙(粗大ごみ処理券)は、大東市役所市民生活部環境室(東別館2階)、大東市内のコンビニエンスストア(全ての店舗ではありません)などで販売しています。詳細については、大東市のホームページをご覧ください



燃える粗大ごみ

大部分が燃える材質のもの

- 木製家具、衣類ケースなどのプラスチック製品、布団、カーペット、多量の衣類など

燃えない粗大ごみ

大部分が金属など燃えない材質のもの

- ガス器具類、フライパンなどの金属製厨房器具、瀬戸物やガラスの破片、照明器具、石油ストーブ、電球、自転車など
- 家庭用電気製品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機を除く)
- スプリング入りマットレス、畳は処理の都合上、燃えない粗大ごみに出してください

※詳しいごみの出し方は、ごみ収集カレンダーをご覧ください。お問い合わせください。

処理困難物

ごみとして収集できないもの

- タイヤ、バッテリー、仏壇、ピアノ、オートバイおよびその部品、自動車部品、移動用物干し台(土台がコンクリートのもの)、直径10センチ(厚み)を超える材木、スチール製ロッカー、金庫、パソコンなど
- 危険物:シンナー、燃料、ペンキ、消火器、油類(機械油・灯油など)、LPガスボンベ、花火、有害な薬品類など
- 建設廃材:増改築などで出るがれき、ブロック、コンクリート、土砂など
- テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機

※上記のものは市で収集処理できませんので販売店、専門業者に引き取ってもらってください。



◆小型家電・水銀使用廃製品

小型家電や水銀使用廃製品(蛍光灯、乾電池、水銀温度計、水銀体温計、水銀血圧計)は、市内8か所の公共施設にある回収ボックスで回収しています。

小型家電は宅配回収(一部有料)もしています。

◆ペットボトル・紙パック

ペットボトルや紙パックは、スーパーの店頭や公共施設などでも回収しています。

◆動物の死体処理

飼い犬、猫など(有料)、のら猫など(無料)の死体処理を希望する場合は、環境室に連絡してください。

リサイクル

🔍 環境室 環境事業グループ ☎870-9265

◆集団回収の促進

市内の各種団体(自治会、子ども会など)で行われている資源物の集団回収に対し、1キロにつき3.5円の奨励金を交付しています。

新たに、集団回収を始めようとする場合は、環境室までご連絡ください。

奨励金交付対象品目は次のとおりです。

- 新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布・紙製容器包装・アルミ缶

◆堆肥化容器・生ごみ処理機の設置に対する補助金

生ごみの減量化、資源化を促進するため、コンポスト容器、電動式生ごみ処理機を購入された人に、補助金(コンポスト容器:購入価格の5分の4、限度額1万円。電動式生ごみ処理機:購入価格の2分の1、限度額1万円)を交付しています。受付は先着順です。

◆廃油の回収

植田油脂株式会社とリサイクル回収に関する協定を締結しました

- 温度が低くなった油をペットボトルに入れてください(サラダ油のボトルは使用しないでください)
- 市役所やスーパーなどに設置している回収ボックスに入れてください
- 回収場所は次の二次元コードをご確認ください



し尿の収集

🔍 環境室 環境事業グループ ☎870-9265

- し尿は、月2回の割合でくみ取りを行っています。収集日程は、環境室へお問い合わせください
- し尿くみ取りには登録手続きが必要です。毎年6月ごろに納入通知書とクリーン票を送付しますが、転入、転居時でくみ取りが必要なときはその時点で速やかに登録手続きをしてください。クリーン票は登録内容を見るためのものです。必ず貼っておいてください。既に登録済みの方で転居、転出、人数および便槽の種類などに変更が生じましたら、速やかに連絡してください
- し尿収集を円滑に行うため、迷惑駐車や通路に物を置いたり、くみ取り口の周りに樹木を植えたりしないでください

◆臨時収集(有料)

臨時収集を希望する2日前(土・日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日を除く)までに、ご連絡ください。

なお、土・日曜日、祝日などは収集できません。

飼い犬・猫の管理

🔍 環境室 環境事業グループ ☎870-9625

◆飼い犬の登録・所在の変更など

- 犬を取得した日(生後90日以内の犬は90日を経過した日)から30日以内に、生涯に1回登録が必要です。
- 登録すると「犬の鑑札」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。
- 犬の所在地・飼い主の住所変更や犬の死亡の際も届け出てください
- 飼い犬にマイクロチップを装着し、令和7年4月以降に国の指定登録機関に登録や変更届の手続きをした場合は、市の窓口での手続きは原則不要となり、マイクロチップが鑑札の代わりとなります。(国への登録時期や手続き内容により、鑑札の交付が必要となる場合があります)



いつでも! 誰でも! どこからでも!

大東市
暮らしのガイドブック

電子ブック案内



電子ブックはこんなときに活用できます

このまちの
手続きを知りたい

友だちに
地元の特徴を伝えたい

外出時に
防災情報が気になった

地元目線の
観光情報を知りたい

冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから



◆狂犬病予防注射

登録は生涯1回ですが、狂犬病の予防注射は生後91日以上
の犬について、毎年1回の接種が必要です。接種後は「注射済
票」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。

◆犬などの飼い方

- 必ずつないで飼いましょう
- 散歩などで外へ出るときは、他人に迷惑を掛けないよう
に、ふんの後始末は必ず飼い主が責任を持って処理してく
ださい
- 放し飼いはやめましょう
- 犬などのペットを捨ててはいけません

犬、猫などペット・動物の相談窓口

大阪府動物愛護管理センター 四條畷支所 ☎862-2170

有害鳥獣捕獲許可

🔍 みどり課 ☎870-0481

野生の鳥獣は他の動物に襲われたり、飢えや病気など様々
な理由で絶命することがあります。これも自然の摂理であ
り、たとえ保護する目的であっても、許可なく捕獲するこ
とはできません。

ただし、人の生活に害があり(有害)、捕獲以外に対策方法
がない場合にのみ、有害鳥獣の捕獲を許可します。なお、捕獲
及び捕獲後の処置は申請者が行うこととなります。
詳しくはお問い合わせください。

水道

🔍 上下水道局 お客さまセンター ☎871-1193

◆各種届け出

次のようなときは、上下水道局お客さまセンターにお問い
合わせください。

- 水道の使用を止めるとき
- 水道の使用を始めるとき
- 所有者や使用者が変わるとき

◆水道料金の支払い

水道料金の支払い方法は、口座振替制と自主納付制の2種
類です。
支払いには口座振替が便利です。

◆検針にご協力を

- メーター検針ができないときは、水漏れの発見が遅れて多
額の請求になる場合がありますので、ご協力をお願いします。
- メーターボックスの上に車・植木鉢・洗濯機などを置か
ないでください
- 犬は、検針の障害にならないところにつないでください
- 家屋の増・改築によりメーターボックスが屋内や床下にな
るときは、市の指定工事業者に連絡し、屋外の検針業務
に支障のない所に移してください

◆受水槽・高置水槽の水をきれいに

🔍 上下水道局 水道施設課 ☎871-1195

- タンク内の清掃は、年1回以上行ってください

◆水漏れ・故障

- 道路での水漏れは、水道施設課へご連絡ください
- 敷地内または屋内の修理工事は、市の指定工事業者へご
連絡ください
- 蛇口からの水漏れは、ほとんどがパッキ
ンの摩耗によるものです。パッキンは簡
単に取り替えられますので、止水栓を止
めてから行ってください



指定工事業者

◆水道管に防寒対策を

- 寒さの厳しい季節には、水道管の凍結・破裂事故防止のた
めの対策をしておいてください。
- 屋外で直接寒い風に当たる水道管には、保温チューブか布
を巻いて保温をしてください
- 水道が凍って水が出ないときは、タオルをかぶせその上か
らぬるめのお湯で、ゆっくり溶かしてください

◆水道の新設・改造など

- 給水装置の新設・改造などの工事を行う場合は、市の指定
工事業者に工事を依頼してください。なお、工事を依頼す
る場合は、事前に見積もりを依頼し、工事内容・金額をご確
認ください

下水道

🔍 上下水道局 お客さまセンター ☎️871-1193 上下水道局 下水道施設課 ☎️871-1197

公共下水道が整備されると、家庭や地域の生活環境が改善され、河川の水をきれいにすると共に、美しい自然をつくり出します。

また、浸水から生命・財産を守ります。

内容	担当
受益者負担金、水洗化工事の助成金・融資あっせん制度、下水道使用料	上下水道局 お客さまセンター
公共下水道事業の計画と工事、公共下水道施設の維持管理、排水設備工事計画確認申請に関する事、事業場排水の規制	上下水道局 下水道施設課

公共下水道整備区域外の大字龍間、大字北条、大字中垣内、大字寺川、寺川五丁目の一部他、東部山麓部や山間部の区域では、川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境と街並みを作るために、公共下水道に代わる施設として、戸別の「合併浄化槽」を市で設置しています。要件により市で設置できない場合もあります。

販売目的の住宅や土地の形状等の条件により設置できない場合もあります。

内容	担当
浄化槽分担金、融資あっせん制度、浄化槽使用料	上下水道局 お客さまセンター
大字龍間等一部山麓・山間部での戸別合併浄化槽施設の設置相談、市設置浄化槽の維持管理	上下水道局 下水道施設課

◆水洗化工事

公共下水道が使用可能な地域(供用開始済み区域)で、まだ汲み取り式のお宅は、できるだけ早急にトイレを水洗化し、宅地内から出る全ての排水※を公共汚水ますに流し込む工事を行ってください。また、浄化槽をお使いの場合は、浄化槽を取り壊して排水※を直接、公共汚水ますに流し込む工事を行ってください。

※トイレからの汚水、雑排水(台所や浴室、洗濯機、洗面台などからの排水)、雨水(雨どいの水など)を含む。分流区域については、雨水を除く。

◆助成金制度

下水道の供用開始から3年以内に排水設備工事をされた人が対象になります。交付には要件があります。

◆融資あっせん制度

水洗便所改造資金のあっせん融資制度があります。下水道が供用開始されていれば、受けることができます。あっせんには要件があります。詳しくはお客さまセンターへご連絡ください。

◆下水道管が詰まった場合

ご家庭や事業所などの敷地内の管が詰まった場合は、大東市に登録されている大東市排水設備指定工事店へご連絡ください。また、公共汚水ます(大東市のマークの入った鉄のふた)から公共下水道管までの間の管の詰まり(敷地外の管の詰まり)は、下水道施設課へご連絡ください。



排水設備指定工事店

◆家庭からの雑排水・雨水

大東市排水設備指定工事店以外の個人や一般業者が、各家庭や事業所からの汚水や雑排水、雨水などを公共汚水ますに接続すると、条例に違反する場合があります。

環境

🔍 環境室 環境政策グループ ☎️870-9621 環境室 環境事業グループ ☎️870-9625

◆空き地などの管理は所有者・管理者などの責任で

空き地などに雑草が繁茂すると、害虫発生の原因などになりますので、空き地などの所有者・管理者は適正管理に努めてください。草刈機の無料貸し出しも行っています。

◆はち・衛生害虫でお困りの場合

防護服の貸し出し、駆除業者の紹介などを行っています。

◆公害についての相談

工場・事業場から発生する大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動などでお困りの場合の相談を受け付けします。

◆公害防止関係についての届け出

法律や条例で定められた施設(機械)を設置するときや、建設工事をするときは事前に届け出が必要です。

◆専用水道、簡易専用水道

専用水道、簡易専用水道に関する申請や届け出を受け付けします。

◆屋外広告物

屋外に広告物を掲出するときは、原則として市長の許可が必要です。

◆環境美化運動

毎年、自治会などの協力で、河川、広場、道路など共用施設の清掃、除草などの美化運動を推進しています。

だいたう電子図書館

🔍 中央図書館 ☎️072-873-3523
西部図書館 ☎️072-873-1451
東部図書館 ☎️072-812-6768

電子図書館は、インターネットに接続したパソコンやタブレット端末、スマートフォンを使って、図書館に来館しなくても電子書籍の貸出・返却・予約ができるインターネット上の図書館です。



※図書館の全ての蔵書が読めるものではありません。
対象者 市内在住・在勤・在学の方で、市立図書館の「貸出利用券」とパスワードを持っている人
※「貸出利用券」の発行については図書館ホームページを確認、もしくは電話にて問い合わせ

貸出点数 1人3点まで
貸出期間 14日間
予約点数 3点まで
貸出延長 1回のみ14日間 ※次の予約者がいない場合のみ

墓地

◆飯盛霊園組合

🔍 四條畷市大字下田原448 ☎️0743-78-1195 FAX0743-78-1196

▶️ 霊園

新規墓所、返還墓所、合葬墓「虹の丘」の申込を受け付けています。

▶️ 飯盛斎場(火葬)

自然の光を取り入れ、明るい中にも落ち着いた雰囲気の中で火葬を行う斎場です。

▶️ 組合葬儀

飯盛霊園組合が基本料金を定めている葬儀であり、市民が安心して葬儀を行えることを目的にしています。

組合葬儀を利用できる人

喪主(葬儀を行う代表の人)または死亡者の住所が、大東市、守口市、門真市、四條畷市のいずれかにあること。

組合葬儀基本料金

標準葬…23万千円
略式葬…14万3千円

消費生活相談

消費生活センター ☎870-0492

◆消費生活相談の受け付け

(相談時間:開庁日の午前9時~正午、午後0時45分~5時)

消費者と事業者間に生じた商品・サービスや契約に関するトラブルなどの相談に対して、消費生活相談員が公正な立場で、解決に向けた助言などを行っています。

◆出前講座の実施

最近の詐欺や悪質商法に関する手口、被害に遭わないための対策などを分かりやすくお知らせします。自治会、学校、各種団体などでお気軽にご利用ください。

交通災害共済・火災共済

交通災害共済(交通災害共済)市民政策課 ☎870-4010
火災共済(火災共済)危機管理室 ☎889-1511

共済事業は、市民が会費を出し合って会員となり、交通事故や火災に遭ったときに見舞金を送って、お互いに助け合う大東市が運営する市の事業です。

会費

- 交通災害共済:1人500円(生活保護受給者は200円)
- 火災共済:1口500円(2口まで加入可。単身世帯は1口のみ)

申込方法

- ①自治会に加入申込書と会費を申し込み用封筒に入れて申し込む(自治会での受け付けは年度開始前の事前受け付けのみ)
- ②金融機関(郵便局を除く)に加入申込書と会費を添えて申し込む
- ③大東市電子申請システムで申し込む



交通共済ホームページ



火災共済ホームページ

※年間を通じて申し込みできますが、年度開始後の加入の場合は加入の翌日から3月31日までが有効期間になります

申込用紙

担当課窓口、市内の各金融機関窓口(郵便局を除く)に1月中旬から備えています。また、自治会を通じて各家庭に配布します。

▶交通災害共済見舞金の支給額

等級	傷害の程度	支給額
1等級	死亡の場合	1,400,000円
2等級	実治療150日以上の場合	250,000円
3等級	実治療90日以上150日未満の場合	150,000円
4等級	実治療30日以上90日未満の場合	70,000円
5等級	実治療30日未満の場合	30,000円

▶火災共済見舞金の支給額

被害の程度	支給額(1口当たり)
全焼・全壊	1,200,000円
半焼・半壊	600,000円
部分焼・部分壊・水損・破損	250,000円
その他	30,000円
死亡弔慰金(死亡1人につき)	(口数に関係なく)600,000円

産業

中小企業支援

産業経済室 ☎870-4013

◆大阪府中小企業資金融資制度

市内で事業を営む人へ必要な事業資金のあっせんを行います。

◆大東市事業資金融資活用サポート補助制度

大阪府制度融資(小規模資金など)を利用し、融資実行後3か月以内の事業者(市内に住所・事業所を有する)に対し信用保証料の2分の1(5万円を限度)を補助します。

◆大東ビジネス創造センター D-Biz

☎870-9061

相談時間 開庁日の午前9時~午後5時30分

場所 市民会館 2階

相談内容 起業・創業、経営全般、販路拡大、商品開発、新分野進出、資金調達

「新サービス・新商品に挑戦したい」「今の事業をさらに大きく成長させたい」「売上を伸ばしたい」「起業したい」など、ビジネスでお悩みの市内中小事業者や起業する皆さんに対して、相談支援やセミナーを行います。

小売・製造・サービスなどあらゆる業種・分野で対応できます。相談は無料で何度でも利用可能です。なお、相談には予約が必要です。

起業・創業支援

産業経済室 ☎870-4013

◆大東市夢をかなえる起業応援補助金制度

大東市では、創業を促進し、産業の活性化を図るため、市内で事業を行う人へ10万円の補助を行っています。

就職支援

産業経済室 ☎870-4013

◆労働相談

各種労働相談を行っています。

◆ワークサポート大東

仕事の相談と紹介などを行っています。詳しくは99ページをご覧ください。

◆未来人材奨学金返還支援補助金制度

大東市では、若い世代の市内流入・定住促進と市内中小企業の人材不足解消を目的に、市内に在住し、市内で正規雇用された人などに対し、返還されている奨学金の2分の1を補助します。

対象者 市内に定住し、かつ市内にある中小企業に正規雇用された人や、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士の免許を持ち、市内事業所に正規雇用された人など

補助内容 返還額の2分の1 上限7万5千円(1年を上半期・下半期に分けた1期当たり)、返還が始まった月から最大8年

森林・農地

産業経済室・農業委員会 ☎870-9620

◆森林の伐採届

森林区域内の立木を切るには、事前に大阪府知事の許可または市への届け出が必要です。

◆農地の取得・賃借

農地を耕作目的で取得したり借りたりするためには、農業委員会の許可が必要です。

また、相続により農地を取得した場合も農業委員会へ届け出が必要です。

◆農地の転用

農地を宅地や工場敷地などに転用する場合は、必要な手続きをしなければなりません。

市街化調整区域にある農地を転用する場合は、大阪府知事の許可が必要です。

また、市街化区域内にある農地を転用する場合は、事前に農業委員会に届け出なければなりません。

手話コラム



表情豊かに思いを伝える...

聞こえない人(ろう者)は、とても表情豊かに会話をします。喜怒哀楽の感情表現の他、口の形、目の動き、眉の上げ下げ、うなずきなどで、同じ手話を表していてもニュアンスが変わるので、相手の目や表情を見て話を聞くことが大切です。また、話す時も無表情でなく、内容によって表情を変えたり、うなずきながら話をきいたりすると円滑なコミュニケーションができます。



表情

両手の5指を顔の前に上下におき、両手を外から内へ左右2回ぐらい動かす。



※このイラストは右利きの表現です。左右どちらで表現しても構いません。

まちづくり

まちづくり

◆都市計画(道路・用途地域など)の明示申請、証明

都市政策課 ☎870-0483

所有されている土地が、都市計画施設(道路・公園など)の予定区域内に入っている場合、明示申請によって予定線の明示を行っています。

ただし、その土地が全て予定区域内に入っていれば証明申請となります。

他にも、用途地域や市街化区域の明示も行っていきます。詳しくは窓口で確認してください。なお、費用は、明示は1筆600円、証明は1件300円です。

◆地図販売

次の地図を販売しています。

地図名	費用	販売場所
【用途地域図】(縮尺1/10,000)	1,000円	都市政策課
【用途地域図】(縮尺1/22,000)	300円	
【都市計画図】(縮尺1/10,000)	650円	
【白図】(縮尺1/10,000)	400円	
【地形図】(縮尺1/2,500)	450円	
【生産緑地地図】(縮尺1/10,000)	500円	
【いこいこまっぷ】(ハイキングガイド)	700円	みどり課

◆道路、橋などに関すること

道路課 ☎870-9674

市管理の道路、橋、緑道などの維持管理
道路工事(占用・掘削)申請、境界の明示など

◆公園などの維持管理、緑化に関すること

みどり課 ☎870-0481

公園、地域広場などの整備・維持管理
公園などの貸し出し、保護樹木、緑化事業に関すること

◆水路などの維持管理に関すること

水政課 ☎870-9634

河川、水路、排水ポンプ場などの維持管理に関すること

放置自転車などの対策

交通政策課 ☎870-9667

歩行者や車いすで移動する人の安全な通行を確保し、駅周辺の良好な都市環境を保持するため、駅周辺の自転車等放置禁止区域内の放置自転車などの解消をめざして、街頭啓発や自転車駐車場への誘導、下記の保管所への移送活動を行っています。

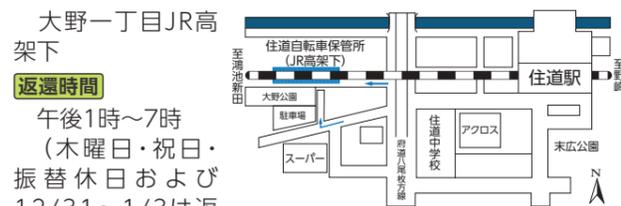
●大東市住道自転車保管所 ☎870-7735

移送・撤去された自転車などの保管場所

◆大東市住道自転車保管所

保管・返還場所

大東市住道自転車保管所 ☎870-7735



返還時間

午後1時～7時
(木曜日・祝日・振替休日および12/31～1/3は返還できません)

返還を受けるために必要なもの

自転車(単車)の鍵・住所・氏名を明らかにするもの・移送保管費用(自転車2,000円、単車3,000円)・自転車等の返還についての通知はがき

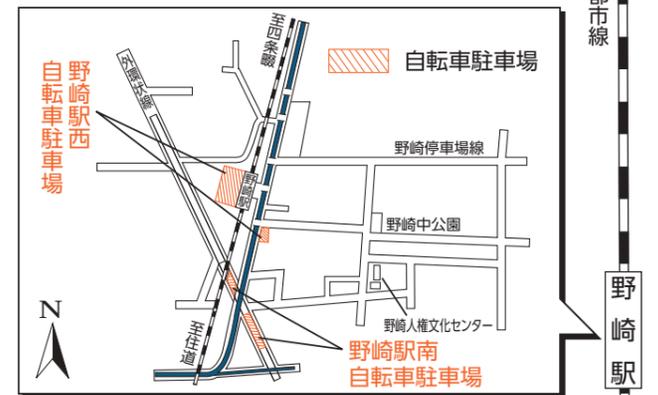
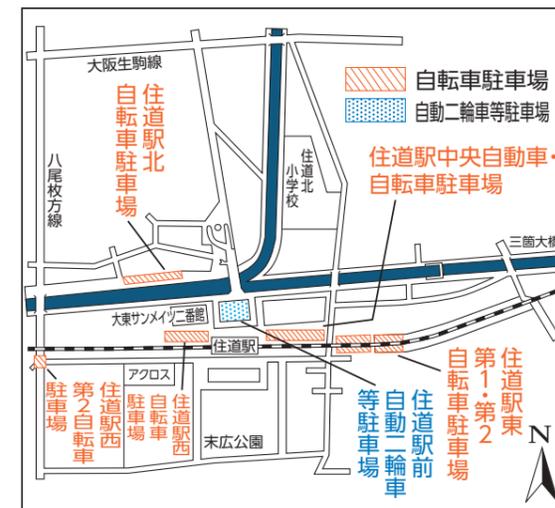
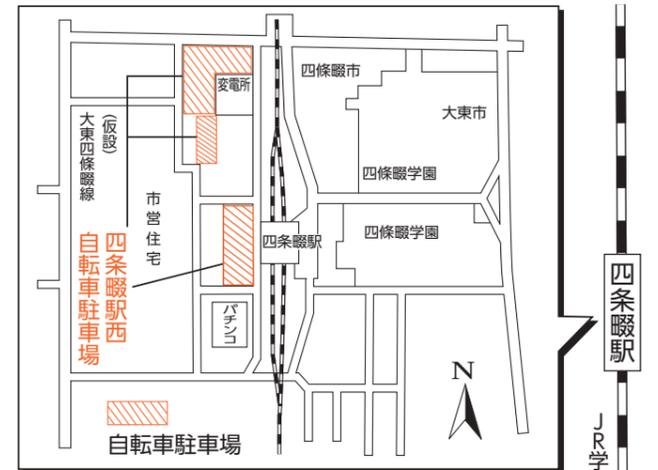
自転車駐車場の管理

交通政策課 ☎870-9667

- 駅周辺は、自転車等放置禁止区域となっていますので、自転車駐車場をご利用ください
- 指定管理者制度による管理運営を次の10施設で行っています

▶自転車駐車場

住道駅中央自動車・自転車	☎875-4172
住道駅前自動二輪車等	☎875-2586
住道駅東第一・第二	☎877-6743
野崎駅南	☎877-6751
野崎駅西	☎876-7519
四条駅西	☎872-3560
住道駅北	☎874-3900
住道駅西・西第二	☎874-3900



住道駅

手話コラム



曖昧な言葉では伝わらない...

聞こえない人(ろう者)は、曖昧な言葉で話されると、どっちの意味なのか分からず不安を感じたり、間違っ て意味をとらえたりすることがあります。例えば、「できないことはない」という表現は「できる」、「来月」は「9月」、「〇月中旬」は「〇月〇日までに」と具体的な表現に言い換えるほうが正しく伝わります。また結論を先に話すことや話の最後には「以上です」「終わりです」とはっきり伝えることも大切です。



曖昧

顔の前で両手のひらを向かい合わせて、混ぜるようにぐるぐる回す。

※このイラストは右利きの表現です。左右どちらで表現しても構いません。

市議会・選挙

市議会

📍 議会事務局 ☎ 870-0763

市議会は、市民から選挙で選ばれた17人の議員から構成され、条例の制定や改廃、予算の決定、その他重要な契約の締結や財産の取得・処分などについて市の意思を決定する議決機関です。

本市議会では、会期を約1年(通年議会)としており、定期的に本会議を開く「定例会議会」(年4回(3・6・9・12月))と必要に応じて本会議を開く「特別議会」があります。

また、本会議以外にも議案をより能率的・専門的に審査するための常任委員会、特定の事項や重要な問題についての調査研究を行う特別委員会などを設けています。なお、本市議会には、「街づくり」、「未来づくり」、「予算決算」の3つの常任委員会を設置しています。

◆本会議・委員会の傍聴

本会議・委員会は公開されており、どなたでも傍聴できます(乳幼児などは制限されています)。傍聴を希望される場合は、会議当日に議会事務局(本館2階)までお申し出ください。傍聴の定員は、本会議が52人(車いす席2席を含む)・委員会が10人以内です。

なお、定例会議会などの日程は「議会だより」や広報「だいたう」、議会のホームページ、市議会公式SNSなどでお知らせしています。

◆会議録の閲覧

会議録は、本会議・委員会それぞれの会議の内容を記録したもので、市民情報コーナーや市立図書館、市議会ホームページでご覧いただけます。

また、市議会ホームページでは本会議のライブ中継を行っており、録画映像も同ホームページで公開しています。

◆市政について意見や要望のあるとき

市政について市民の皆さんが直接市議会に要望できる制度として、「請願」と「陳情」があります。請願には、内容に賛同する議員(紹介議員)を必要とします。

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

選挙

📍 選挙管理委員会事務局 ☎ 870-0764

◆選挙人名簿への登録と時期

住民基本台帳に記載されて引き続き3か月以上経過した満18歳以上の日本国民であれば、選挙人名簿登録期ごとに自動的に登録します。

▶ 定時登録

毎年3月・6月・9月・12月の各1日現在を基準日として登録します。

▶ 選挙時登録

選挙が行われるときに基準日と登録日を定めて登録します。

◆登録の抹消

選挙人名簿は永久的なものですが、次の場合には名簿から抹消します。

- 死亡または日本の国籍を失ったとき
- 転出して4か月を経過したとき
- 誤って登録されているとき

◆期日前投票

投票は、投票日に投票所で行うのが原則です。

しかし、仕事や旅行・用務などで投票日に投票できない見込みの人は、公(告)示日の翌日から投票日の前日までの間、選挙管理委員会が指定する場所で期日前投票をすることができます。

◆不在者投票

選挙期間中、仕事や旅行・用務などで、名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会です。不在者投票をすることができます。

病院・老人ホームなど(指定施設に限ります)に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。

また、身体に重度の障害のある人には、郵便を利用して自宅で投票できる不在者投票制度があります。この制度を利用するには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

◆点字投票と代理投票

目が不自由な人は、点字を用いて投票することができます。また、体が不自由な人で、自ら投票用紙に候補者の氏名を書くことができない場合は、第三者の立ち会いのもと代理者が選挙人に代わって記載します。

点字投票・代理投票を希望する人は、投票所でその旨を申し出てください。

◆在外投票

外国に住所を有する満18歳以上の日本国民は、在外選挙人名簿に登録することによって国政選挙に参加する在外投票ができます。

詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

市政を知る

パブリックコメント手続制度

📍 秘書広報課 広報広聴グループ ☎ 870-0403

パブリックコメント手続制度とは、大東市が基本的な計画案などを策定する際に、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それらを考慮して市の意思決定を行うとともに、寄せられたご意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

ご意見の募集・公表は、市民情報コーナー(市役所1階)や市ホームページ、広報「だいたう」などで行っています。

情報公開制度・個人情報保護制度・市民情報コーナー

◆情報公開制度

📍 総務・コンプライアンス課 法規グループ ☎ 870-0415

市民の皆さんに市が持っている情報を公開する制度です。皆さんの知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市の説明責任を果たすことにより市と皆さんの信頼関係を深めることをめざしています。

公開請求ができる人

- (1) 市の区域内に住所を有する人
- (2) 市の区域内の事務所・事業所に勤務する人
- (3) 市の区域内の学校に在学する人
- (4) 市の区域内に事務所・事業所を持っている個人や法人
- (5) その他市の行政に利害関係のある人

制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者および議会

対象となる情報

実施機関が職務上作成または取得した文書などで、実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理しているもの。

請求の方法

所定の請求書に請求先の上記実施機関名、氏名、住所や請求したい情報の内容(公文書名)を記入して次に掲げる方法で提出してください。
(1) 情報公開受付窓口(市役所本館1階市民情報コーナー)への提出
(2) 郵便による送付
(3) ファクスによる送付
(4) メールによる送付

◆個人情報保護制度

📍 総務・コンプライアンス課 法規グループ ☎ 870-0415

市では、市民の皆さんの個人情報を保有しています。この個人情報の取り扱いについてのルールを定め、自己に関する情報を閲覧したり、記録に誤りがあるときに訂正などをする権利を保障することにより、市民の皆さんの個人情報を守り、公正で信頼される市政の運営を推進していく制度です。

開示などの請求ができる人

どなたでも、自己情報の開示(閲覧、写しの交付)の請求や記録に誤りがあるときは、訂正の請求ができます。また、市が法令などに基かず個人情報の収集などを行っているときは、その削除や利用停止の請求を行うことができます。

制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者および議会

対象となる情報

市が取り扱う個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされ得る情報(電子計算機により処理されるもの、手作業により処理されるものを問いません)。

▶ 請求の方法

所定の請求書に請求先の上記実施機関名、氏名、住所や請求したい自己情報の内容を記入して、個人情報保護受付窓口(市役所本館1階市民情報コーナー)へ提出してください。

このときに、本人であることを証する書類(P42)が必要です。本人確認を必要とするため、口頭や電話などで請求することはできません。

◆市民情報コーナー

📍 総務・コンプライアンス課 総務・管理グループ ☎ 870-9617

市では、各種の行政資料の情報提供や情報公開制度・個人情報保護制度による公文書公開の窓口として、市役所本館1階に市民情報コーナーを設けています。



市役所本館1階 市民情報コーナー

利用時間

月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時30分

▶ 行政資料の情報提供

市が作成した行政資料(議案書、予算書、決算書、議会会議録、例規集、総合計画書、統計書、パンフレット、入札関係資料)などを自由に閲覧していただくことができます。

▶ コピーサービス

行政資料などのコピーが必要なときは、白黒1枚10円(A3サイズまで)で利用していただくことができます。

人権

◆人権啓発

📍 人権室 人権啓発グループ ☎ 870-0441

誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるためになくしてはならないもの、それが「人権」です。

昭和23(1948)年国連の総会において、人権と自由を尊重し確保するために、全ての人と国が達成すべき共通の基準として世界人権宣言が採択されました。また、日本国憲法においても、基本的人権は、全ての国民に保障された永久の権利であるとしています。

しかしながら、今なお、世界の国において戦争や紛争が繰り返され、多くの人が傷つき、生命が奪われている状況があります。わが国においても、部落差別、外国人差別、障害者差別、高齢者差別、男女差別などの人権侵害があつとを絶ちません。

本市では、あらゆる国の戦争と核兵器の廃絶、世界の恒久平和の確立のために「非核平和都市」を宣言し、また市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会を築いていくため、自らの人権意識を高め、人権尊重に徹するゆるぎない信念と決意のもとに、基本的人権の擁護とあらゆる差別の撤廃をめざす「差別撤廃・人権擁護都市」を宣言し、平成13(2001)年には「大東市人権尊重まちづくり条例」を制定しました。そして人権尊重の視点から人権施策を推進し、市民一人ひとりが互いに尊重しあい、共に支え合うことができるまちづくりを推進するため、人権啓発事業や平和事業などさまざまな取り組みを行っています。

◆男女共同参画

② 人権室 男女共同参画グループ ☎800-3255

人はそれぞれ違った個性を持っており、自分らしく生きていってほしい。そしてその願いは、誰にでも平等に保障されなければなりません。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識から「男(女)だから…」、「女(男)のくせに…」などといわれ、可能性を狭められたり、自分らしい生き方を選ぶことができなくなることにも少なくありません。男女共同参画社会とは、このように性別を理由に、性格や職業、生き方などを決めつけることなく、その人の個性と能力が十分に発揮できる社会のことをいいます。

本市では、男女共同参画社会の実現をめざし施策を推進していくために、平成9(1997)年に「大東市男女協働社会行動計画」、平成16(2004)年に「改定 大東市男女共同参画社会行動計画」を策定しました。平成19(2007)年4月には「大東市男女共同参画推進条例」を施行、そして平成31(2019)年3月に「第4次大東市男女共同参画社会行動計画」を策定し、さまざまな取り組みを行っています。

◆パートナーシップ宣誓制度

② 人権室 男女共同参画グループ ☎800-3255

市では、大東市人権尊重のまちづくり条例に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざしています。

令和元(2019)年に制定した「パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的少数者である二人が、市長に対し、互いが人生のパートナーであることを宣言する制度です。宣誓書の提出を受け、所定の要件を満たしていると認められた場合にパートナーシップ宣誓書受領書等を交付するものです。

◆「大東市人権行政基本方針」

② 人権室 人権企画・調整グループ ☎870-9063

市では行政本来の目的が全ての人々の市民的諸権利の確立・維持・発展にあることを基本認識として、これらの権利を互いに尊重し合うまちづくりを推進するため、大東市人権行政基本方針を策定しています。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、あらゆる行政施策に対し、人権行政を横断的に機能させるような体制づくりを充実するなど人権行政の推進に努めています。

広報

② 秘書広報課 広報広聴グループ ☎870-0403

◆広報「だいとう」

広報「だいとう」は、市民の皆さんと市政を結ぶ広報誌として、毎月1回、1日に発行し、各地区の自治会などを通じて、各世帯にお届けしています。また、図書館や総合文化センター、市民会館などの各公共施設をはじめ、JR4駅(鴻池新田駅、住道駅、野崎駅、四条駅)に置いています。

◆声の広報・点字広報

広報「だいとう」に掲載されている記事を抜粋して、音訳・点訳し、希望する目の不自由な人に郵送しています。声の広報・点字広報をご希望の方は、秘書広報課広報広聴グループまでご連絡ください。

設置場所

- 中央図書館、西部図書館、東部図書館、大東市社会福祉協議会、障害者生活支援センター(三住町2-7)

広聴

② 秘書広報課 広報広聴グループ ☎870-0403

◆陳情書の受け付け

団体などから市政に対する陳情、要望、意見などを文書で受け付けています。お寄せいただいた陳情などは秘書広報課広報広聴グループから各部局へ送付し、市政運営の参考とさせていただきます。

◆提言箱

市民の皆さんから市政について意見や提言を出していただき、市政運営の参考としています。

設置場所

市役所本館1階市民情報コーナー

まちづくり出前講座

② 各担当課 ☎872-2181(代表)

「大東市まちづくり出前講座」は、市民の皆さんに知りたい、学びたい内容を講座メニューから選んでいただき、市の職員が出向き、話をし、市民協働のまちづくりに役立てるとともに、市民の学習機会の充実を図るために実施するものです。

対象 市内在住・在勤・在学の10人以上で構成された団体など

開催日時 原則として市役所開庁日の午前10時～午後5時で1回2時間以内

開催場所 原則市内(会場は申込者などが責任をもって用意してください)

受講時間 30分程度

費用 無料(会場使用料や講座に材料が必要なときは、申込者が用意してください)

申込方法 開催希望日の20日前までに講座担当課などに直接申し込んでください

お願い

講座メニューについては、市ホームページをご覧ください。メニューに記載の電話番号へお掛けください。



自治会

自治会加入について

② 市民政策課 ☎870-9612

◆自治会とは

自治会とは、特定の区域に住む住民で構成される地域活動団体です。ちなみに地域活動とは、お祭りのようなイベントや防犯・防災活動、地域の清掃活動など多岐にわたりますが、地域の住民が定期的に話し合い協力し、より良いまちづくりに取り組んでいます。

◆自治会と管理組合の違い

管理組合とは、分譲マンションのような区分所有建物内の管理団体で、入居者で構成される組織です。建物の管理方法や使用に関する会議を定期的に行い、住民全体の方向性や目的を共有するために設置されます。自治会と大きく異なることは、管理組合は居住者に加入義務があることです。

◆大東市の自治会加入率

大東市の自治会加入率は約70%です。より良いまちづくりのために、自治会に加入しましょう。

◆自治会の活動とは

皆さまがまず思い浮かぶのは、朝、子どもたちが通学するときに、見守り活動を行っている地域の方ではないでしょうか。旗を持って、子どもたちが安全・安心に通学できるよう日々活動をされています。その他にも、防犯委員による夜間のパトロール、防災訓練、地域の清掃活動、盆踊りや秋祭りなど幅広い活動をしています。地域の皆さまの声をとりまとめ、市に対して要望書を提出することもあります。



◆なぜ自治会に加入するのか

▶ 地域のコミュニケーションが強くなる

自治会に参加して、ご近所の方と仲良くなることは、何かあったときにお互い頼りになります。困ったことやトラブルも相談できますし、子どものいるご家庭では、子育ての悩みの相談や学校行事での協力など、コミュニケーションが強くなります。

▶ 地域のイベントに参加できる

地域住民の交流を目的とする、様々なイベントに参加できます。盆踊りや秋祭り、子ども会のイベントなど、季節の催しに参加し、幅広い世代での交流を深めることができます。



▶ 災害発生時の助け合い

東日本大震災や能登半島地震では、発災時に身動きが取れなくなり、近所の方が助けてくれたという事例があります。また、高齢者の方など、避難の際に支援が必要な方の名簿を作成・管理し、津波発生時に高台への避難を呼びかけ、地域住民みんなで協力しながら実施した例もあります。いざという時に助け合うことができるのが自治会です。



◆自治会に加入しましょう

地域の住民で協力し、みんなで助け合い協力することが、より良いまちづくりにつながります。まだ自治会に加入されていない方は、自治会に加入しましょう。



自治会

市政を知る

各種相談

相談は全て無料です ☎072-872-2181 (代表)

※年末年始、休・祝日で変更する場合がありますので、事前にご確認ください。

(市外局番:072)

相談種別	相談内容	とき	場所(担当課)	担当者
市民相談	市の仕事に関することで要望があるとき、相談に応じます。	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分		市職員
行政相談	国の業務全般に関することで要望があったり、困っているとき、行政相談委員が相談に応じます。	第2・4火曜日 午後1時30分～3時		行政相談委員
登記相談	土地の登記、境界の確認や分筆などについて土地家屋調査士・司法書士が相談に応じます(相続や売買による名義変更、境界の画定など)。	第3火曜日 午後1時～3時(予約制)	市役所市民相談室 (秘書広報課) ☎870-0403	司法書士 土地家屋調査士
法律相談	トラブルを抱え、解決方法に困っているとき、弁護士・司法書士が相談に応じます(相続、離婚、破産、交通事故など)。	水・木曜日 午後1時～4時(弁護士は午後4時30分まで) (予約制)	生涯学習センター 「アクロス」 (秘書広報課) ☎870-0403	弁護士
		金曜日 午後6時(弁護士は午後5時30分から)～9時 (予約制)		弁護士 司法書士
不動産に関する相談	不動産取引に関するトラブル、隣地との境界や草木による問題など不動産にまつわる困り事に関して宅地建物取引士が相談に応じます。	第1・3月曜日 午後1時～4時(予約制)	市役所市民相談室 (都市政策課) ☎870-0483	宅地建物取引士
女性の悩みなんでも相談	女性のさまざまな悩みに関してフェミニスト・カウンセラーが相談に応じます。	第1月・金曜日 午前10時～正午、午後1時～3時 第3水曜日 午後4時～8時 第3土曜日 午後1時～5時 (いずれも予約制)	生涯学習センター 「アクロス」 (人権室) ☎869-6505	フェミニスト・ カウンセラー
人権なんでも相談	さまざまな人権侵害に関する人権問題を人権擁護委員が相談に応じます。	第2・4金曜日 午後1時～3時 (予約制) ※3日前まで	市役所 人権教育啓発センター (人権室) ☎870-0441	人権擁護委員
生活相談 人権相談	生活上のさまざまな課題などを解決するために、相談者の立場に立った助言対応をします。 人権相談では、人権侵害を受け、またはおそれのある相談者に対し、適切な助言や情報提供を行い、解決できるよう支援します。	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで)	北条人権文化センター (NPO法人ほうじょう) ☎876-2560	総合生活相談員 人権相談員

手話コラム



災害時など、 情報を伝えるためには?

聞こえない人は、音声で情報を得ることができません。例えば、電車の遅延情報は、声のアナウンスだけでは状況が把握できません。災害時に避難先での物資や食料の配給があっても、音声のお知らせだけでは分かりません。聞こえない人に正しく情報を届けるためには、紙に書いたり、スマートフォンや携帯電話の画面に文字を表示させたりするなど、音声の代わりとなる情報伝達手段が必要です。



情報

開いた両手を外側に向けて、5指をすぼめながら2回耳に引き寄せる。

※このイラストは右利きの表現です。左右どちらで表現しても構いません。



各種相談



各種相談

相談種別	相談内容	とき	場所(担当課)	担当者
総合相談 (生活・人権)	生活上のさまざまな課題などを解決するために、相談者の立場に立った助言対応をします。 人権相談では、人権侵害を受け、またはおそれのある相談者に対し、適切な助言や情報提供を行い、解決できるよう支援します。	月～金曜日、第1・3土曜日 午前9時～午後6時 (月・木曜日は午後8時まで)	野崎人権文化センター (特定非営利活動法人大東野崎人権協会) ☎879-8810	総合生活相談員 人権相談員
消費生活相談	消費者と事業者の間に生じた商品・サービスや契約に関するトラブルなどのご相談に対して、消費生活相談員が公正な立場で解決に向けた助言などを行っています。	市役所開庁日 午前9時～正午、 午後0時45分～5時	市役所 (消費生活センター) ☎870-0492	消費生活相談員
青少年活動相談	野外活動・体験活動実施のプログラム、指導者派遣などの相談に応じます(リーダーなどの派遣の依頼、野外活動などに対する情報収集など)。	火・木・土曜日 午後7時～9時 (第2木曜日を除く)	NPO法人 大東市青少年協会 ☎874-5165	青少年協会職員
教育相談	小・中学校の保護者・児童・生徒に対して困っていることや悩んでいることなどの相談に応じます(不登校、いじめ、友だち付き合い、子育てなど)。	水・金曜日 午前10時～午後2時 (長期休業期間・祝日を除く)	キッズプラザ ☎090-9840-9343 (事前連絡要)	教育相談員
進路選択等 教育支援相談	進路についての悩みごとに相談員が相談に応じます(進学意欲があるにもかかわらず、家庭事情や経済的な理由により進学を断念しなければならぬといった悩みなど)。	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで) 月～金曜日、第1・3土曜日 午前9時～午後6時 (月・木曜日は午後8時まで)	北条人権文化センター (NPO法人ほうじょう) ☎876-2560 野崎人権文化センター (特定非営利活動法人大東野崎人権協会) ☎879-8810	進路相談員
就職困難者向け 相談 ※就職のあっせんはできません	中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障害者、ひとり親家庭の親、中高年齢者などの中で働く意欲がありながら、さまざまな要因により就労できない人の就労の相談や、就職に当たっての情報提供を行っています。	月～金曜日 午前10時～正午・午後1時～6時 (予約制) 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで) 月～金曜日、第1・3土曜日 午前9時～午後6時 (月・木曜日は午後8時まで)	ワークサポート大東 (地域就労支援センター) ☎870-5370 北条人権文化センター (北条地域就労支援センター) ☎877-5050 野崎人権文化センター (野崎地域就労支援センター) ☎879-1818	就労支援 コーディネーター
中小企業融資 相談・労働相談	事業資金(運転資金・設備資金)が必要な場合や労働問題について相談に応じます。	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(産業経済室) ☎870-4013	市職員
ビジネスに関する相談・ 創業相談	売上向上、新規事業立ち上げ、創業などビジネスに関する悩みやチャレンジに寄り添い、その解決・実現に向けて親身にサポートします。	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	大東ビジネス創造センター D-Biz ☎870-9061	企業支援相談員
納税相談			市役所(納税債権課) ☎870-0421	
納付相談 (国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料)	災害・病気・事業の休廃止などにより納期限内に税金などを納めることができない場合に相談に応じます。	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(保険収納課) ☎870-9619	市職員
身体障害者(児) 相談	障害者(児)の身近な問題について障害者相談員が相談に応じます。	第1土曜日 午前10時～正午 (1月、5月を除く)	総合福祉センター (障害福祉課) ☎870-9630	身体障害者 相談員
知的障害者(児) 相談	知的障害者 相談員			
精神障害者相談 「心の相談」	障害者本人または家族からの日常生活上の問題について相談に応じます。			精神障害者 相談員

相談種別	相談内容	とき	場所(担当課)	担当者
障害者総合相談	障害者(児)が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者本人またはその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市基幹相談支援センター ☎803-8536	相談員
精神障害者相談		月～金曜日 午前9時～午後6時	のぞみ相談支援センター ☎872-7199 FAX395-1810	
身体障害者相談		月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市障害者生活支援センター ☎806-1331 FAX806-1333	
知的障害者相談		月～金曜日 午前9時～午後6時	相談支援センターあおぞら ☎875-3969 FAX800-6051	
障害児相談		月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市障害者生活支援センター ☎803-8536 FAX803-8537	
ひとり親家庭 相談	ひとり親家庭の母または父や寡婦に対し、その自立に必要な情報提供を行うとともに求職活動に関する相談に応じます。離婚前相談も行っています。	市役所開庁日 午前9時～午後5時(予約制)	市役所 (こども家庭室) ☎870-9655	母子・父子 自立支援員
家庭児童相談	育児不安・ことばの発達など児童に関する相談について専門の相談員が応じます。	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	ネウボランドだいとう ☎874-2766・2767	助産師、 保育士、 スクールソーシャルワーカー、 心理士
子育て相談	子育ての悩みについて保育士などが相談に応じます(子育てには、不安や悩みが付きものです。しつけ・遊び・健康・食事・成長など、どんなことでも気軽に相談してください)。	保育所開所日 (平日)午前10時～午後4時 (土曜日)午前10時～正午 センター開所日 午前9時～午後5時(月～土曜日) センター開所日 午前9時～午後5時 (電話は午後8時まで) (月～土曜日) センター開所日 午前9時～午後5時 (電話は午後8時まで) (月～土曜日)	南郷保育所 ☎872-7327 北条こども園 ☎876-5237 野崎保育所 ☎876-5630 四条子育て支援センター ☎876-7510 キッズプラザ ☎874-8800 南郷子育て支援センター ☎872-0013	保育士
介護保険に関する相談	介護保険制度の内容、介護認定の申請などに関する相談に応じます。	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(高齢介護室) ☎870-9628	市職員
住宅改造相談	障害等により住まいでの不便・不自由を感じている人の相談に応じます	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(高齢介護室) ☎870-0513	作業療法士
栄養相談(成人)	生活習慣病予防などを中心に健康に関する相談に応じます。	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分(予約制)	すこやかセンター (保健医療福祉センター) (地域保健課) ☎874-9500	管理栄養士
健康相談(成人)				保健師
高齢者総合相談	高齢者の介護、福祉、健康、医療などの相談に応じます(詳しくはお問い合わせいただくか、50ページをご覧ください)。	月～土曜日 午前9時～午後5時30分	大東市地域包括支援センター ☎800-5374	主任ケアマネジャー、 社会福祉士、 保健師など
高齢者暮らし 相談		市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(高齢介護室) ☎870-0513	市職員 (保健師・社会福祉士など)

各種相談

各種相談

◆大阪府・国などが開設している相談窓口

相談種別	とき	場所	担当者
府政に関する相談・お問い合わせ	月～金曜日 午前9時～午後6時	大阪府庁府民お問合せセンター ☎06-6910-8001	府民お問合せセンター担当者
法的トラブルに関するお問い合わせ	月～土曜日 午前10時15分～午後3時20分	日本司法支援センター大阪地方事務所(法テラス大阪) ☎050-3383-5425 大阪市北区西天満一丁目12-5 大阪弁護士会館地下1階	窓口対応専門職員など
遺言書作成・相続問題の相談(電話)	月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時30分	大阪弁護士会 遺言・相続センター ☎06-6364-1205 初回20分のみ無料	弁護士
相続登録手続きの相談(電話)	火曜日 午後1時30分～4時30分	大阪司法書士会 相続登記手続相談センター ☎06-6946-0660	司法書士
交通事故の相談	月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	(公財)日弁連交通事故相談センター ☎06-6364-8289 (午前9時30分～正午・午後1時～午後5時) 大阪市北区西天満一丁目12-5大阪弁護士会館内	弁護士
児童虐待の通告	月～金曜日 午前9時～午後5時45分	大阪府中央子ども家庭センター ☎072-828-0161	専門員
	月～金曜日 午後5時45分～翌午前9時、土・日曜日・祝日・年末年始	大阪府中央子ども家庭センター ☎072-295-8737	

※内容は年度などにより変更される場合がありますので、詳しくは各担当課などへお問い合わせください

施設案内

公共施設予約システム

自宅や施設に設置されたパソコンやスマートフォンから、インターネットで公共施設の空き状況の確認や予約の申し込みができるシステムです。

●パソコン、スマートフォン共通
(<https://k4.p-kashikan.jp/daito-city/index.php>)



利用時間
24時間

◆利用者登録(ID登録)

空き状況の確認はどなたでもご利用いただけますが、施設を予約するには利用者登録が必要です。

▶登録方法

利用を希望する施設に備え付けの「登録申請書」(団体の場合は「団体構成員名簿」もあわせて)に記入し、窓口へ提出してください。なお、登録の際には本人確認ができる書類を持参してください。オンライン申請も可能です。

◆予約スケジュール

予約開始日や予約方法、使用料の支払い期間等は施設によって異なりますので、各施設の窓口までお問い合わせください。

1次受付(抽選)

施設名	受付開始日	受付期間	抽選日
市民会館	6か月前	受付開始月の1～6日	受付開始月の7日
アクロス	3か月前		
文化情報センター			
まなび北新			
まなび南郷			
ふれあいルーム			
文化ホール	※1		
市立公民館	抽選予約はありません		
野崎まいり公園			
野外活動センター	6か月前	受付開始月の1～6日	受付開始月の7日
市民体育館	3か月前		
テニスコート			
龍間運動広場			
市内小学校グラウンド(土・日・祝日)			
市内小中学校体育館・グラウンド			
住道中学校(夜間照明)	1か月前		
深野中学校(夜間照明)			
四条中学校(夜間照明)			
四条体育館・グラウンド	3か月前		
北条体育館・グラウンド			
北条コミュニティセンター(地域福祉交流ルーム)			
中垣内浜公園	1か月前		
大東公園			
大東中央公園			
南郷公園			
東諸福公園			

※1 部屋によって異なります。施設へお問い合わせください。

2次受付(先着)

2次予約(先着)の開始日が施設の休館日の場合は、翌開館日が開始日となります。

施設名	受付開始日	受付期間	
		システム	窓口
市民会館	6か月前	受付開始月の15日～利用日の8日前	利用日の7日前～
アクロス、文化情報センター、まなび北新、まなび南郷、ふれあいルーム	3か月前	受付開始月の15日～利用日の8日前	利用日の7日前～
文化ホール	※2		
市立公民館	3か月前	受付開始月の1日～利用日の8日前	利用日の7日前～
野崎まいり公園	2か月前	受付開始月の1日～利用日の7日前	利用日の6日前～
野外活動センター	6か月前	受付開始月の15日～利用日の前日	利用日の当日
市民体育館、テニスコート、龍間運動広場	3か月前	受付開始月の15日～利用日の8日前	利用日の7日前～
市内小学校グラウンド(土・日・祝日)	2か月前		
市内小中学校体育館・グラウンド	1か月前		
住道中学校(夜間照明)			
深野中学校(夜間照明)			
四条中学校(夜間照明)	3か月前		
四条体育館・グラウンド			
北条体育館・グラウンド			
北条コミュニティセンター(地域福祉交流ルーム)	1か月前		
中垣内浜公園、大東公園、大東中央公園、南郷公園、東諸福公園			

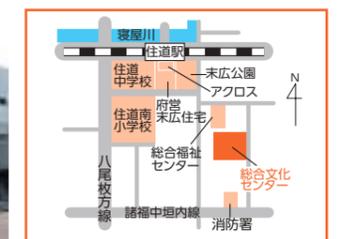
※2 部屋によって異なります。施設へお問い合わせください。

◆操作方法について

システムの利用方法・操作方法についてはご利用の施設へお問い合わせください。

総合文化センター

📍 新町13-30



◆文化ホール(サーティホール)総合文化センター内

📞 ☎873-0030 FM873-0119

「教育と文化のまち」の拠点として重要な役割を担う施設です。



大ホール リハーサル室 多目的小ホール

🕒 開館時間 午前9時～午後10時

あなたは大丈夫? 犯罪から身を守る安全対策

女性の防犯編

女性が被害に遭いやすい犯罪は、意外と身近に起こっています。もしかして「私だけは大丈夫」と思っていませんか? 「まさか私が…」という油断は禁物です。

狙われやすいシチュエーション

- 夕方から深夜の時間
- 一人の帰り道や裏通り
- 駐車場、駐輪場、公園、コインパーキング



実際にある被害

- 電車内での痴漢
- 未成年を狙った金銭トラブル
- 盗撮被害
- ひとけのない路上でのわいせつ被害
- ひったくり被害



事件・事故などの警察への緊急通報は

110

困りごとなど警察への相談は

シャープ きゅういち いちまる
#9110

受付時間

平日 8:30～17:15
(各都道府県警察本部で異なります)
土日・祝日・時間外
24時間受付体制の一部の県警を除き、当直または音声案内で対応

出典元:警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成

休館日 第1・3月曜日(祝日の場合はその翌日)、
12月29日～1月3日

申込方法(窓口/公共施設予約システム:事前登録要)

- 大ホール、大ホールと同時に使用する施設:使用日の初日の1年前に当たる日の属する月の初日から使用日の30日前まで
- その他の施設:使用日の初日の6か月前に当たる日の属する月の初日から使用日の15日前まで

▶ **大ホール**

収容人員 1,224人
音楽・演劇・美術などの芸術鑑賞や各種行事の場として利用できます。

▶ **多目的小ホール**

収容人員 250人(移動席)
コンサート・講演会・研修会・展示・集会・パーティーなどに利用できます。

▶ **リハーサル室**

演劇・舞踊・バレエ・ジャズダンスなどの練習に利用できます。

▶ **音楽練習室**

楽器演奏・コーラス・詩吟などの練習に利用できます。

▶ **こみっぺいさろん**

食事会・研修会・パーティなどに利用できます。

◆ **市民ギャラリー(総合文化センター1階)**

☎ 873-0030 FAX873-0119

絵画、書道、写真の展示会などの本格的な展示室として利用できます。また、会議など多目的に活用できます。(利用時間、休館日は文化ホールと同じです)



展示室1 展示室2 屋外テラス

施設構成 展示室1(322.5㎡)、展示室2(79.91㎡)、屋外テラス(104.4㎡)

申込方法(窓口/公共施設予約システム:事前登録要)

- 連続して7日以上使用する場合:使用日の初日の6か月前に当たる日の属する月の初日から15日前まで
- 上記以外:使用日の初日の5か月前に当たる日の属する月の初日から使用日(事前準備が必要な場合は3日前)まで

◆ **市立公民館(総合文化センター内)**

☎ 873-3522 FAX873-0119(代)

会議室(和室・洋室)・講義室・料理実習室・美術工芸実習室・集会室兼視聴覚室などがあります。生涯学習・サークル活動・文化活動・講座への参加などに利用できます。



実習室2(料理室) 集会室兼視聴覚室



公民館ふれあいまつり

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 第1・3月曜日(祝日の場合はその翌日)、
12月29日～1月3日

申込方法(窓口/公共施設予約システム:事前登録要)

利用日が属する月の3か月前から受け付け

◆ **使用料金について**

使用料金には施設利用料、付属設備使用料および実費使用料があります。

ただし、ホール関係の付属設備使用料および実費使用料は使用日の当日清算となります。

◆ **施設使用料について**

施設使用料は下表のとおりです。

下表の基本料金に入場料加算、営利加算、市外加算をしたり、準備・リハーサル減算をしたりすることがあります。冷暖房を使用する際は使用料の4割を加算いたします。

▶ **文化ホール 基本利用料金表**

(単位:円)

施設の名称など	使用時間						
	午前 9～12時	午後 13～17時	夜間 18～22時	午前・午後 9～17時	午後・夜間 13～22時	全日 9～22時	
ホール大	平日	24,200	40,300	48,400	58,500	80,700	
	土・日曜日・休日	29,200	48,300	58,400	70,500	96,700	
楽屋1		300	500	600	800	1,000	
楽屋2		600	900	1,100	1,400	2,400	
楽屋3		600	900	1,100	1,400	2,400	
楽屋4		300	500	600	800	1,300	
ホール多目的	平日	5,300	7,400	9,500	11,700	15,900	
	土・日曜日・休日	6,300	9,400	11,500	14,700	24,100	
リハーサル室		1,200	1,900	2,300	2,800	4,900	
音楽練習室		1,100	1,700	2,100	2,600	4,500	
こみっぺいさろん	会合室	1時間当たり				900	
	調理室					900	
市民ギャラリー	4日以上連続使用	全体					9,500
		展示室1					8,000
		展示室1(半区画)	4日目から1日当たり				5,000
		展示室2					3,500
	テラス					1,000	
	上記以外の使用	全体	5,000	7,000	9,000	11,000	15,000
展示室1		4,000	6,100	7,400	8,800	12,200	
展示室1(半区画)		2,500	3,800	4,600	5,500	7,600	
展示室2		1,800	2,700	3,200	4,000	6,900	
テラス	500	700	900	1,100	1,500		
付属設備など	別に市長が定める額						

入場料加算

大ホール、多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、こみっぺいさろんまたは市民ギャラリーを使用し、入場料またはこれに類するものを1,001円以上徴収する場合は、使用料に次の割合を乗じて得た額を使用料に加算します。

また、付属して他の施設を使用する場合もこれに準ずるものとします。

(1) 1,001円以上3,000円以下の場合 2割

(2) 3,001円以上 4割

※ただし、入場料の額について段階があるときは、最高の額を対象とします

▶ **公民館 基本利用料金表**

(単位:円)

講義室	使用時間					
	午前 9～12時	午後 13～17時	夜間 18～22時	午前・午後 9～17時	午後・夜間 13～22時	全日 9～22時
1	400	600	800	900	1,300	1,700
2	500	800	1,000	1,200	1,700	2,100
会議室	1(和室)	800	1,200	1,500	1,800	2,500
	2(洋室)	1,400	2,200	2,700	3,300	4,500
実習室	1(美術工芸室)	1,300	2,100	2,600	3,100	4,300
	2(料理室)	1,200	1,900	2,300	2,800	4,900
集会室兼視聴覚室	2,300	3,700	4,500	5,400	7,400	9,500
付属設備など	別途必要(詳しくはお問い合わせください)					

※駐車場30分100円(1時間無料)1日1,000円限度

※上記料金は、市外居住者の場合は10割増になります。

※冷暖房を使用する場合は、上記料金の4割増になります。

◆ **中央図書館(総合文化センター1階)**

☎ 873-3523 FAX873-3610

小説や旅行ガイド、暮らしに役立つ実用書などを幅広くとりそろえ、医療・健康情報コーナーや多文化コーナーなども設けています。また、毎月のおはなし会や講演会などの催しも行っています。



赤ちゃん絵本コーナー 医療・健康情報コーナー 館内

開館時間 午前9時30分～午後8時(祝日は午前9時30分～午後5時)

休館日 第1・2・3月曜日(祝日の場合はその翌日)、
12月29日～1月3日

貸出可能な人

北河内7市(大東・四條畷・守口・枚方・門真・寝屋川・交野)に在住、在勤、在学の人。東大阪市または大阪市に在住の人。

▶ **自動車図書館 やまなみ号**

図書館から遠く離れた地域に、さまざまな本を自動車で積んで巡回するサービスを市内6か所で行っています。運行日や運行時間については、広報「だいとう」や「中央図書館だより」に掲載しています。

運行場所 龍間(あいの里竜間、龍間公会堂前)・寺川団地前・諸福小学校前・まなび北新・北条小学校・三箇小学校



来ぶらり南郷

☎ 873-1451 FAX873-1461

◆ **西部図書館(来ぶらり南郷2階)**

西部図書館は南郷公園の隣にあるガラス張りの明るい施設で、児童書の充実した図書館です。

Wi-Fiサービスや学習スペースがあるほか、AVコーナーではDVDを視聴することができます。毎月のおはなし会や、夏休みには工作教室などを行っています。



北側閲覧席 おはなしのへや 学習スペース

開館時間 午前9時30分～午後8時(祝日は午前9時30分～午後5時)

休館日 第1・2・3水曜日(祝日の場合はその翌日)、
12月29日～1月3日

貸出可能な人

北河内7市(大東・四條畷・守口・枚方・門真・寝屋川・交野)に在住、在勤、在学の人。東大阪市または大阪市に在住の人。

◆ **生涯学習ルーム「まなび南郷」(来ぶらり南郷1階)**

趣味・教養・スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動など、地域の皆さんの自主的な文化・学習活動の場を提供しています。

用途に合わせて使用できる3種類の多目的室があるほか、ギャラリーで絵画や写真などを展示することもできます。



ギャラリー 多目的室A

開館時間 午前10時～午後9時

休館日 毎月第1・3水曜日(祝日の場合はその翌日)、
12月29日～1月3日

申込方法(窓口/公共施設予約システム:事前登録要)

利用日が属する月の3か月前から受け付け

基本利用料金表 (単位:円)

	使用時間		
	午前 10～13時	午後 14～17時	夜間 18～21時
多目的室A 1/2	600	600	600
多目的室A 全体	1,200	1,200	1,200
多目的室B 1/2	300	300	300
多目的室B 全体	600	600	600
多目的室C	300	300	300
ボランティアルーム	300	300	300
ギャラリー使用料	1週間7,000(延長は1日につき1,500)		

※市外加算・営利加算があります。

来ぶらり四条

野崎三丁目6-1



歴史民俗資料館 四条体育館 東部図書館

◆東部図書館(来ぶらり四条1、2階)

☎812-6768 FAX876-3577

東部図書館は旧四条小学校の校舎を活用して設けられ、大東市の歴史に関する資料が充実していることが特徴です。明るいブラウジングコーナーを備え、視聴覚コーナー、おはなしの部屋などもあります。

開館時間 午前9時30分～午後8時(祝日は午前9時30分～午後5時)

休館日 第1・2・3火曜日(祝日の場合はその翌日)、12月29日～1月3日

貸出可能な人

北河内7市(大東・四條畷・守口・枚方・門真・寝屋川・交野)に在住、在勤、在学の人。東大阪市または大阪市に在住の人。

◆歴史とスポーツふれあいセンター(来ぶらり四条1～4階、体育館、グラウンド)

☎876-7011 FAX876-7702

歴史とスポーツふれあいセンターは、旧四条小学校を活用して設けられた歴史民俗資料館、四条体育館、四条グラウンド、ふれあいルームからなる総合施設です。

市民の皆さんが、歴史文化の学びやスポーツの振興を通じて、交流を深めていただく施設です。

開館時間

歴史民俗資料館	午前9時30分～午後7時30分
四条体育館	午前9時～午後9時
四条グラウンド	午前9時～午後9時
ふれあいルーム	午前9時～午後9時

休館日 第1・第3火曜日(祝日の場合はその翌日)、12月29日～1月3日

申込方法(窓口/公共施設予約システム:事前登録要)

ふれあいルーム多目的室、四条体育館、四条グラウンドは利用日が属する月の3か月前から、ふれあいルーム企画展示室は6か月前から受け付け。

▶四条体育館

(単位:円)

	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
	9～12時	12～15時	15～18時	18～21時
利用料金	各1,500			

▶四条グラウンド

通常時間帯 (単位:円)

	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
	9～11時	11～13時	13～15時	15～17時	17～19時	19～21時
利用料金	各1,000					
照明	30分当たり750					

特例時間帯 (単位:円)

	早期第1区分	早期第2区分	早期第3区分	夜間区分
	6～9時	7～9時	8～9時	21～22時
利用料金	1,500	1,000	500	500
照明	30分当たり750			

▶ふれあいルーム

(単位:円)

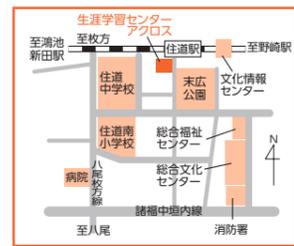
	午前	午後	夜間
	9～12時	13～17時	18～21時
企画展示室	1,500	2,000	1,500
多目的室1	600	800	600
多目的室2	300	400	300
冷暖房使用	4割増		

※歴史民俗資料館は入館無料です
 ※上記料金は市内在住・在勤・在学者の料金です。市外または営利利用(団体)の場合は10割増になります。市外かつ営利利用(団体)の場合は20割増になります。冷暖房使用ではそれぞれ4割増しになります
 ※駐車場30分100円(1時間以内無料)1日1,000円を限度

生涯学習センター「アクロス」

末広町1-301(ローレルスクエア住道サントワー内)
 ☎869-6505 FAX870-1405

JR住道駅直結の生涯学習施設です。生涯学習講座、文化・芸術事業をはじめ、市民活動や人的ネットワークの支援など幅広い生涯学習ニーズに応じます。



特別会議室 市民ギャラリー コンサートの様子

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 第2木曜日(祝日の場合はその翌日)、12月29日～1月3日

申込方法(窓口/公共施設予約システム:事前登録要)

利用日が属する月の3か月前から受け付け

施設案内

- 情報ロビー(受け付けおよび各種情報提供)
- 市民ネットワークコーナー(年間を通じて定期活動する市民活動の団体への支援)

民活動の団体への支援)

- ワークステーション(印刷機、裁断機、紙折機などをそろえた活動支援スペース)
- 市民ギャラリー(1階と3階に展示スペース)
- 多目的室(102人) ●特別会議室(54人)
- メディア研修室(33人、パソコン貸出可)
- ルームA(24人) ●ルームB(16人)
- キッズルーム(10人、託児や子ども向け活動など。会議仕様も可)
- 青少年ルーム(青少年健全育成のための支援と相談)
- 男女共同参画ルーム(男女共同参画登録グループへの活動支援)

主な事業

- 人材登録バンク「だいとう人材問屋」
- コンサートなどの各種イベント、講座、講演
- 日本語読み書き講座
- 各種相談 など

基本利用料金表

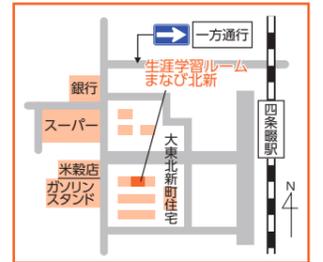
(単位:円)

		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	
4階	多目的室	A	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
		B	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
		全体	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000
4階	特別会議室	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600	
	メディア研修室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	
	ルーム	A	600	800	800	1,400	1,600	2,200
B		450	600	600	1,050	1,200	1,650	
3階	キッズルーム	300	400	400	700	800	1,100	
	市民ギャラリーA	水曜日の午後から翌週水曜日の午前中までの1週間単位(空きがあれば1日のみの貸出も可)					2,800	
	ネットワークラボ	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として毎週1回固定の区分(午前・午後・夜間)/年間使用料12,000						
1階	市民ギャラリーB	水曜日の午後から翌週水曜日の午前中までの1週間単位(空きがあれば1日のみの貸出も可)					1,200	
	男女共同参画ルーム(一般利用)	300	400	400	700	800	1,100	

生涯学習ルーム「まなび北新」

北新町3-101 ☎FAX876-7701

生涯学習のための施設です。和室・多目的ホール・ギャラリーなどがあります。



和室 ガラリー 多目的ホール

開館時間 午前10時～午後9時(利用がない場合は午後6時まで)

休館日 火曜日
12月29日～1月3日

申込方法(窓口/公共施設予約システム:事前登録要)

利用日が属する月の3か月前から受け付け

基本利用料金表

(単位:円)

		午前	午後	夜間
		10～13時	14～17時	18～21時
	多目的ホール1/4	300	300	300
	多目的ホール2/4	600	600	600
	多目的ホール全体	1,200	1,200	1,200
	和室1	300	300	300
	和室2	300	300	300
	和室全体	600	600	600

※市外加算・営利加算あり

堂山古墳群史跡広場

寺川四丁目675-1
 歴史とスポーツふれあいセンター☎876-7011

市の指定史跡である堂山古墳群を整備した広場です。墳丘に立つと、ふもとから大阪湾まで、大阪平野の大部分を一望できます。歴史の学習や憩いの場としてご利用ください。



開館時間 4月～10月:午前8時30分～午後6時
11月～3月:午前8時30分～午後5時

休場日 12月29日～1月3日 **入場料** 無料

文化情報センター「DIC21」

住道2-3-1 (ALBi住道内)
生涯学習センター「アクロス」
☎869-6505 FAX870-1405

JR住道駅高架下のミニシアターです。映画上映や音楽イベントを開催しています。また、貸館を利用することにより、コンサート等を自主開催することができます。



ホール ロビー ライブの様子

開館時間 午前10時～午後9時(利用がない場合は閉館)

休館日 第2・4木曜日(祝日の場合はその翌日)、12月29日～1月3日

申込方法 (窓口/公共施設予約システム:事前登録要)

利用日が属する月の3か月前から受け付け

施設案内

- ホール(固定席48席)
- ロビー

基本利用料金表 (単位:円)

午前	午後	夜間	午前・午後	午後夜間	全日
10～13時	14～17時	18～21時	10～17時	14～21時	10～21時
1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400

野外活動センター(キャンピィだいとう)

龍間1846
NPO法人大東市青少年協会
☎874-5165 FAX886-3152

野外活動・集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るための施設。キャンプサイト・野外調理場・アスレチック広場・アーチハウスなどがあります。団体・家族での利用もできます。



夜のキャンピィ キャンプファイア プロジェクトアドベンチャー

利用時間 宿泊:午後4時～翌日午前10時
日帰り:午前10時～午後4時

休館日 12月29日～1月3日、月曜日(宿泊予約のある場合・夏季期間を除く)

申込方法 (窓口/公共施設予約システム:事前登録要)

利用の6か月前(市外の方は6か月前の15日)から、前日まで。

基本利用料金表 (単位:円)

使用区分	単位	使用者区分	利用料
本館	宿泊	1人1泊	一般 300 中学生以下 200
		1人1日	一般 200 中学生以下 100
テント	1人1泊	一般 200 中学生以下 100	
冷暖房使用	集会室	1団体 1時間当たり	250
	上記以外本館各室	1部屋 1時間当たり	100
全館占用使用	1日		10,000
プロジェクトアドベンチャー(5人から15人まで)	3時間		8,000
駐車場のみ使用	1時間を超える30分ごと		100
	利用時間以外の場合1時間ごと	(1日当たり1,000円を限度とする)	

大阪産業大学「Wellness2008(ウェルネス2008)」

中垣内三丁目1-1 ☎080-6109-1686



「Wellness2008」は、2008年に大阪産業大学スポーツ健康学科の教育研究の拠点として建てられ、2009年にはこの施設に総合型地域スポーツクラブとして「いきいき大東スポーツクラブ」が設立されました。

いきいき大東スポーツクラブでは、元トップアスリートやコーチ経験が豊富な指導者による指導を受けられるほか、大阪産業大学の学生が教室運営やイベントにかかわるため、学生との交流も楽しむことができます。現在のプログラムは、一般教室として「リズム体操」「健康体操」「水中運動」「ヨガ」「女子サッカー」「バレーボール」「パーソナルトレーニング」があり、ジュニア教室では「キッズダンス」「サッカー」「バレーボール」「キッズ体操」があります(参加される際は、原則、クラブへの入会が必要です。)

「いきいき大東スポーツクラブ」の詳細は、☎080-6109-1686(クラブ事務局)へお問い合わせいただくか、ホームページ(<https://ikiiki.osuhsa.net>)をご覧ください。



【アクセス】
「Wellness2008」は、大阪産業大学の中央キャンパスと関西電力変電所の間にあります。車は大学の駐車場を利用できます。また、スポーツクラブ利用者は住道駅から大学のスクールバスが使えます。

入会のご案内

会費

- 一般会員(18歳以上、1人につき半期会費6,000円:年間12,000円)
- ジュニア会員(18歳未満、1人につき半期会費3,500円:年間7,000円)

受講料

- 回数券(10回券5,000円:家族間で共用可、全ての教室で利用可、有効期限なし)
- 1回券600円

非会員の場合 (お試しでの参加を含む)

- 1回券1,000円

入会に必要なもの

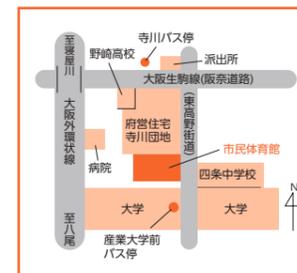
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証)
- 銀行届出印、キャッシュカードまたは通帳(口座振替手続きのため)
- 保険代(傷害保険年度更新、大人1,850円、中学生以下800円、65歳以上1,200円)

いきいき大東スポーツクラブの活動風景



市民体育館

寺川一丁目20-20 (JR野崎駅から徒歩15分、近鉄バス 東花園駅前行きで「産業大学前」)
☎871-3201 FAX871-3202



開館時間 午前9時～午後9時

休館日 12月29日～1月3日

駐車場 65台

館内案内

- 大体育室:バスケットボール2面、バレーボール3面、テニス2面、バドミントン10面、卓球、各種武道、各種ニュースポーツ
- 小体育室:柔道、各種武道、卓球
- トレーニング室:各種トレーニング
- 多目的室(小):卓球・ダンス
- 多目的室(大):卓球・ダンス

申込方法(公共施設予約システム:事前登録要)

市内の団体

- 利用希望日の3か月前の1日から6日まで受け付け
※当選者は利用希望日の3か月前の14日までに必ず利用料金をお納めください。

市内外の団体

- 利用希望日の3か月前の15日から先着順で予約
※1団体(個人)当たり、1か月の使用回数制限は5区分とします。

基本利用料金表

専用使用の場合 (単位:円)

		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
		9～12時	12～15時	15～18時	18～21時
大体育室	全面	5,400	5,600	5,600	9,400
	半面	2,700	2,800	2,800	4,700
小体育室		1,400	1,500	1,500	2,700
多目的室(大)		1,000	1,200	1,200	2,000
多目的室(小)		500	600	600	1,000

1. 使用者の住所(法人にあってはその事務所の所在地)が本市外の場合は、10割増の利用料金となります。
2. 「半面」とは、大体育室の床面の2分の1のことです。
3. 使用許可時間を繰り上げまたは延長して使用する場合は、超過して使用することとなる区分の利用料金の30分当たりの利用料金相当額(10円未満の端数は切り捨て)。
4. 大体育室の冷房費は1時間当たり4,000円、暖房費は3,000円を利用料金に加算します。また、小体育室の冷暖房費は1時間当たり500円。多目的室の冷暖房費は利用料金の4割を加算します。

個人使用の場合 (単位:円)

		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
		9～12時	12～15時	15～18時	18～21時
一般(高校生以上)		300	300	300	300
小・中学生		150	150	150	150

トレーニング室使用の場合 (単位:円)

	9～21時	
	普通券	回数券(11回分)
一般(高校生以上)	300	3,000
小・中学生	普通券	150
	回数券(11回分)	1,500
定期券(1か月)	普通券	1,500
	回数券(11回分)	1,500

その他の設備利用料金 ロッカー利用料金 1回50円

龍間運動広場(龍間ぐりーんふいーんど)

龍間1981-7(近鉄バス 住道駅前発「生駒登山口」行きで、「生駒登山口西(龍間運動広場前)」) ☎FAX869-1177



開館時間 午前7時～午後10時
休館日 12月29日～1月3日
駐車場 41台
利用種目

- グ라운드: 硬式、軟式野球、ソフトボール、サッカー、体育活動、各種レクリエーション
- 多目的広場: グ라운드・ゴルフ、ゲートボールほか野球練習、スパイク使用は不可

申込方法(公共施設予約システム:事前登録要)

一般使用

市内の団体

- 利用希望日の3か月前の1日から6日まで受け付け
※当選者は利用希望日の3か月前の14日までに必ず利用料金をお納めください。

市内外の団体

- 利用希望日の3か月前の15日から先着順で予約
※1団体当たり、1か月の使用回数制限は5回までとします。

大会使用

利用希望日の4か月前の14日から20日まで(抽選は21日)

グラウンド利用料金表

(単位:円)

第1区分	7～9時	3,200
第2区分	9～11時	3,200
第3区分	11～13時	3,200
第4区分	13～15時	3,200
第5区分	15～17時	3,200
第6区分	17～19時	3,200
第7区分	19～21時	3,200
第8区分	21～22時	1,600

1. 使用者の住所(法人にあってはその事務所の所在地)が本市外である場合は、5割増の利用料金となります。
2. 時間延長が認められた場合は、30分当たり800円を加算します。

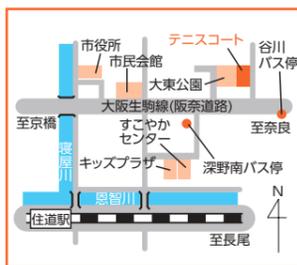
その他の設備利用料金表

(単位:円)

放送室	1回当たり	500
ロッカー	1回当たり	100
スコアボード	1回当たり	1,000
夜間照明 野球	30分当たり	2,125
夜間照明 ソフトボール・サッカーなど	30分当たり	1,125

市立テニスコート

谷川に丁目9(JR住道駅から徒歩20分、近鉄バス 東花園駅前、生駒登山口行きで「深野南」バス停から徒歩5分) ☎FAX875-0856



開館時間 午前7時～午後9時
休館日 12月29日～1月3日
施設規模 ダブルスコート4面
利用種目 テニス、ソフトテニス
駐車場 50台

申込方法(公共施設予約システム:事前登録要)

市内

- 利用希望日の3か月前の1日から6日まで受け付け
※当選者は利用希望日の3か月前の14日までに必ず利用料金をお納めください。

市外

- 利用希望日の3か月前の15日から先着順で予約
※1か月の使用回数制限は5区分とします。

基本利用料金表

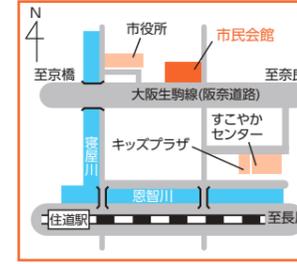
(単位:円)

	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分
	7～9時	9～11時	11～13時	13～15時	15～17時	17～19時	19～21時
中学生以下	600	600	600	600	600	600	600
一般	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

夜間照明(コート一面当たり) 30分 300円
※使用者の住所が本市外の場合は、10割増の利用料金となります。

市民会館

曙町4-6 ☎871-0001 FAX871-0004



各種の会議室などを備えています。

開館時間 午前9時～午後10時
(受け付けは午前9時～午後5時30分)

休館日 12月29日～1月3日

駐車場 40台

申込方法

利用日の属する月の6か月前(ホール1およびホール2を同時に利用する場合(これらと会議室などを同時に利用する場合を含む)にあっては1年前)から受け付けます。所定の申請書に必要事項を記入し、利用料金を添えてお申し込みください。

利用上の注意

1. 冷暖房使用期間中、冷房は利用料金の4割(期間6月1日～9月30日)、暖房は3割(期間12月1日～3月31日)を加算します。ただし、利用者から冷暖房を使用しない旨の申し出があるときはこの限りではありません。
2. 利用者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)が本市外であるときは、利用料金の3割を加算します。
3. 営利を目的として使用する場合(顧客を対象としたセミナー講習会などを含みます)は、利用料金の15割(1.5倍)(使用者の住所が本市外であるときは使用料金に市外加算3割を合計した額の15割)を加算します。
4. 各種器具、機などを追加で借りられる場合は別途料金がかかります。詳しくはお問い合わせください。

基本利用料金表

(単位:円)

	収容人数(人)	午前	午後	夜間	朝昼	昼夜	全日	
		9～12時	12時30分～17時	17時30分～22時	9～17時	12時30分～22時	9～22時	
2階	キラリエホール(ホール1)	272	7,200	12,000	14,000	18,000	24,000	30,000
	キラリエホール(ホール2)	360	7,200	12,000	14,000	18,000	24,000	30,000
	ホール全体	632	14,400	24,000	28,000	36,000	48,000	60,000
	201会議室	12	400	700	800	1,000	1,500	1,800
	202会議室	54	1,800	3,200	3,600	4,700	6,500	8,100
	203会議室	24	800	1,400	1,600	2,100	2,900	3,600
	204会議室	36	1,200	2,100	2,300	3,200	4,300	5,400
2階和室	15	1,000	1,500	1,800	2,300	3,100	3,800	
3階	3階中会議室	72	2,500	4,300	4,800	6,300	8,700	11,000
	301会議室	30	1,100	2,000	2,400	3,000	4,000	5,000
	302会議室	30	1,100	1,900	2,200	2,900	3,900	4,800
	303会議室	48	2,100	3,400	3,800	4,800	6,800	8,300
	304会議室	48	1,900	3,200	3,700	4,600	6,500	8,000
	3階特別会議室	12	1,000	1,600	1,900	2,400	3,300	4,000
	3階和室	30	1,100	1,800	2,000	2,600	3,600	4,500
4階	4階大会議室	150	5,200	8,900	10,000	13,000	18,000	22,500
	402会議室	24	800	1,400	1,600	2,100	2,900	3,600
	403会議室	30	1,000	1,700	2,000	2,600	3,600	4,500
	4階茶室	10	1,400	2,300	2,700	3,500	4,700	5,800

北条コミュニティセンター(いいもりぷらざ内)

🔍 北条一丁目16-16 ☎812-7900 FAX812-7910



北条地域福祉交流ルーム



北条グラウンド



北条体育館

開館時間 北条地域福祉交流ルーム:午前9時~午後9時
北条体育館:午前9時~午後9時
北条グラウンド:午前9時~午後7時

休館日 第2・4水曜日(祝日の場合はその翌日)、
12月29日~1月3日

▶▶ 北条地域福祉交流ルーム

階数	室名	用途など
1階	101会議室	カラオケ、会議など
2階	201会議室、202会議室、203会議室、204会議室、205会議室	201・202会議室は個人利用(囲碁・将棋・自習などに利用) 203~205会議室は団体利用
3階	301会議室、302会議室	防音設備あり
4階	401会議室	間仕切りがあるので、2つの部屋に分けて使用することも可

付属設備等利用料金(1時間あたり) (単位:円)

付属設備の名称	単位	利用料金
プロジェクター	1台	150
スクリーン	1張	150
ワイヤレスアンプセット(ワイヤレスマイク2本以内、アンプ1台)	1セット	150
カラオケセット	1セット	300

▶▶ 北条体育館

(単位:円)

利用区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
利用区分	9~12時	12~15時	15~18時	18~21時
利用料金	各1,500			

付属設備等利用料金

(上記区分を1回として計算します)

(単位:円)

付属設備の名称	単位	利用料金
審判台(バレーボール・バドミントン)	1台	300
得点板(バレーボール・バドミントン)	1台	200
CDプレイヤー	1台	200
ワイヤレスアンプセット(ワイヤレスマイク2本以内、アンプ1台)	1セット	500

▶▶ 北条グラウンド

(単位:円)

利用区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
利用区分	9時~11時	11時~13時	13時~15時	15時~17時	17時~19時
利用料金	各1,000				
照明	30分当たり750				

付属設備等利用料金

(上記区分を1回として計算します)

(単位:円)

付属設備の名称	単位	利用料金
得点板(サッカー、フットサル、ソフトボール)	1台	200

▶▶ 駐車場

(単位:円)

利用時間	利用料金(1台につき)	備考
1時間未満	無料	1日(午前0時から午後12時まで)あたり1,000円を限度とする
1時間を超える30分ごとに	100	

※上記料金は市内在住・在勤・在学者の料金です
 ※市外または営利利用(団体)の場合は10割増になります
 ※市外かつ営利利用(団体)の場合は20割増になります
 ※北条地域福祉交流ルーム(団体利用)、北条体育館、北条グラウンドは利用の3か月前から受付(それぞれ事前に登録が必要)
 ※北条地域福祉交流ルーム(個人利用)は事前に申請を行っていただき、使用証を発行しますので、2回目以降は事務所に使用証を提示してください

ワークサポート大東

🔍 住道二丁目2(大東サンメイツ2番館4階)



◆大東市地域職業相談室

🔍 ☎874-8733 FAX874-8770

開館時間 月~金曜日 午前10時~午後6時
(土・日曜日、祝日、年末・年始は休館)

ハローワーク門真と同じ内容の求人検索・閲覧でき、応募を希望する求人の紹介や職業相談を行います。パソコンを15台設置し、希望の職種や雇用形態、勤務地などから、自分の希望する条件に合った求人を、自由に検索することができます。求人票のプリントアウト、面接を受けたい人は相談コーナーで紹介状をもらうことができます。

注意

雇用保険関係業務および求人受理などの業務は行っていません。これらの業務については、ハローワーク門真にてお願いします。
〒571-0045 門真市殿島町6-4(守口門真商工会館2階)
☎06-6906-6831

▶▶ あなたの就職を支援します

より多くの人に就職の機会を提供するため、ハローワークの出先機関である「大東市地域職業相談室」と就労の相談機関である「大東市地域就労支援センター」を設置しています。相談と紹介を一つの施設で実現し、大東の就労「ホットライン」構築をめざし、より多くの人に就職の機会を提供しています。「ワークサポート大東」とは次の2つの機能を併せ持つセンターです。

◆大東市地域就労支援センター

🔍 ☎FAX870-5370

開館時間 月~金曜日 午前10時~正午・午後1時~6時
(土・日曜日、祝日、年末・年始は休館)

就労に関するさまざまな相談を専門員が話を聞き、アドバイスや必要な関係機関の紹介・誘導・同行などをします。また、大阪府などが実施する資格取得の講座や就労のための基礎講座などの紹介を通じて就職の実現をめざします。市内には他に2か所地域就労支援センターがあります。

▶▶ 野崎地域就労支援センター

野崎一丁目24-1(野崎人権文化センター内) ☎879-1818

火・水・金曜日 } 午前9時~午後6時
第1、3土曜日 }
月・木曜日 午前9時~午後8時
※祝日、年末年始を除く。

▶▶ 北条地域就労支援センター

北条三丁目10-5(北条人権文化センター内) ☎877-5050

月・水・木曜日 午前9時~午後5時30分
火・金曜日 午前9時~午後8時30分
※祝日・年末年始を除く

大東市以外にお住まいの方は、各市の「地域就労支援センター」で相談してください(大阪府内全市町村に設置されています)。

大東ビジネス創造センター D-Biz

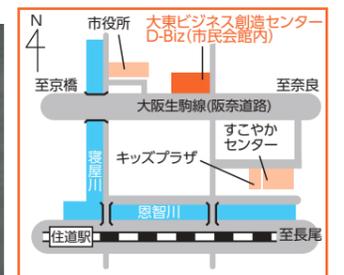
🔍 曙町4番6号(市民会館2階) ☎870-9061 FAX870-9126

大東ビジネス創造センター D-Biz(ディーBiz)は市内の中小企業や起業する皆さんを応援する産業支援拠点です。相談者の「売上を伸ばしたい」「新たな事業を立ち上げたい」「起業したい」などのビジネスに関するお悩みやチャレンジに寄り添い、その解決・実現に向けて親身にサポートします。

相談は1回1時間で無料、何度でも利用可能ですので、何かあればまずD-Bizにご相談ください。

※事前に相談予約が必要です

開館時間 月~金曜日 午前9時~午後5時30分
(土・日、祝日、年末・年始は休館)

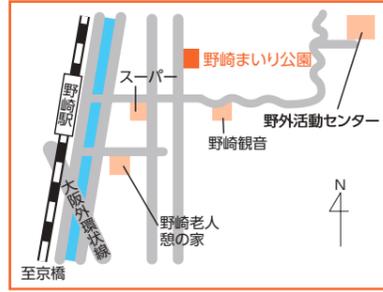


施設案内

施設案内

野崎まいり公園

野崎二丁目6-10 ☎・FAX878-3303



のどきまいりでおなじみの野崎観音のすぐそばにあります。和室・憩いの庭・多目的ホールなどがあります。各種イベントなどにご利用ください。

- 開園時間** 午前9時～午後5時
(予約がある場合は、午後9時まで利用できます)
- 休園日** 毎週火曜日(祝日の場合はその翌日)、12月29日～1月3日
- 申込方法** 公共施設予約システム:事前登録要
(申込受付期間は、使用日の2か月前から使用日の7日前までです)

野崎まいり公園利用料金表

入園自体は無料ですが、占有利用する場合は、下記料金が掛かります。施設が占有利用されている場合は、その施設内には入れません。

和室および多目的ホール

(単位:円)

		午前	午後	夜間	全日
		9～12時30分	13～16時30分	17時30分～21時	9～21時
和室	A(8畳)	500	500	500	1,200
	B(8畳)	500	500	500	1,200
多目的ホール		1,000	1,000	1,000	2,500

※営利などを目的に使用する場合は10割増です ※市内在住、在勤、在学以外の人が使用する場合は10割増です

憩いの庭

(単位:円)

			午前	午後	夜間	全日	
			9～12時30分	13～16時30分	13～19時	9～16時30分	9～19時
			憩いの庭	平日	4月～9月	500	500
10月～3月	500	500			—	1,000	—
休日	4月～9月	1,000		1,000	1,200	2,000	2,200
	10月～3月	1,000		1,000	—	2,000	—

※営利などを目的に使用する場合は10割増です ※市内在住、在勤、在学以外の人が使用する場合は10割増です
※平日とは、土・日曜日および祝日以外の日です

青少年教育センター

青少年の健やかな育成と、さまざまな人権問題の解決を目指した人権教育・生涯学習を推進し、学習、文化、スポーツ、レクリエーションその他自主的な活動や交流を支援する事業を行っています。

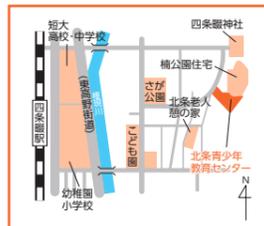
対象 小学1年生～30歳までの青少年

利用時間 一般利用:午前9時～午後5時30分/貸館事業:午前9時～午後9時

休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

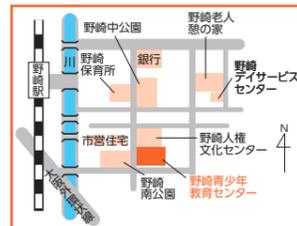
◆北条青少年教育センター

北条三丁目18-18 ☎876-0002 FAX878-7100



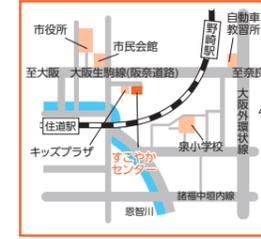
◆野崎青少年教育センター

野崎一丁目24-31 ☎877-7585 FAX878-6008



すこやかセンター(保健医療福祉センター)

幸町8-1



健康の保持・増進、母子保健および小児科診療などの施設です。

◆休日診療所(日曜日・祝日・年末年始の診療)

☎874-5110

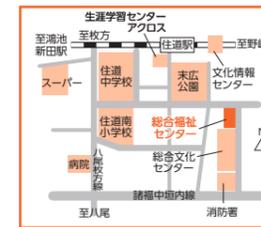
診療科目 小児科(中学3年生まで)

診療日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

受付時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

総合福祉センター

新町13-13 ☎872-2222 FAX874-1828



身体障害者福祉センター、老人福祉センター、社会福祉センターの3つの複合機能を持つ施設です。

休館日 (3施設とも)

日曜日、祝日(敬老の日を除く)、敬老の日の翌日、12月29日～1月3日

◆身体障害者福祉センター・老人福祉センター

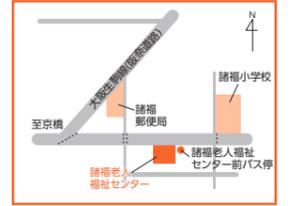
利用時間 午前9時～午後5時

◆社会福祉センター

利用時間 午前9時～午後8時45分
(老人福祉センターの浴場は火・水・木・土曜日の午前11時～午後3時)
(各部屋の使用は登録団体などのみ)

諸福老人福祉センター

諸福一丁目12-12 ☎FAX871-2771



60歳以上の市民の皆さんが健康の増進や教養の向上のために利用したり、気軽に集まり趣味やレクリエーションを楽しむ施設です。

利用時間 午前9時～午後5時

休館日 日曜日、祝日(敬老の日を除く)、敬老の日の翌日、12月29日～1月3日

老人憩の家

高齢者の皆さんが健康の増進や教養の向上のために利用したり、気軽に集まり趣味やレクリエーションを楽しむ施設です。

◆北条老人憩の家

北条三丁目15-15 ☎FAX878-4651



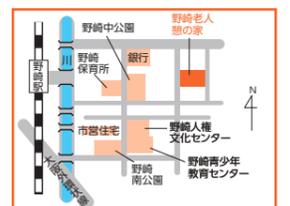
利用時間 午前9時～午後5時

(浴場は火・水・木・金・土曜日の正午～午後4時)

休館日 日曜日、祝日(敬老の日を除く)、敬老の日の翌日、12月29日～1月3日

◆野崎老人憩の家

野崎一丁目8-28 ☎FAX879-6076



利用時間 午前9時～午後5時

(浴場は月・火・水・金・土曜日の午前11時～午後3時30分)

休館日 日曜日、祝日(敬老の日を除く)、敬老の日の翌日、12月29日～1月3日

施設案内

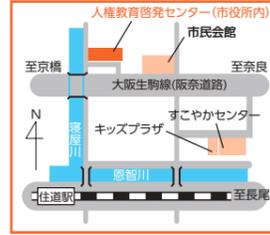
施設案内

人権教育啓発センター

谷川一丁目1-1 人権室 ☎870-0441 FAX872-2268



図書閲覧コーナー



市民自ら人権意識の高揚を図り、人権の尊重されたまちづくりを行うための施設です。講義室・図書＆ビデオの閲覧コーナーがあり、人権教育と人権啓発、男女共同参画に関する講座などの情報提供をしています。

開館時間 午前9時～午後5時30分

休館日 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

人権文化センター

人権・同和問題の解決のために、地域社会全体の中で、人権問題の相談をはじめ福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターです。

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

主な事業 (1)各種相談コーナー…生活相談、人権相談、就労相談、進路選択支援相談を開設しています。日時などはP85・86「各種相談」のページをご覧ください(委託)。

(2)各種教室・講座業務…住民相互の交流を目的として、各種講座、教室、講演会などを実施しています。

(3)インターネットによる求職情報閲覧…月～土曜日 午前9時～午後5時

(4)貸室業務…広く市民の皆さんがふれあい・交流を図り、豊かな人間関係を育むコミュニティづくりの拠点施設として貸室業務を行っています。詳しくはお問い合わせください。

申込方法 利用月の2か月前から受け付けます。所定の申請書に記入の上、申し込みしてください。電話や郵送などでの申し込みはできません。

◆北条人権文化センター

北条三丁目10-5 ☎877-6066 FAX877-6067



階	名称	収容人員	使用内容および利用案内
1階	ロビー(情報コーナー)	-	パソコンによる求職情報の閲覧等
	受付窓口		貸室予約など
	各種相談コーナー		生活相談、人権相談、就労相談、進路選択支援相談など各種相談
2階	図書コーナー	-	図書閲覧・貸し出し
	多目的室(1)	10人	会議・実習・講演会・集会などに使用できます。
	多目的室(2)	10人	
	第1和室	20人	
	第2和室	40人	
	調理室	10人	
小会議室	16人		
3階	中会議室	36人	
	大会議室	100人	

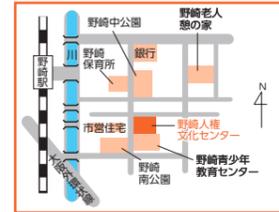
基本利用料金表

(単位:円)

使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
多目的室(1)	300	400	400	700	800	1,100
多目的室(2)	300	400	400	700	800	1,100
第1和室	300	400	400	700	800	1,100
第2和室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
調理室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
大会議室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
中会議室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
小会議室	300	400	400	700	800	1,100

◆野崎人権文化センター

野崎一丁目24-1 ☎879-1551 FAX879-1552



階	名称	収容人員	使用内容および利用案内
1階	ロビー(情報コーナー)	-	パソコンによる求職情報の閲覧等
	受付窓口		貸室予約など
	各種相談コーナー		生活相談、人権相談、就労支援相談、進路支援相談など各種相談
2階	和室	10人	会議・実習・講演会・集会などに使用できます。
	講義室	15人	
	会議室	10人	
	調理室	15人	
3階	研修室	30人	
	大会議室	60人	

基本利用料金表

(単位:円)

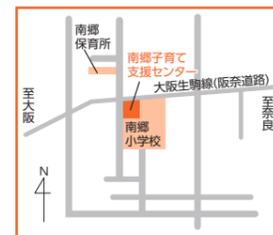
使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時まで
講義室(1)	300	400	400	700	800	1,100
講義室(2)	300	400	400	700	800	1,100
和室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
調理室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
会議室	300	400	400	700	800	1,100
研修室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
大会議室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300

子育て支援センター

地域の子育て支援の拠点として、妊婦や就学前の子どもを持つ家庭の子育てを支援するための施設です。

◆南郷子育て支援センター

太子田一丁目12-37 ☎FAX872-0013

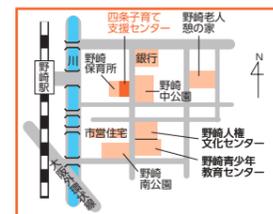


利用時間 月～土曜日 午前9時～午後5時

休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

◆四条子育て支援センター

野崎一丁目6-35 ☎FAX876-7510

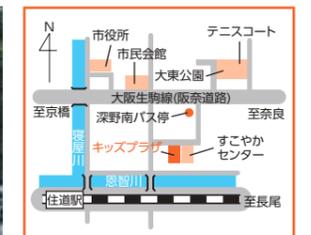


利用時間 月～土曜日 午前9時～午後5時

休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

◆キッズプラザ

幸町8-8 ☎874-8800 FAX874-8844



利用時間 月～土曜日 午前9時～午後5時

休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

子ども発達支援センター

北条一丁目16-16 ☎812-7791 FAX812-7801

運動発達に遅れのある子どもや言葉の遅れなど、発達に支援を必要とする就学前の子どもたちの通所施設です。

休館日 (両施設とも)

土・日曜日、
祝日、12月29日～1月3日



子ども発達支援センター



療育時間 月～金曜日 午前9時～午後3時

幼児発達支援教室

☎812-7792



療育時間 月～金曜日 午前9時30分～午後5時

その他<地域の施設>

高齢者交流センター

三箇高齢者交流センター

三箇四丁目1-5 ☎873-6888



高齢者の皆さんが余暇を楽しみ、親しく交流を深める場として開設された施設です。

開館時間 午前9時～正午、午後1時～5時

休館日 水曜日、祝日(敬老の日は除く)、12月29日～1月3日

地域交流センター

市内にお住いの全世代の皆さんに、健康増進や教育の向上などご利用いただける施設です。

東諸福地域交流センター

諸福一丁目7-10 ☎873-9191



開館時間 午前9時～正午、午後1時～5時

休館日 金曜日、祝日、8月13日～15日、
10月23日～26日、12月29日～1月3日

手話コラム



拍手

開いた両手を上に上げて、
手首を回転させながらひら
ひらと動かす



※このイラストは右利きの表現です。左右どちらで表現しても構いません。

聞こえない人の拍手とは?

聴覚障害者が集まるイベント会場で、みんなが両手をひらひらさせる光景を見かけることがあります。これは、「拍手」を意味しています。手を高く上げたり、動きを速めたりすることで、拍手の音の大きさと同じように、抑揚のある「拍手」が表現されます。聴覚障害者が参加されるイベントなどに参加されたときは、そんな「拍手」で気持ちを表現してみてください。



大東商工会議所は、がんばる企業を応援します。

大東商工会議所

商工会議所ってなに?

発祥

明治11年東京、大阪、神戸の実業界の人々が提唱して設立され、古い歴史を背景に発展してきました。現在は特殊法人として、昭和28年8月に制定された“商工会議所法”に則って運営されています。

性格

地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。

特徴

- ①地域性…地域を基盤としています。
- ②総合性…会員は規模の大小を問わず、あらゆる業種・業態の商工業者で構成されています。
- ③公共性…公益法人としての組織や活動などの面で強い公共性を持っています。
- ④国際性…世界各国で商工会議所が組織されています。

事業活動

地区内の商工業者の事業活動を支援すると共に、地域経済社会の振興・発展や、社会福祉の増進に資することを目的としています。



たとえば、こんな事もしています

人脈拡大

ビジネスチャンス交流の場

新年互礼会、ビジネス交流会や各種会員交流から人脈とビジネスチャンスが拡大

経営支援

経営上の悩みを専門家に相談

弁護士、社会保険労務士など
各種専門家や経営指導員がサポート



人材育成

経営上の弱点補完に低価格セミナー

会員価格で各種セミナー受講
会報誌や「メルマガ」などで情報提供



経費削減

日本商工会議所の団体保険料を適用

全国126万会員を抱える日本商工会議所の
団体割引の適用でコスト削減



商工会議所に入会するには

- 業種、規模、個人、法人にかかわらず、すべての商工業者の方が加入できます。(非営利団体の方も加入できます。)
- 会費は全額損金(法人)、必要経費(個人)に算入できます。

会費
1口
月額
500円

個人会員は	2口以上	年間12,000円～
法人会員は	4口以上	年間24,000円～

※会費は、従業員数によって変わります。

入会希望、質問など
ありましたら、
お気軽にお問い合わせ
ください



大東商工会議所
マスコットキャラクター
「みらいちゃん」



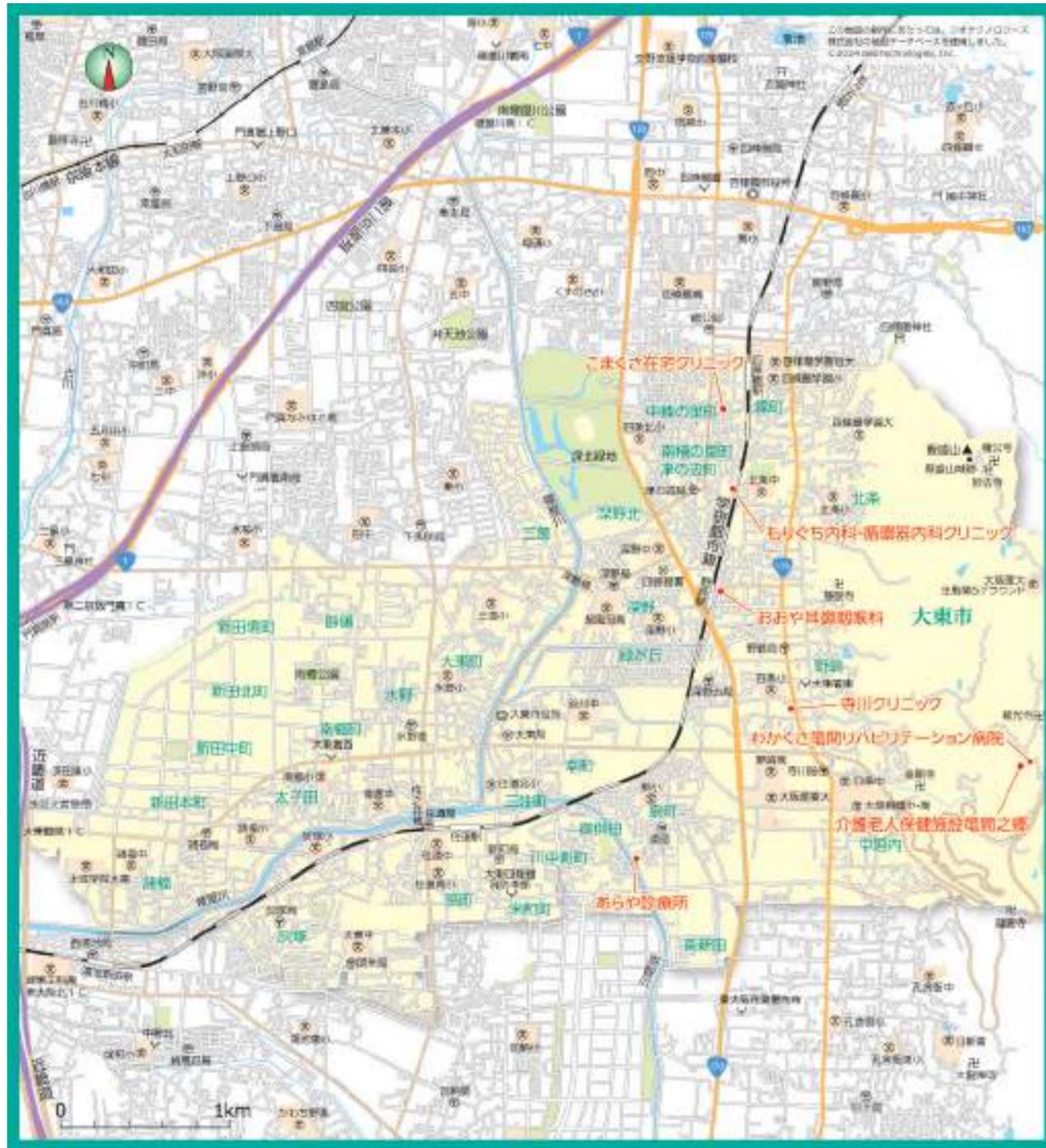
大東商工会議所



〒574-0076 大東市曙町3-26 TEL (072) 871-6511 FAX (072) 871-0330

E-mail master@daito-cci.or.jp HP https://www.daito-cci.or.jp/

大東市の市外局番は 072 です



心と体のリラクゼーション法

▶ リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましよう。口を軽くあけて、ハアとため息をついてください。苦しならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休めます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハアと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましよう。



▶ アロマセラピーを利用してみよう

アロマセラピーとは、植物の精油で、主にその香りがかぐことで健康に導くというもの。自分の好きな香りの精油をベースオイルで薄めてマッサージしたり、アロマポットに数滴垂らし、温めて香りを楽しみましょう。

▶ 動物や植物に癒される

動物に触れる「アニマル・セラピー」は、脈拍数や血圧が安定するなどの生理的な効果に加え、元気になる、リラックスするなど、心理面でも大きなメリットがあるとされています。犬、猫、うさぎ、小鳥などのペットや、馬、イルカなどの動物と実際に手でふれあうことで、心身ともにリラックスできます。植物にふれることも精神的な癒しリラクゼーション効果があると注目されています。ガーデニングはもちろん、部屋に観葉植物をひとつ置くだけでも心がなごみます。



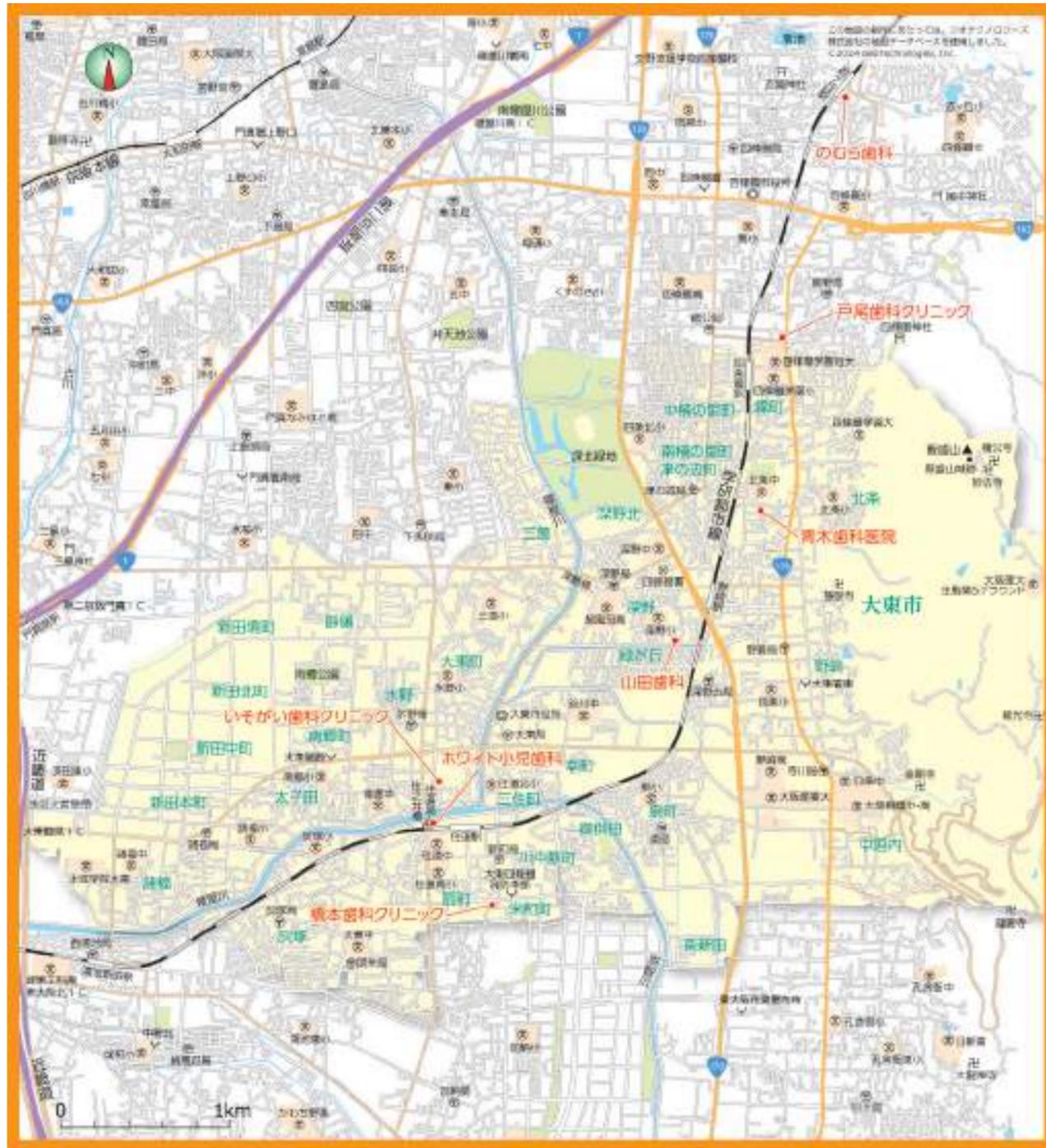


医療マップ【病院・医院・薬局】住道駅周辺

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています

ここは有料広告掲載ページです





歯の健康維持の為、歯科の主治医をもとう

現代の食生活は虫歯や歯周病を増やしただけでなく、思考力や集中力、生活習慣病などにも影響を及ぼしているという説があります。今恐れられている歯周病の主な原因は生活習慣です。偏った食生活や夜行性、喫煙、過度の飲酒など生活習慣の乱れと歯磨き習慣の乱れは表裏一体。また、糖尿病、ホルモン変調、心身症なども歯周病の原因といえますので、それぞれの専門医にも相談してください。歯はその人の一生にかかわってきます。だから年齢の「齢」は「歯」なのです。歯と健康をトータルに考えるためには、信頼できる「歯の主治医」をもちたいものです。



歯周病予防

歯磨きと歯ぐきブラッシングが基本

歯周病を予防するには、丁寧な歯磨きで歯垢を除去し、歯ぐきをブラッシングすることが基本です。ブラッシングすることで血液とリンパ液の流れがよくなり、自然治癒力が高まるため、初期の歯周病なら数ヶ月間毎日しっかりブラッシングすれば歯ぐきは回復します。

歯周病のかかりはじめを見逃さない！

歯周病は自覚症状が少ないだけに、早期発見が大切です。自覚症状があれば早めに歯医者に行き、歯垢や歯石を除去してもらいましょう。そのときに正しいブラッシング方法の指導を受け、半年に一度か年に一度の割合で、定期的にチェックしてもらおうといでしょう。

しっかり噛む、禁煙する

食べ物をよく噛むことも大切です。よく噛んで食べると歯の細菌は落とされ、唾液がたくさん出て食べカスも洗い流されるという自浄作用が働くほか、歯とあごの骨も丈夫になるからです。やわらかいものばかりでなく、固いものもしっかり噛んで食べましょう。また喫煙も歯周病を悪化させる要素。喫煙する人は、できるだけ禁煙したほうがいいでしょう。

歯周病予防診断チェック／

- 歯に歯垢がたまっていないか？
- 歯ぐきが赤く充血し、腫れていないか？
- 歯を磨いたときに出血しないか？
- 歯ぐきがむずがゆい感じがしないか？
- 口の中が嫌なにおい（口臭）がしないか？
- 歯ぐきを押すと臭い膿みが出ないか？
- 食べ物がよく歯にはさまらないか？
- 水を飲むと歯や歯ぐきにしみないか？
- 朝起きたときに、口の中がねばついているか？
- 歯が少しぐらぐらしないか？
- 歯ぐきが腫れ、痛まないか？
- 歯がグラついて、ものが噛みきれないことはないか？
- 歯が長く見えるようになっていないか？



一般社団法人 大東・四條畷医師会

〒574-0011 大東市北条1-1-28 TEL 072-876-3381
HP <https://www.daito-shijyonawate.osaka.med.or.jp/>

令和7年3月現在 ※市外局番は(072)です

大東市		
医療機関	電話番号	所在地
社福)あいの里竜間診療所	869-0788	大字龍間673-3
医)浅田クリニック	806-8080	赤井1-3-23 シャンテ三船III1階
あべ眼科	814-7200	南津の辺町7-35 南津の辺 メディカルモール
医)石川クリニック	872-1868	寺川5-2-1
いそのかみ皮フ科	889-6712	赤井1-5 ラプラス住道2階
医)井上産婦人科クリニック	872-3511	氷野1-8-26
医)井上眼科	806-7566	氷野1-8-26
井上内科医院	872-1612	氷野1-11-23
医)上川耳鼻咽喉科	876-0672	錦町10-3
医)榎本整形外科	874-1573	扇町5-14
大東医院	872-0123	諸福3-6-10
医)おおよ耳鼻咽喉科	803-3387	野崎1-3-8
岡崎医院	871-6316	御供田4-1-5
かたやま内科クリニック	813-2023	諸福3-1-21
医)加納整形外科	875-0505	扇町15-1
医)川崎クリニック	871-1787	栄和町7-4
川端医院	871-0055	泉町2-10-45
協立診療所	874-2138	三箇1-3-8
医)恵和会総合クリニック	889-1122	末広町7-7 メディカルプラザ6階
医)こじま眼科	874-3115	赤井1-4-3 ポップタウン住道 オペラパーク3階
医)こにし小児科クリニック	873-0081	末広町7-7 東邦ビル4階
医)小林医院	872-0268	赤井2-2-20
小林眼科	863-3800	野崎1-6-26
医)小林小児科内科クリニック	870-7800	赤井2-2-21
こまくさ在宅クリニック	803-7417	明美の里町14-9 サカエビル1階
医)桜本外科・胃腸内科	877-7788	北条2-9-18
澤田医院	870-3511	赤井2-12-12 グリーンコート1階
医)渋谷医院	879-0148	北橋の里町24-27 デュアル四條畷1階
白川眼科	870-1131	末広町7-7 東邦ビル5階
医)白築医院	872-1680	新田本町10-3
医)仁泉会病院	875-0100	諸福8-2-22
医)住道駅前けいいち内科・ 消化器クリニック	889-1031	赤井1-15-30 イダビル2階
医)住道クリニック	872-9555	赤井1-13-1 ポップタウン住道1番館1階
大東市立こども診療所(休診中)	873-8686	幸町8-1
医)大東中央病院	870-0200	大野2-1-11
高瀬医院	876-1487	南津の辺町10-7
高橋皮膚科	873-4330	住道2-7-16
医)たかばたけ ウイメンズクリニック	873-6671	扇町4-18
医)たかやま耳鼻咽喉科	889-1787	末広町12-11 メゾンドシヨコラ101
医)田川くすの木クリニック	889-5000	諸福6-3-20
田野眼科クリニック	872-4100	曙町5-5
医)寺川クリニック	870-0285	寺川3-11-8
医)とくだ内科クリニック	877-1414	学園町3-5
医)とよかわ整形外科 リハビリクリニック	879-3885	北条2-19-1
なかい内科血管外科 クリニック	873-2700	寺川3-9-16
医)長嶋整形外科	870-3733	新田東本町1-27
西村たくや皮膚科クリニック	870-4112	氷野1-2-5

大東市		
医療機関	電話番号	所在地
医)野崎駅前しんご内科 糖尿病・甲状腺クリニック	878-7722	南津の辺23-39 グラシア南津の辺1階
医)野崎徳洲会クリニック	874-1130	深野3-1-1
医)野崎徳洲会病院	874-1641	谷川2-10-50
橋本眼科	879-3900	野崎1-3-4 野崎クリニックビル2階
医)阪奈病院	874-1111	寺川1-1-31
医)前野整形外科クリニック	875-3670	住道2-7-15 森本ビル2階
松為医院	876-1363	北橋の里町25-13
松下診療所	873-8609	灰塚4-7-41
松山眼科	874-7577	赤井1-3-14
医)水野医院	872-0328	新町8-9
医)水野クリニック	806-0101	扇町14-17
医)南医院	876-0471	中橋の里町15-13
医)村田内科医院	873-5681	住道2-2-108 大東サンメイツ2号館1階
医)もりぐち内科・ 循環器内科クリニック	863-1055	南津の辺町7-35 南津の辺 メディカルモール
森田内科クリニック	872-0136	赤井1-1-16
森本耳鼻咽喉科	872-3387	住道2-7-15
安川クリニック	889-3209	平野屋1-3-9
山本内科循環器科	806-5050	新町14-5 メゾン橋喜1階
社医)わかさ竜間 リハビリテーション病院	869-0116	大字龍間1580
医)若杉耳鼻咽喉科	873-4133	赤井1-4-3 ポップタウン住道 オペラパーク3階

四條畷市		
医療機関名	電話番号	所在地
愛eyeクリニック	877-0023	楠公1-15-8 2階
安部クリニック	0743-78-8875	田原台5-17-21
医)イトウ・クリニック	0743-71-1122	田原台4-4-24
社福) いるかこどもクリニック	862-1188	岡山東2-3-28
医)きたいクリニック	879-2540	楠公2-8-10
医)北河内藤井病院	879-5311	岡山東3-1-6
医)きた眼科	800-6137	砂4-3-2 イオンモール四條畷 2階
耳鼻咽喉科くもん医院	877-3387	清滝369-37
医)河野医院	876-0241	楠公2-10-12
すぎはら皮ふ科	862-0809	楠公2-8-28
医)竹吉整形外科	876-7222	岡山東1-10-5
医)田中医院	877-1078	塚脇町5-3
社医)畷生会脳神経外科病院	877-6639	中野本町28-1
医)中村診療所	878-5510	中野1-3-1
西村クリニック	862-3001	楠公1-14-6
医)林内科医院	878-8191	岡山東2-1-23
医)阪奈サナトリウム	0743-78-1188	上田原613
医)福田医院	876-1666	岡山2-1-58
医)ふくだクリニック	862-1156	中野本町8-39
医)藤岡眼科	876-7155	米崎町14-4
医)松山眼科クリニック	395-2881	楠公2-9-11
医)松吉医院	876-7221	米崎町17-30
みやいファミリークリニック	800-8282	江瀬美町12-3
みやざきクリニック	863-2266	楠公1-15-8 2階
やまぐち眼科	878-2085	岡山東1-8-3 39ビル1階
医)吉田耳鼻咽喉科	876-1865	楠公1-9-2



一般社団法人 大東・四條畷歯科医師会

〒574-0028 大東市幸町8-1 大東市立保健医療福祉センター3階
TEL 072-812-2553 HP <http://www.dsda.jp>

令和7年1月現在 ※市外局番は(072)です

大東市		
医療機関	電話番号	所在地
相川歯科医院	874-1123	泉町1丁目1-8
青木歯科医院	878-6623	北条1-20-27
新井歯科	870-8249	赤井1-5-4 ラプラス住道2F
石橋歯科医院	873-3545	新町12-5
いそがい歯科 クリニック	875-0999	赤井1-4-3 ポップタウン 住道オペラパーク3F
伊藤歯科クリニック	870-0878	深野4-4-12
大野歯科医院	877-0808	北条1-8-35
小倉歯科医院	874-2233	諸福5-12-18
学園町ヤマダ歯科 クリニック	814-7188	学園町3-14
加山歯科医院	879-6840	南橋の里町14-26 イーストコート1F
河口歯科	876-0929	北条1-2-2
岸田歯科医院	871-5367	新町5-17
キダ歯科医院	874-8846	灰塚4-16-38
北村歯科	872-0141	浜町1-13
キタムラタクヤ 歯科医院	870-1070	浜町10-18
小阪歯科医院	872-0046	三住町17-5
こだま歯科	874-0124	朋来2-5-35 サンメゾンイースト 101号館
澤田歯科医院	871-2984	赤井2-2-13
すみのどうfamily デンタルクリニック	812-6034	大野1-2-12
園田矯正歯科	889-7049	浜町9-12 沢辺ビル4F
大東歯科医院	869-3333	太子田1-11-6
たけい歯科	873-8020	御供田4-4-11 ロイヤルメゾン千国
竹本歯科	875-2353	諸福4-5-14
ちあき矯正歯科	814-7144	氷野3-2-10
塚本歯科医院	875-4082	大東町8-21
中井歯科	876-7890	明美の里町16-20
野崎徳洲会病院	874-1641	谷川2-10-50
橋本歯科	872-1943	曙町3-18
橋本歯科クリニック	871-0102	栄和町1-22
はんな歯科医院	889-2233	平野屋1-1-1
阪奈病院	874-1111	大東市寺川1-1-31
ホワイト小児歯科	874-1421	住道2-8-4 高倉ビル2F
まきこども歯科	873-1515	扇町13-9 誠光ビル1F

大東市		
医療機関	電話番号	所在地
ますかわ歯科	870-4748	赤井1-3-33 メゾンドール・ソフィア 1F
松井歯科	877-8211	北橋の里町27-19 発光マンション2F
松本歯科医院	874-8270	諸福4-1-19 星野ビル2F
みたに歯科	870-7001	末広町2番302号 ガラスの卵テラ 住道3F
宮本歯科医院	875-6480	泉町2-9-13 メゾンミソラ1F
山田歯科	806-4182	深野4-3-8
横田歯科医院	874-5118	末広町12-10
吉野歯科医院	874-7001	三箇3-6-4 メゾン山口1F
わかさ竜間 リハビリテーション病院	869-0116	大字龍間1580

四條畷市		
医療機関名	電話番号	所在地
いあい歯科医院	878-9630	楠公1-14-1
上原歯科医院	0743-79-9032	田原台4-6-2
川村歯科医院	878-6588	塚脇町5-12
雲川歯科医院 たわらだ歯科	0743-71-2345	田原台5-17-16
河野歯科	803-3055	岡山1-25-22 平井水道ビル1F
さわだ歯科医院	877-8801	南野1丁目5番20号
四條畷 なんこう通り歯科	863-1811	楠公1-11-58
清水歯科医院	876-8801	岡山2-1-70
たいじ歯科医院	803-4618	楠公1-11-48
高橋歯科医院	879-0648	岡山2-1-57
たにむら歯科口腔外科	0743-85-6400	田原台4-4-28
戸尾歯科クリニック	879-8811	楠公2-9-15
高橋ナワテ歯科医院	879-4780	岡山2-16-29
西田歯科	877-7001	楠公1-15-8
のむら歯科	862-1020	岡山東1-8-2
向井歯科	862-0123	美田町7-10
むらなか歯科	876-3735	雁屋北町4-11
歯をまもる歯科	800-4831	楠公2-8-22
山内歯科医院	877-5330	美田町1-3
山口歯科医院	879-5055	岡山1-9-4
山村歯科医院	878-8547	米崎町13-36



北河内薬剤師会

〒575-0052 四條畷市中野3-5-28 四條畷市立保健センター3階
TEL 072-877-8203 HP <http://www.kitakawachi.org>

令和6年12月現在 ※市外局番は(072)です

薬局名	電話番号	所在地
アイムイクダ薬局	871-1702	寺川5-1-1
あおば薬局	875-6620	末広町7-7 東邦ビル1階
アカカベ扇町薬局	806-4193	扇町10-5
アカカベ薬局 住道駅前店	871-0093	住道2-7-12 ツインフラッツ1階
アカカベ薬局 谷川店	870-1193	谷川2-10-51 三宝ビル1階
アカカベ薬局 津の辺店	879-0930	明美の里町1-70
アカカベ薬局 野崎店	863-0931	北条1-13-29
アカカベ薬局 野崎参道店	803-0051	野崎1-7-17
アカカベ薬局 ポップタウン住道店	806-0930	赤井1-15-27 ポップタウン住道5番館
アカカベ薬局 諸福店	803-6154	諸福3-1-19
あすか薬局 新町店	800-6507	新町14-5 メゾン橋喜
イケイチ薬局	873-2518	赤井1-3-24 シャンテ三船1階
伊藤薬局	876-6591	北条1-1-11
大阪住道さくら薬局	869-2375	新町9-7
オガワ薬局	875-3480	末広町13-25
かがやき薬局 住道店	869-2222	赤井2-1-21
かるがも薬局 住道店	871-0166	末広町12-11 メゾンドショコラ101号
かるがも薬局 住道東店	800-3066	栄和町7-4
かるがも薬局 大東寺川店	813-3375	寺川3-9-15
かるがも薬局 大東店	878-6275	北条5-2-5
グリーン薬局 平野屋店	889-1881	平野屋1-3-11
くるみ薬局 四條畷店	863-7766	北楠の里町24-19
サン薬局 住道店	803-7547	赤井1-5 ラプラス住道102
サンライトげんき薬局 阪奈病院前店	803-7303	寺川1-1-10
サンライトなかよし薬局 氷野店	812-6116	氷野1-9-1
しいの実薬局	806-8680	三箇1-3-7
しんでん薬局	813-3908	新田本町10-3
シンバシ薬局 四條畷店	800-3787	学園町3-5
すみれ薬局	876-3320	錦町9-12
聖和薬局	878-9593	南津の辺町56-19
太陽薬局	875-0287	住道2-2-111
ちーぷ薬局	806-1320	赤井1-1-12 樋口ビル1階
中川薬局	872-1634	三住町5-21
のぞみ薬局 住道店	816-1124	扇町14-16
ハロードラッグすみのどう薬局	872-5097	大野2-1-16 アウローラビル1階
阪神調剤薬局 大東店	874-1390	赤井1-4-3 ポップタウン住道オペラパーク南館316
ひとみ薬局 野崎店	803-0061	野崎1-3-14
ヒノデ薬局	889-1900	諸福7-2-15
ユニスマイル薬局 大東店	816-1335	新田東本町1-26



大東市の医療機関案内

ここは有料広告掲載ページです

病院・医院



歯科医院







住まいの基礎知識 ①

(株)サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

リフォームの進め方とポイント



Step.1 具体的な計画をたてる

- ▶ 時期、期間は？
- ▶ 予算は？



リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step.2 事業者を決める～契約する

- ▶ 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- ▶ 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- ▶ 数社同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Step.3 着工

- ▶ 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- ▶ 工程表に基づいて進んでいるか？
- ▶ 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step.4 着工後

- ▶ 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- ▶ 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？





住まいの基礎知識 ②

エコリフォームで地球にやさしい暮らし

気候や環境に合わせてリフォームすることや、自然の力を利用して光熱費が削減できます。省エネで地球にも家計にもやさしい暮らしを実現できます。

1 太陽エネルギーの利用

太陽電池を利用する太陽光発電システム、太陽熱で水を温める太陽熱温水や床暖房などがあります。

2 給湯設備

ガスで発電し、排熱を給湯や暖房に利用する家庭用コージェネレーションシステムや、省エネ効果の高い高効率給湯器などがあります。

3 外壁および窓などの断熱化

複層ガラスや二重サッシなどで断熱性能を高めると、冷暖房の効果が高まります。二重サッシは、結露の防止にもなります。

4 自然を取り入れる

壁やベランダにツタ植物を植え、緑のカーテンで夏の日差しを避けたり、家の中の風通しをよくするなど、自然を上手に取り入れましょう。

空き家の解体

維持管理ができない空き家を解体して「土地」として活用する方法を検討できます。周辺状況等によって異なるため解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

メリット



- ▶ 土地を売却しやすくなる
- ▶ 土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ▶ 維持管理にかかる手間とお金が不要

デメリット



- ▶ 解体経費が必要となる
- ▶ 固定資産税の軽減措置が適用されなくなる
- ▶ 解体した土地に再建築できない場合がある





住まいの基礎知識 ③

(株)サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

リフォームのタイミングと注意点

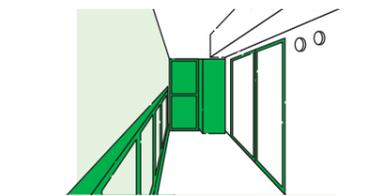
1 断熱はリフォームする ときがチャンスです

外壁や屋根などの断熱は、内装や外装をリフォームする時に一緒に行くと、施工もやすく費用効率もよいので、一石二鳥です。断熱の基本は、住宅をすっぽりくるむ事です。ですから部位毎にバラバラに施工するより、全体を一度に行くと、とても効果的です。ただし、天井や屋根と壁、壁と床や基礎などの境目は、施工が難しい場所で、注意が必要です。



2 屋根やベランダの 防水をチェックする

屋根やベランダなど、年中紫外線や雨などにさらされている箇所は建物の中でも特に傷みやすい部分です。傷んだ箇所を放置しておくと、雨漏りによる漏電火災など大きな被害にもつながりかねません。防水リフォームによって建物の防水性を保つことや定期的なメンテナンスは、住まいを守るためにも、とても大切です。



3 見えない部分の 劣化にも気をつけて

リフォームの理由の多くは、「壊れた」、「古くなった」、「ヒビがある」など目に見える劣化です。しかし見えない部分でも、漏水や結露による腐朽、シロアリによる浸食、配管の腐食など、劣化が進行していることがあります。リフォームは経年も考慮して検討してみましょう。



ちょっとした工夫でより快適に！窓のリフォーム

窓は住宅の中でもっとも熱が逃げやすい場所。ちょっとした工夫で高い断熱効果をえられる場所でもあります。

厚手のカーテン	フィルム	複層ガラス	後付けサッシ	断熱サッシ
				
価格 安い 断熱性能 やや良い	価格 ふつう 断熱性能 やや良い	価格 ふつう 断熱性能 良い	価格 ふつう 断熱性能 非常に良い	価格 高価 断熱性能 非常に良い
カーテンボックスをつけ、床に届くくらいの長さにするのが効果的。	ガラス面にフィルムを貼り、熱を通しにくくします。	単板ガラスのサッシにアタッチメントを付け、複層ガラスにします。	屋内にサッシを取り付け、二重窓にします。	アルミサッシをプラスチックなど熱伝導率の低い素材に変えます。

※詳しくは建材メーカーや専門業者にお問い合わせください。

あなたのお家は大丈夫？ 耐震チェック

- | | |
|--|---|
| 1 昭和56年度以前の建物である
(現在の耐震基準を満たしていない可能性があります) <input type="checkbox"/> | 6 大きな吹き抜けがある <input type="checkbox"/> |
| 2 基礎にひび割れがある <input type="checkbox"/> | 7 室内の床が傾いている <input type="checkbox"/> |
| 3 地盤が危険だと感じる <input type="checkbox"/> | 8 屋根には重い建材を使用している <input type="checkbox"/> |
| 4 基礎が鉄筋コンクリート造ではない <input type="checkbox"/> | 9 過去に大きな災害に見舞われたことがある <input type="checkbox"/> |
| 5 必要な手続きを行わずに増築している <input type="checkbox"/> | 10 壁の量が少ない
(見かけの壁の割合が少ない場合は、当然危険です) <input type="checkbox"/> |



不動産のQ&A



Q なぜ登記しなければならぬのですか？

A 売買などによって土地や建物の所有権や抵当権など不動産に関する権利を取得した場合は、その旨の登記をしなければ、法律上、売買の当事者以外の第三者に対してその権利を取得したことを主張することができません(民法第177条)。そのため、所有権や抵当権などの不動産に関する権利を取得した場合は、登記の申請をして権利を守る必要があります。また、建物を新築した場合には、所有者は1か月以内に建物の表題登記を申請しなければならないなど、不動産の表示に関する一定の種類の登記については、所有者等に登記の申請義務が課せられています。

Q 登記の申請を代理して行う専門家はいるのですか？

A 登記の申請を代理して行う専門家は、「司法書士」と「土地家屋調査士」です。司法書士は、所有権の移転や抵当権の設定などの不動産の権利に関する登記の代理申請を、土地家屋調査士は、建物の新築の登記や土地の分筆などの不動産の表示に関する登記の代理申請を専門に行っています。それぞれの登記の申請方法について不明な点がある場合には、これらの専門家に相談するのがよいでしょう。各都道府県にある司法書士会及び土地家屋調査士会については、次のホームページから御確認ください。

●日本司法書士会連合会HP <https://www.shiho-shoshi.or.jp>
●日本土地家屋調査士会連合会HP <https://www.chosashi.or.jp>
出典：法務局ホームページ「不動産登記のよくあるご質問等」より加工・編集して作成
(<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/fudousantouki.html>)

Q 登記の申請は誰がするのですか？

A 所有権の移転など権利に関する登記の申請は、原則として登記権利者と登記義務者が共同してしなければなりません。登記権利者とは、登記をすることによって登記上直接利益を受ける者で、登記義務者とは、登記をすることによって登記上直接不利益を受ける者です。土地の売買を例にすると、買主は売主から所有権の移転の登記を受けて登記簿上の権利を取得するという利益を得ますので、登記権利者となります。一方、売主は買主に所有権を移転する登記をして登記簿上の権利を喪失するという不利益を受けるので登記義務者となります。なお、例外として、表示に関する登記については所有者などが、判決又は相続による登記などについては登記権利者が、それぞれ単独で申請することができます。

Q 登記の申請は代理人によって行うことができますか？

A 登記の申請は、必ずしも本人がしなければならない性質のものではないので、代理人による申請も認められています。代理人によって申請する場合は、登記権利者又は登記義務者からの委任状を申請情報に添付しなければなりません。



葬儀とお墓の豆知識

(株)サイネックスによる編集記事ページです
ここは有料広告掲載ページです

知っておきたい葬儀のマナー

故人を悼み、遺族への哀悼を表すために必ず焼香が行われる仏教に対して、神道では故人の霊が子孫を守る守護神となる儀式であると考え、葬儀以降の儀式にも「祭」が付きまします。死を「故人を神のみもとへ送る」とされるキリスト教では、祈りは神に捧げるもので、葬儀は遺族を慰め、励ますために行われます。このように宗教によって葬儀の行い方にも異なったルールがあることを知っておきましょう。

宗教別	拝礼の方法	不祝儀袋	不祝儀袋の書き方
仏教	焼香・線香・数珠	白黒や双銀の結び切りで、のしはつけない。	御仏前・御霊前 御香典・御供物料
神道	玉串奉奠・手水	双白や双銀の結び切りで、のしはつけない。	御神料・玉串料 御神饌料・御霊前
キリスト教	献花	水引、のしはつけない。白封筒か十字架やユリの花が描かれた不祝儀袋。	御花料・御ミサ料 御霊前
無宗教	献花など	白黒の結び切りで、のしはつけない。	御花料・御霊前 などが無難

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます

知っておきたいお墓の種類

お墓には、霊園や寺院に見られるような「墓石」のほかに「納骨堂形式」もあります。墓石には和型、洋型、和洋折衷型、オリジナルのデザイン墓石などがありますが、これらは宗派や故人、家族の考えによって選ばれるものです。

和型

最も標準的な形のお墓です。竿石の下に上台石(じょうだいいし)、下台石(げだいいし)を重ねた形が多く見られます。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。



洋型

芝生墓地やガーデン霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。



服装のマナー

- 一般的に、葬儀に参列する際の服装は、結婚やお祝い事とは逆に「派手なものを避け、地味に徹する」ことにあります。
- 仕事帰りなどの場合、わざわざ喪服に着替える必要はありません。ただしアクセサリーなどは外します。
- 男性は、白シャツ・黒のスーツ・黒ネクタイ・黒い靴。
- 女性は、黒のフォーマルウェア・肌の露出の少ない黒や紺のワンピース・黒い靴。
- アクセサリーを身につけるとしたら真珠にしましょう。ネックレスは一連のものを。





素敵にキレイをはじめる

(株)サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



サ
ロ
ン



SALON LINO取扱商品

◆LINO.

SALON LINOと株式会社キキョウコーポレーションの共同企画による“LINO.うるおいミスト”は、全国機能水研究会サテライトラボが開発した各種機能性セラミックスによる豊富なミネラル成分を含んだ多機能性還元イオン水を使用しています。肌につけた瞬間からスーッと染み込む浸透性を実感！



◆exuviance

肌の健康と美しさは、「肌の生まれ変わり（ターンオーバー）を正しいサイクルにする」ことによって実現し、それは、人生の豊かさに重要な役割を果たします。これがフルーツ酸関連技術で世界の皮膚科学をリードする「ネオストラータ社」が考えるスキンケアのあり方です。エクスビアンスは肌本来の力を引き出し、意識的なスキンケアが肌悩みを解放に導きます。



◆4BPRO Granface Series

「補う」「溜める」「閉じ込める」トリプル保湿効果で、角質層すみずみまで水分で満たされます。全て日本国内の工場で作成。容器の選定にもこだわり鮮度を維持。ノンパラベン、合成香料不使用、合成着色料不使用、無鉱物油。



生活ガイド